

横浜市中央卸売市場開設運営協議会

次 第

日 時：令和元年9月12日（木）午後2時

会 場：横浜市中央卸売市場本場

市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 会長挨拶

3 理事挨拶

4 議 題

- (1) 業務規程について
- (2) 横浜市中央卸売市場経営展望について
- (3) その他

5 報告事項

横浜南部市場にぎわい創出事業について

6 閉 会

【添付資料】

- 資料1 横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿
- 資料2 本日の座席表
- 資料3 卸売市場法改正を踏まえた業務規程の改正について
- 資料4 横浜市中央卸売市場業務条例・施行規則
- 資料5-1 横浜市中央卸売市場経営展望（案）＜平成31年3月現在版＞
- 資料5-2 横浜市中央卸売市場 食肉市場 経営展望（全体像）
- 資料6 横浜南部市場でヨコハマの食を体感！
- 資料7 ラグビーワールドカップ2019™ファンゾーンに
横浜市中央卸売市場のキッチンカーが出店します！

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

		氏 名	職 名
1	会 長	若 杉 明	横浜国立大学名誉教授
2	副会長	森 茂	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役会長
3	委 員	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学科教授
4	委 員	山 下 東 子	大東文化大学経済学部教授
5	委 員	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
6	委 員	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事
7	委 員	真 壁 勇 男	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長
8	委 員	多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会代表幹事
9	委 員	福 留 秀 樹	金港青果株式会社代表取締役社長
10	委 員	後 藤 正 明	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
11	委 員	芦 澤 豊	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
12	委 員	石 井 良 輔	横浜魚類株式会社代表取締役社長
13	委 員	荒 木 敏 行	横浜食鳥鶏卵株式会社代表取締役
14	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
15	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
16	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合理事長
17	委 員	石 井 孝 和	横浜青果小売商協同組合連合会会長
18	委 員	明 澤 重 明	横浜水産物商業協同組合理事長
19	委 員	福 岡 伊三夫	横浜食肉商業協同組合理事長
20	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

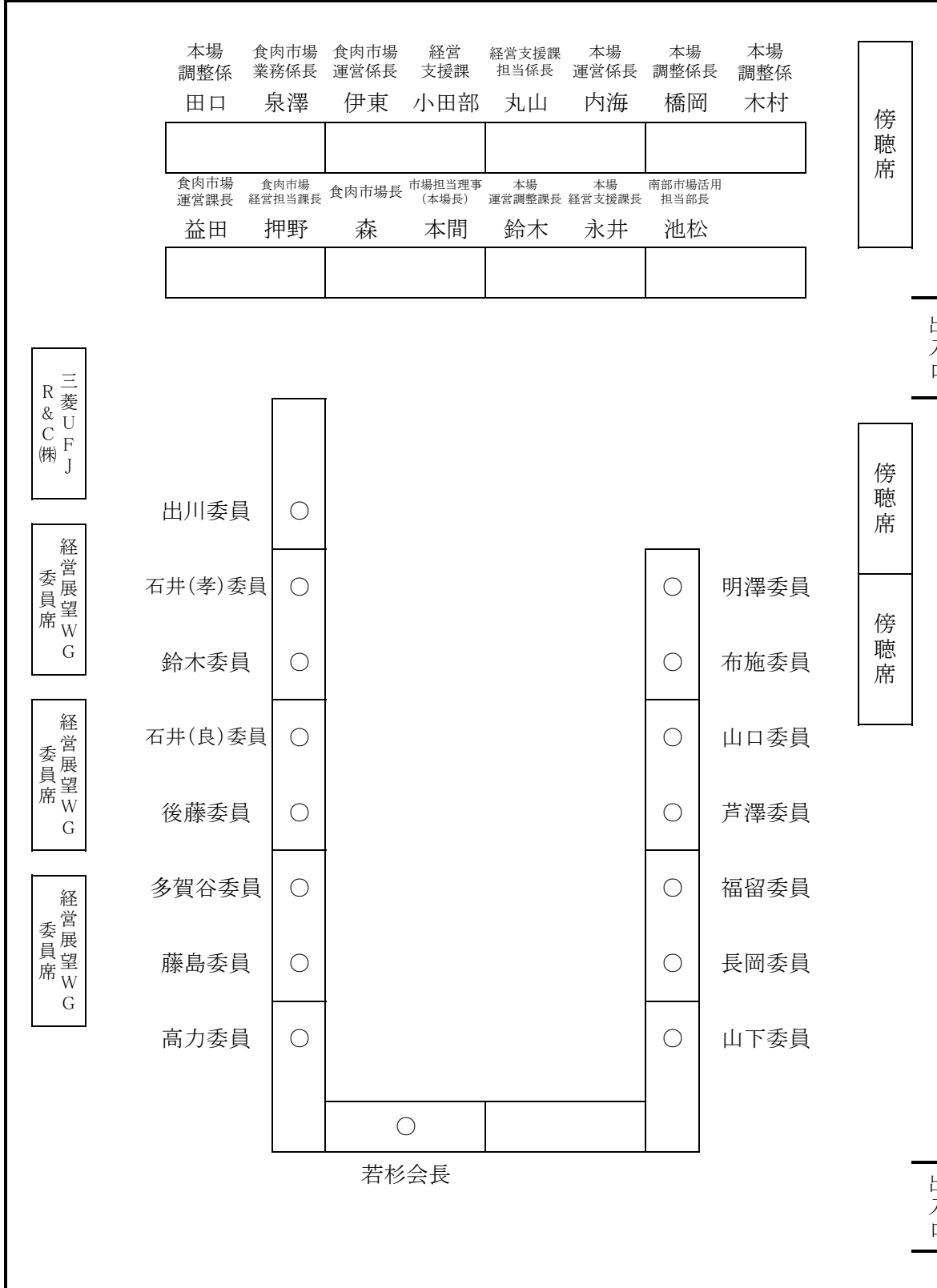
委員数：20名

任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

(藤島委員は、平成31年1月7日から令和3年1月6日)

日時: 令和元年9月12日(木) 午後2時から
 会場: 本場 市場センタービル3階 研修室

令和元年度 第3回
 横浜市中心卸売市場開設運営協議会 座席表



卸売市場法改正を踏まえた業務規程の改正について

卸売市場法改正を踏まえた業務規程について、部毎の特性に合わせて取引の自由度をできるだけ高めつつ、公正・公平な取引の確保や市場の活性化につながるよう改正を行います。

1 業務規程の構成について

業務規程に定める主な事項は以下のとおりです。

事項	規定のイメージ	資料中の記載箇所
目的	生鮮食料品等の取引の適正化等を図り、市民等の生活の安定に資する旨の規定	「2(2) - 1」
定義	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者等の基本的な役割等の規定	「2(1) - 1」
責務	開設者及び卸売業者その他取引関係者が公正・公平な取引及び市場の活性化に努める責務等の規定	「2(1) - 2」
開場期日等	市場の開場期日等、業務運営に係る規定	「2(1) - 3」
業務許可	開設者が卸売業者、仲卸業者、関連事業者の業務許可等を行う旨の規定	「2(1) - 4、5」 「2(2) - 2」
取引規制	市場の適正かつ健全な運営を確保するための取引ルール等の規定 (青果部、水産物部・鳥卵部、食肉部の市場取引委員会の答申に沿った改正を行う。)	「【参考】 市場取引委員会 審議事項関係」
品質管理	安全・品質管理体制の整備に努める等、物品の品質管理に関する規定	
施設使用	市場施設の使用に関する規定	「2(2) - 3、4」
監督	市場の適正な運営確保等のために必要な指導、検査、監督処分等に関する規定	「2(2) - 5～7」
その他	市と市場関係者との協議の場の設置、災害時における生鮮食料品の確保等の規定	「2(1) - 7」 「2(2) - 8～13」

2 業務規程の主な変更内容等

(1) 業務規程の主な変更内容(開設運営に関する事項)

	事項	内容	理由
1	新設 定義	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者、仲卸業者等の定義を新設。 ＜卸売業者＞出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、仲卸業者等に対する卸売を行う者 ＜仲卸業者＞市場において卸売業者等から卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の仲卸売場において販売する者等 	市場関係者のそれぞれの役割等を明確にするため。

	事項	内容	理由
2	新設 市長及び市場関係者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 市長、卸売業者、仲卸業者、関連事業者の責務を新設。 ＜市長の責務＞公正かつ公平な市場取引の場の確保及び取引参加者への指導監督等を行うとともに、災害時には生鮮食料品等の供給拠点としての役割を迅速に対応する。また、市内中小企業や商店街とも連携した取組、並びに市場の特色を生かした賑わいづくりの活用を通じて市場の活性化に努めなければならない。 ＜卸売業者の責務＞市場における公正公平な卸売業務の適正かつ健全な運営、生鮮食料品等の集荷及び品質管理を行わなければならない。また、市場内取引の活性化を含めた市場の活性化に努めなければならない。 ＜仲卸業者の責務＞市場における公正公平な仲卸業務の適正かつ健全な運営、生鮮食料品等の公正かつ妥当な評価及び品質管理を行わなければならない。また、市場内取引の活性化を含めた市場の活性化に努めなければならない。 ＜関連事業者の責務＞市場における関連事業を適正かつ健全な運営、商品等の品質管理及び市場関係者に対するサービスの向上に努めなければならない。また、市場の活性化に努めなければならない。 	市長や市場関係者のそれぞれの責務を明確にするため。
3	変更 開場の期日	<ul style="list-style-type: none"> 本場について、実際は水曜日と日曜日が休業日であるが、条例上水曜日は開場日であり、現状では別に水曜日を臨時休業日として設定している。日曜日と年末年始に加え、水曜日を条例上の休場日に変更する。 食肉市場については、土曜日を同様の理由により休場日に変更する。 	週休二日であることを明確にするため。
4	新設 卸売業務の許可	<ul style="list-style-type: none"> 国が行っていた卸売業者の許可を開設者が行う。 純資産額等については市の基準を設ける。 	国が卸売業者の許可を行う規定が法律から削除されたため。
5	変更 関連事業者の許可	<ul style="list-style-type: none"> 関連事業者の許可は引き続き開設者が行う。 第一種(物販、貯蔵等)、第二種(飲食店、理容店等)の区分を廃止する。 市場の取扱品目の販売を可能とする。 	取扱品目の拡大等により、市場の利便性の向上や市場活性化を図るため。

		事項	内容	理由
6	変更	改善措置命令	・市長は、取引参加者、関連事業者その他事業者の財産に関し、改善措置を命ずることができる。 ・卸売業者については、財務基準等について、市の基準を設ける。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
7	変更	附属機関	・現在の「開設運営協議会」と部毎の「市場取引委員会」の4つの附属機関の構成から、 <u>附属機関としては開設運営協議会に統合し、市場取引委員会は部会として再構成する。</u>	両附属機関を統合することで、幅広い総合的な議論ができるようにするため。

(2) 継続される業務規程の主な内容(開設運営に関する事項)

		事項	内容	理由
1	継続	目的	・卸売市場法に基づき、横浜市中央卸売市場の運営等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	引き続き横浜市が中央卸売市場を開設・運営し、市民への生鮮食料品等の安定供給と市場の活性化を推進するため。
2	継続	仲卸業者の許可	・仲卸業者の許可は引き続き開設者が行う。	公正・公平な取引を担保する上で、仲卸業者は開設者が認めた者が望ましいため。
3	継続	市場施設の使用	・市長から業務許可を受けた卸売業者、仲卸業者、関連事業者が使用する市場施設の指定、売買参加者その他の者に対する市場施設の使用許可は引き続き市長が行う。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
4	継続	使用料等	・引き続き、市場使用料、施設使用料を徴収する。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
5	継続	検査	・市長は職員に、取引参加者、関連事業者、その他事業者の財産の状況、施設の使用状況等に関し検査させることができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
6	継続	監督処分	・市長は、取引参加者、関連事業者その他事業者が条例等に違反した場合には過料、業務停止等の処分をすることができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
7	継続	卸売業務の代行	・卸売業者が卸売をできなくなった場合は、他の卸売業者にさせるか、または自ら卸売の業務を行う者とする。	生鮮食料品等の安定供給のため。

		事項	内容	理由
8	継続	災害時における生鮮食料品等の確保	・市長は災害時、生鮮食料品等を確保するため卸売業者、仲卸業者、関連事業者に対し必要な指示をすることができる。	生鮮食料品等の安定供給のため。
9	継続	無許可営業の禁止	・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は市場内において許可を受けた業務を除き物品の販売その他営業行為をしてはならない。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
10	継続	市場への出入等に対する指示	・市場への出入、施設の使用、物品の運搬等については市長の指示に従わなければならない。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
11	継続	清潔の保持及び環境改善の義務	・取引参加者、その他の市場関係事業者は市場の清潔の保持、騒音等の抑制等に努めなければならない。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
12	継続	市場秩序の保持等	・市長は、市場の秩序の保持に必要があると認めるときは、入場制限等の措置をとることができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
13	継続	許可等の制限または条件	・市長は、業務規定による許可、承認または指定には条件等を付することができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。

【参考】売買取引に係る業務規程

(1) 市場取引委員会審議事項

		事項	内容	理由
1	緩和	卸売の相手方の制限	・卸売業者の卸売の相手は、仲卸業者、売買参加者、相対取引事業者とする。 ・災害の場合、委託物品を自己買受する場合、他の卸売業者へ卸売する場合を除く。	新たに卸売りの相手方として、相対取引事業者を設け、規制を緩和するため。
2	新設	相対取引事業者	・卸売業者から卸売を受けられる者として卸売業者からの事前届出による「相対取引事業者」を設ける。ただし、せりには参加できない。	現行の第三者販売に代え、卸売業者の取引先を明確にするため。
3	継続	売買参加の承認	・売買参加者の承認は引き続き開設者が行う。	公正・公平な取引を担保する上で、売買参加者は開設者が認めた者が望ましいため。
4	緩和	市場外にある物品の卸売に関する報告	・市場以外の場所にある取扱物品を卸売した場合、市長に実績を報告しなければならない。	市場外を経由する取扱物品を把握するため。
5	緩和	仲卸業者の直荷引き	・仲卸業者は販売の委託を引き受けてはならない。 ・仲卸業者は、卸売業者から買入れが困難なものを卸売業者以外のものから買入れることができる。 ・ただし、市長に実績を仕入・販売実績を報告しなければならない。	公正・公平な取引を担保するため。
6	変更	売買取引の方法	・1号(全量せり)、2号(一定割合をせり)、3号(1、2号以外)物品の区分を、せりをする物品との2区分とする。	物品ごとのせり割合の自由度を増すため。
7	継続	せり人	・卸売業者からの申請により開設者が登録する制度を維持する。	公正・公平な取引を担保する上で、せり人は開設者が認めた者が望ましいため。
8	緩和	取扱品目	・飲料を取り扱えるようにする等、取扱品目を拡大。	取扱品目拡大による市場活性化のため。
9	緩和	卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告	・卸売業者の自己買受、市場内の他の卸売業者への卸売を行った場合は市長に実績を届けなければならない。	市場法から規制が削除されたことによる、規制削除。
10	緩和	卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売	・卸売業者が市場外で取扱物品の販売を行う場合は、市長に届け出るものとする。 ・市長は、市場外での販売が卸売の業務の健全な運営を阻害する恐れがあると認めるときは、是正を求めることができる。	市場法から規制が削除されたことにより、販売行為の制限はできないが、届出により状況を把握するため。
11	継続	仕切り及び送金等	・卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、特約がある場合を除き委託者に対して卸売をした日の翌日までに支払わなければならない。	出荷者に対する市場の決済機能を担保するため。

(2) その他

		事項	内容	理由
1	変更	売買取引の原則	・市場における売買取引は、公正、 <u>透明</u> 、かつ効率的でなければならない。	基本方針に透明が加えられている
2	変更	市長及び卸売業者の差別的取扱いの禁止等	・市長、卸売業者は取引参加者に対し差別的な取扱いをしてはならない。 ・卸売業者は、販売委託の申し込みがあった場合には正当な理由がなければ引受けを拒んではならない。	公正・公平な取引を担保するため。
3	変更	受託契約約款	・卸売業者が定める受託契約約款は公表しなければならない。	公正・公平な取引を担保するため。
4	継続	相対取引の承認申請	・せり物品について市長の承認により相対取引することができる。	残品等、特殊事情に対応するため。
5	継続	食肉部卸売業者の特例	・卸売業者は、家畜を解体し、枝肉等として卸売をすることの委託を受けることができる。	市場の適正かつ健全な運営を確保するため。
6	継続	売買取引の制限	・せり売等において不正な行為・価格が認められる場合等、市長は売買を差し止めることができる。	公正・公平な取引を担保するため。
7	継続	衛生上有害な物品の売買禁止等	・衛生上有害な物品は市場において売買、売買の目的をもって所持してはならず、市長は売買の差し止め、撤去を命ずることができる。	安全安心な食品流通を担保するため。
8	変更	予定数量等の報告・公表	・卸売業者は卸売をした物品の数量及び金額、卸売予定数量を市長に報告する。 ・卸売業者は市長に報告した内容を公表する。 ・市長は取引結果等を公表する。(新規)	取引の実態を把握するため。公正・公平な取引を担保するため。
9	新設	その他の取引条件の公表	・卸売業者は、出荷者、卸売先に対する交付金の額を市長に届け出、公表しなければならない。	市場法改正により、その他の取引条件の公表が義務化されたため。
10	緩和	販売前における受託物品の検収	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をする場合を除き、受託物品の数量、等級等について検収を行わなければならない。	公正・公平な取引を担保するため。
11	継続	品質管理	・市場内において取引する者は、生鮮食料品の品質管理に関する法令を遵守しなければならない。	安全・安心な生鮮食料品の流通を担保するため。

業務条例及び施行規則二段表（現行）

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第1章 総則 （第1条—第5条）</p> <p>第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者 （第6条—第16条） 第2節 仲卸業者 （第17条—第25条） 第3節 売買参加者 （第26条—第28条） 第4節 関連事業者 （第29条—第33条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第34条—第61条）</p> <p>第3章の2 卸売の業務に関する品質管理（第61条の2・第61条の3）</p> <p>第4章 市場施設の使用 （第62条—第68条）</p> <p>第5章 監督 （第69条—第71条）</p> <p>第6章 市場開設運営協議会 （第72条—第81条）</p> <p>第7章 市場取引委員会 （第81条の2—第81条の9）</p> <p>第8章 雑則 （第82条—第89条）</p> <p>付則</p>	<p>第1章 総則 （第1条—第4条）</p> <p>第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者 （第5条—第18条） 第2節 仲卸業者 （第19条—第28条） 第3節 売買参加者 （第29条—第32条） 第4節 関連事業者 （第33条—第38条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第39条—第84条）</p> <p>第3章の2 卸売の業務に関する品質管理（第84条の2）</p> <p>第4章 市場施設の使用 （第85条—第101条）</p> <p>第5章 雑則 （第102条—第109条）</p> <p>付則</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)に基づき、横浜市中央卸売市場(以下「市場」という。)の業務の運営、取り扱う物品の品質管理、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <p>名称 横浜市中央卸売市場本場 (以下「本場」という。)</p> <p>位置 横浜市神奈川区</p> <p>面積(省略)</p> <p>名称 横浜市中央卸売市場食肉市場(以下「食肉市場」という。)</p> <p>位置 横浜市鶴見区</p> <p>面積(省略)</p> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、横浜市中央卸売市場業務条例(昭和47年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。</p> <p>(取扱品目に係るその他の食料品)</p> <p>第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第1に掲げるとお</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>本場 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに 規則で定めるその他の食料品</p> <p>水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに 規則で定めるその他の食料品</p> <p>食肉市場 食肉部 肉類及びその加工品</p> <p>2 この条例の施行の際現に横浜市中央卸売市場業務条例(昭和24年3月横浜市告示第36号。以下「旧条例」という。)において定められている前項に掲げる取扱品目の部類と異なる次に掲げる取扱品目の部類により、卸売の業務を行っている卸売業者に係る取扱品目は、当分の間、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。</p> <p>本場 鳥卵部 食鳥、鳥卵及びこれらの加工品</p> <p>(開場の期日) 第4条 市場は、次に掲げる休業日を除き毎日開場するものとする。</p> <p>本場 日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月31日</p>	<p>りとする。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>食肉市場</p> <p>日曜日(ただし、1月5日及び12月28日の日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、またはこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>(開場の時間)</p> <p>第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>本場 午前0時から午後12時まで</p> <p>食肉市場 午前7時から午後5時まで</p> <p>2 卸売業者(法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。</p>	<p>(販売開始時刻等)</p> <p>第4条 条例第5条第2項の規定による卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>本場 青果部 午前0時開始 午後3時終了</p> <p>水産物部 午前0時開始 午後3時終了</p> <p>鳥卵部 午前8時開始 午後3時終了</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>食肉市場 食肉部 午前 9 時開始 午後 5 時終了</p> <p>第 2 章 市場関係事業者 第 1 節 卸売業者 (卸売業者の数の最高限度) 第 6 条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。 本場 青果部 2 人 水産物部 2 人 鳥卵部 1 人 食肉市場 食肉部 1 人</p> <p>(保証金の預託) 第 7 条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して 1 箇月以内に規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額) 第 8 条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。 本場 青果部 300 万円以上</p>	<p>食肉市場 食肉部 午前 9 時開始 午後 5 時終了</p> <p>第 2 章 市場関係事業者 第 1 節 卸売業者 (誓約書) 第 5 条 条例第 7 条第 1 項に規定する誓約書は、第 1 号様式によらなければならない。</p> <p>(保証金の額) 第 6 条 条例第 8 条第 1 項の規定による卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに別表第 2 に掲げるとおりとする。</p> <p>(保証金に代用できる証券の価格) 第 7 条 条例第 8 条第 3 項の規定による保証金として預託できる有価証券の種類及び価格は、次のとおりとする。 (1) 国債証券 額面金額の 100 分の 90 に相当する額 (2) 地方債証券(横浜市公債証券を除く。) 額面金額の 100 分の 90 に相当する額 (3) 横浜市公債証券 額面金額 (4) 日本銀行が発行する出資証券 額面金額の 100 分の 90 に相当する額 (5) 特別の法律により法人が発行する債券 額面金額の 100 分の 90 に相当する額</p> <p>(せり人の登録申請書)</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>1,600万円以下 水産物部 300万円以上 2,400万円以下 鳥卵部 120万円以上 400万円以下</p> <p>食肉市場 食肉部 200万円以上 1,200万円以下</p> <p>2 前項の保証金は、次の各号に掲げる有価証券をもって代用することができる。</p> <p>(1) 国債証券 (2) 地方債証券 (3) 日本銀行が発行する出資証券 (4) 特別の法律により法人が発行する債券</p> <p>3 前項の有価証券の価格は、規則で定める額とする。</p> <p>(保証金の追加預託)</p> <p>第9条 保証金について差押、仮差押または仮処分命令の送達があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額または不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、市長の指定する期間を経過した後、その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができない。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により預託する保証金について準用する。</p>	<p>第8条 条例第12条第1項の登録を受けようとする卸売業者は、第2号様式によるせり人登録申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書 (2) 住民票の写し (3) 市区町村長の発行する身分証明書 (4) 条例第12条第4項第2号、第4号及び第6号に規定する者に該当しないことを誓約する書面 (5) 写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型及び縦3.5センチメートル・横2.5センチメートル)各1枚</p> <p>2 卸売業者は、登録を受けたせり人の登録内容に変更が生じたときは、直ちに、市長に届け出なければならない。</p> <p>(せり人の登録の通知等)</p> <p>第9条 市長は、条例第12条第1項の登録をしたときは、第3号様式によるせり人登録通知書をもって、登録の拒否をしたときは、第4号様式によるせり人登録拒否通知書をもって当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(せり人登録証等)</p> <p>第10条 条例第12条第3項に規定する登録証は、第5号様式によるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の登録証の交付を受けたせり人に対し、第6号様式によるせり人章を交付するものとする。</p> <p>3 せり人は、条例第15条の規定によるせり人の登録を消除されたときは、直ちに、第1項の登録証及び前項のせり人章を市長に返還しな</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(保証金の充当)</p> <p>第 10 条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売または販売の委託をした者は、当該販売または販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した前項の保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 第 1 項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。</p> <p>(保証金の返還)</p> <p>第 11 条 保証金は、卸売業者が資格を失った日から起算して 2 箇月を経過した後でなければこれを返還しない。</p> <p>2 前項の規定により返還する保証金には、利息を付さない。</p> <p>(せり人の登録)</p> <p>第 12 条 卸売業者が市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行なう登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の登録の申請があった場合は、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して 30 日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載</p>	<p>なければならない。</p> <p>(せり人の試験の方法等)</p> <p>第 11 条 条例第 12 条第 5 項の規定による試験は、次の各号に掲げる科目について筆記、口述その他の方法により行なうものとする。</p> <p>(1) 一般法律常識及び一般経済常識</p> <p>(2) 市場業務に関する法令についての専門的知識</p> <p>(3) せり人の業務を行なうのに必要な実務上の知識</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号の試験科目の一部について試験を行なわないことができる。</p> <p>(せり人の登録更新申請書)</p> <p>第 12 条 条例第 13 条第 1 項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、第 7 号様式によるせり人登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第 9 条及び前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。</p> <p>(せり売以外の方法による販売担当者の届出)</p> <p>第 13 条 卸売業者は、市場においてせり売以外の方法で物品を卸売しようとするときは、あらかじめ、条例第 12 条第 4 項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当しない者をその卸売に従事させる者(以下「販売担当者」という。)として定め、当該販売担当者の氏名、生年月日及び担当部門を市長に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>し、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>4 市長は、第 1 項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号の一に該当するときは、その登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者または法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第 14 条または第 71 条第 3 項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 仲卸業者もしくは売買参加者またはこれらの者の役員もしくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有する者でないとき。</p> <p>(6) 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 4 号の暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等(以下「暴力団経営支配法人等」という。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。</p> <p>5 市長は、前項第 5 号の経験または能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、</p>	<p>(せり人等の氏名の明示)</p> <p>第 14 条 せり人は、せり売の業務に従事するときは、氏名を仲卸業者及び売買参加者に明示しなければならない。</p> <p>2 販売担当者は、せり売以外の方法で卸売する業務に従事するときは、氏名を仲卸業者及び売買参加者に明示しなければならない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第 15 条 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を市長に届け出るものとする。</p> <p>(1) せり人が条例第 12 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 6 号に規定する者に該当する者となったとき。</p> <p>(2) 卸売業者が売買取引に従事する者の着用する記章等を制定したとき、またはこれを変更したとき。</p> <p>(3) 株主総会又は社員総会の決議があったとき。</p> <p>(農林水産大臣あて書類の提出)</p> <p>第 16 条 卸売業者又は卸売業者になろうとする者は、卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。)に基づき農林水産大臣に提出する書類の写しを市長に提出しなければならない。</p> <p>(開場の期日及び時間の変更の通知)</p> <p>第 17 条 条例第 4 条第 2 項の規定により休業日に開場し、もしくは休業日以外の日に開場しないとき、または条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により開場の時間を変更したときは、卸売</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>試験を行なうものとする。</p> <p>6 第 1 項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。</p> <p>(せり人の登録の更新)</p> <p>第 13 条 卸売業者は、前条第 1 項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行なわせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前 60 日から当該有効期間の満了の日前 30 日までの間に、規則で定めるところにより、登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前条第 4 項(第 3 号を除く。)及び第 5 項の規定は、第 1 項の登録の更新について準用する。</p> <p>(せり人の登録の取消し)</p> <p>第 14 条 市長は、せり人が第 12 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号若しくは第 6 号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>(せり人の登録の消除)</p> <p>第 15 条 市長は、せり人が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除するものとする。</p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。</p>	<p>業者は、直ちに、その旨を販売委託者に通知しなければならない。</p> <p>(卸売業者の行なう卸売の代行)</p> <p>第 18 条 卸売業者は、効率的な流通の確保が困難な特殊な野菜について、当該市場の流通秩序と卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときに限り、あらかじめ、市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができる。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。</p> <p>(4) 第71条第3項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>(せり人章のはい用)</p> <p>第16条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定めるせり人章をはい用しなければならない。</p> <p>第2節 仲卸業者 (仲卸業者の数の最高限度等)</p> <p>第17条 仲卸業者〔次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。〕の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類により次に掲げるとおりとする。</p> <p>本場 青果部 50人 水産物部 153人</p> <p>食肉市場 食肉部 5人</p> <p>2 次に掲げる市場及び取扱品目の部類には、仲卸業者を置かないものとする。</p> <p>本場 鳥卵部</p> <p>(仲卸し業務の許可)</p> <p>第18条 仲卸しの業務を行なおうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第2節 仲卸業者 (仲卸業務の許可申請書)</p> <p>第19条 条例第18条第1項の許可を受けようとする者は、第8号様式による仲卸業務許可申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款又は規約 (2) 登記事項証明書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書 (6) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 (7) 代表者の履歴書及び写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2枚並びに印鑑証明書 (8) 役員名簿 (9) 申請者の業務を執行する役員につき、市区町村長の発行する身分証明書 (10) 申請者が条例第18条第4項第6号及び第7号に該当しないことを誓約する書面 (11) 申請者の業務を執行する役員が条例第

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 名称及び住所</p> <p>(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(3) 許可を受けて仲卸しの業務を行なおうとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が法人でないとき。</p> <p>(2) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当するものがあるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第21条第1項若しくは第2項又は第71条第1項若しくは第4項の規定による業務の許可の取消しを受け、その取消しの日において仲卸業者の代表者であった者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>エ 市場の卸売業者の役員又は使用人である者</p> <p>(3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しないとき。</p> <p>(4) 申請者の業務を執行する役員に仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経</p>	<p>18条第4項第2号イ及びエに規定する者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(仲卸業務の許可等の通知)</p> <p>第20条 市長は、条例第18条第1項の許可をしたときは、第9号様式による仲卸業務許可通知書をもって、許可をしないときは、第10号様式による仲卸業務不許可通知書をもって当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(仲卸業者章の交付等)</p> <p>第21条 市長は、仲卸業者が条例第19条第1項の規定による保証金を預託したときは、第11号様式から第11号様式の3までのいずれかによる仲卸業者章を交付するものとする。</p> <p>2 仲卸業者は、卸売業者の行なう卸売に参加するときは、前項の仲卸業者章をはい用しなければならない。</p> <p>3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、直ちに、第1項の仲卸業者章を市長に返還しなければならない。</p> <p>(仲卸補助者の承認等)</p> <p>第22条 市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者の申請に基づき、仲卸補助者(仲卸業者を補助して卸売業者の行なう卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を承認することができる。</p> <p>2 市長は、前項の承認をしたときは、第12号様式から第12号様式の3までのいずれかによる仲卸補助章を仲卸業者に交付するものとする。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>験を有する者がいないとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団排除条例第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。</p> <p>(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p> <p>(8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条第1項に定める数の最高限度をこえることとなるとき。</p> <p>(保証金の預託)</p> <p>第19条 仲卸業者は、前条第1項の許可を受けた日から起算して1箇月以内に規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p> <p>第20条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、5万円以上20万円以下の金額の範囲内において規則で定める。ただし、食肉市場の食肉部についての許可を受けた仲卸業者の預託すべき保証金の額は、施設使用料月額3倍以内で規則で定める。</p> <p>2 第8条第2項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸し業務の許可の取消し)</p>	<p>3 仲卸補助者は、卸売業者が行なう卸売に参加するときは、前項の仲卸補助章をはい用しなければならない。</p> <p>4 仲卸業者は、仲卸補助者でなくなった者があるときは、直ちに、その者の仲卸補助章を市長に返還しなければならない。</p> <p>(保証金の額等)</p> <p>第23条 条例第20条第1項(ただし書を除く。)の規定による仲卸業者の預託すべき保証金の額は、50,000円とする。</p> <p>2 条例第20条第1項ただし書の規定による食肉市場の食肉部についての許可を受けた仲卸業者の預託すべき保証金の額は、施設使用料月額の3倍とする。</p> <p>3 前項の保証金の額を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を1,000円として計算する。</p> <p>4 第5条の規定は、条例第19条第1項の誓約書の様式について準用する。</p> <p>5 第7条の規定は、第1項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書)</p> <p>第24条 条例第22条第1項の認可を受けようとする者は、第13号様式による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第22条第2項の認可を受けようとする者は、第14号様式による仲卸業者の(／合併／</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第 21 条 市長は、仲卸業者が第 18 条第 4 項第 2 号アからエまで若しくは第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第 18 条第 1 項の許可の通知を受けた日から起算して 1 箇月以内に第 19 条第 1 項の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第 18 条第 1 項の許可の通知を受けた日から起算して 1 箇月以内に仲卸しの業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き 1 箇月以上仲卸しの業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのに仲卸しの業務を遂行しないとき。</p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第 22 条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者たる法人の合併の場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された</p>	<p>分割/)認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 19 条の規定は、前 2 項の認可申請書について準用する。この場合において、第 1 項に係るものについては、第 19 条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、前項に係るものについては「次の各号に掲げる書類」とあるのは「次の各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し又は分割に係る契約書若しくは計画書の写し」と読み替えるものとする。</p> <p>(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可等の通知)</p> <p>第 25 条 市長は、条例第 22 条第 1 項の認可をしたときは、第 15 号様式による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可通知書をもって、認可をしないときは、第 16 号様式による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け不認可通知書をもって当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、条例第 22 条第 2 項の認可をしたときは、第 17 号様式による仲卸業者の(／合併／分割/)認可通知書をもって、認可をしないときは、第 18 号様式による仲卸業者の(／合併／分割/)不認可通知書をもって当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第 28 条 条例第 25 条の規定による事業報告書は、次の各号に掲げる書類により作成するものとする。</p> <p>(1) 事業の概要書</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 第1項または前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第18条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第18条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第22条第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条 削除 <仲卸業務の相続に関する規定 仲卸が法人限定のため削除></p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第24条 仲卸業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、または再開したとき。</p> <p>(2) 第18条第3項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>(3) 仲卸しの業務を廃止したとき。</p> <p>2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p>	<p>(2) 貸借対照表</p> <p>(3) 損益計算書</p> <p>(4) 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書</p> <p>(5) 個別注記表</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第 25 条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して3箇月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>第3節 売買参加者 (売買参加者の承認)</p> <p>第 26 条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第 1 項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名または名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第 1 項の承認の申請が次の各号の一に該当する場合を除き同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者であるとき。</p>	<p>第3節 売買参加者 (売買参加の承認申請書)</p> <p>第 29 条 条例第 26 条第 1 項の承認を受けようとする者は、第 22 号様式による売買参加承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款または規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 株主もしくは出資者または組合員の氏名または名称及びその持株数または出資額を記載した書面</p> <p>カ 代表者の履歴書及び市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>キ 役員名簿</p> <p>ク 当該法人のために常時売買に参加する者の履歴書、住民票の写し、当該法人の役員または使用人であることを証する書面及び写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2枚</p> <p>ケ 代表者が条例第 26 条第 4 項第 4 号に規定する者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>コ 申請者が条例第 26 条第 4 項第 6 号及び第 7 号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(4) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。</p> <p>(5) 申請者が、第 28 条または第 71 条第 1 項もしくは第 4 項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。</p> <p>(7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第 27 条 前条第 1 項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 前条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 売買参加者が死亡し、または解散したときは、当該売買参加者の相続人または清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第 28 条 市長は、売買参加者が第 26 条第 4 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号若しくは第 7 号のいずれかに該当することとなったとき、又</p>	<p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 市区町村長が発行する身分証明書</p> <p>エ 資産調書</p> <p>オ 申請者が条例第 26 条第 4 項第 4 号、第 6 号及び第 7 号に規定する者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>カ 写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2 枚</p> <p>(売買参加の承認等の通知)</p> <p>第 30 条 市長は、条例第 26 条第 1 項の承認をしたときは、第 23 号様式による売買参加承認通知書をもって、承認をしないときは、第 24 号様式による売買参加不承認通知書をもって当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(売買参加章の交付等)</p> <p>第 31 条 市長は、条例第 26 条第 1 項の承認をしたときは、第 25 号様式又は第 25 号様式の 2 による売買参加章を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>2 売買参加者は、卸売業者の行なう卸売に参加するときは、前項の売買参加章をはい用しなければならない。</p> <p>3 売買参加者は、その資格を失ったときは、直ちに、第 1 項の売買参加章を市長に返還しなければならない。</p> <p>(売買参加補助者の承認等)</p> <p>第 32 条 市長は、売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者の申請に基づき、売買参加補助者(売買参加者を補助して卸売業者の行なう卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を承認すること</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>第4節 関連事業者 (関連事業者の許可)</p> <p>第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、または出荷者、売買参加者、買出人(市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行なう者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行なう者その他の市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他の市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の許可を受けられる者の数の最高限度</p>	<p>ができる。</p> <p>2 市長は、前項の承認をしたときは、第26号様式又は第26号様式の2による売買参加補助章を売買参加者に交付するものとする。</p> <p>3 売買参加補助者は、卸売業者の行なう卸売に参加するときは、前項の売買参加補助章をはい用しなければならない。</p> <p>4 売買参加者は、売買参加補助者でなくなった者があるときは、直ちに、その者の売買参加補助章を市長に返還しなければならない。</p> <p>第4節 関連事業者 (関連事業者の種類及び数の最高限度)</p> <p>第33条 条例第29条第1項及び第2項の規定による関連事業者の営む業務の種類及びその数の最高限度は、市場ごとに別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(関連事業業務の許可申請書)</p> <p>第34条 条例第29条第1項の許可を受けようとする者は、第27号様式による関連事業業務許可申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款または規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 当該事業年度開始の日以後2年間における</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>は、規則で定める。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名または名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>(4) 許可を受けて営業しようとする市場</p> <p>(5) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第 30 条 市長は、前条第 1 項第 1 号に規定する業務(以下「第 1 種関連事業」という。)又は同項第 2 号に規定する業務(以下「第 2 種関連事業」という。)を営むことについて、同項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。)が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が次条又は第 71 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。</p>	<p>事業計画書</p> <p>カ 株主もしくは出資者または組合員の氏名または名称及びその持株数または出資額を記載した書面</p> <p>キ 代表者の履歴書及び写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2 枚</p> <p>ク 役員名簿</p> <p>ケ 申請者の業務を執行する役員につき、市区町村長が発行する身分証明書</p> <p>コ 申請者の業務を執行する役員が条例第 30 条第 1 項第 2 号に規定する者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>サ 申請者が条例第 30 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 市区町村長が発行する身分証明書</p> <p>エ 資産調書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 当該事業開始の日以後 2 年間における事業計画書</p> <p>キ 申請者が条例第 30 条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ク 写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2 枚</p> <p>(平 18 規則 90・平 27 規則 13・一部改正)</p> <p>(関連事業業務の許可等の通知)</p> <p>第 35 条 市長は、条例第 29 条第 1 項の許可をしたときは、第 28 号様式による関連事業業務</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(4) 申請者が業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(5) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第31条 市長は、第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)が前条第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、関連事業者が次のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第29条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1箇月以内に保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第29条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1箇月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>(平7条例16・平27条例5・一部改正)</p>	<p>許可通知書をもって、許可をしないときは、第29号様式による関連事業業務不許可通知書をもって当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(保証金の額等)</p> <p>第36条 条例第32条第3項の規定により規則で定める保証金の額は、施設使用料月額の3倍とする。</p> <p>2 前項の保証金の額を計算する場合において、その額に1,000円未満のは数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、そのは数金額またはその全額を1,000円として計算する。</p> <p>3 第5条の規定は、条例第32条第1項に規定する誓約書の様式について準用する。</p> <p>4 第7条の規定は、第1項の保証金について準用する。</p> <p>(平12規則107・平26規則3・一部改正)</p> <p>(卸売高等の報告)</p> <p>第37条 条例第33条第1項の規定により第1種関連事業者のうち食料品卸売業を営む者は、毎月10日までに前月中に卸売した食料品の数量及び金額を市長に報告しなければならない。</p> <p>(平12規則107・一部改正)</p> <p>(事業報告書等)</p> <p>第38条 条例第33条第2項の規定により関連事業者は、毎事業年度経過後90日以内に事業報告書(個人である場合にあっては、営業報告書)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第28条の規定は、前項の事業報告書又は営業報告書について準用する。ただし、個人であ</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(保証金)</p> <p>第 32 条 関連事業者は、第 29 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 箇月以内に規則で定める誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。</p> <p>3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、施設使用料月額額の 6 倍以内で規則で定める。</p> <p>4 第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条から第 11 条までの規定は、第 1 項の保証金について準用する。</p> <p>(関連事業の規制等)</p> <p>第 33 条 市長は、第 1 種関連事業及び第 2 種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。</p> <p>2 関連事業者は、決算期ごとにその業務又は財産に関し、規則で定めるところにより、市長に報告し、又は資料を提出しなければならない。</p> <p>3 関連事業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 関連事業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 第 29 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>(3) 関連事業の業務を廃止したとき。</p> <p>4 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞な</p>	<p>る場合にあっては、同条第 4 号に掲げる書類を除く。</p> <p>(平 12 規則 107・平 18 規則 90・一部改正)</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>く、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法 (売買取引の原則) 第34条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。 (平12条例57・全改)</p> <p>(売買取引の方法) 第35条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの せり売又は入札の方法</p> <p>(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分(この号及び次項において「指定部分」という。)についてはせり売又は入札の方法、指定部分以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引</p> <p>2 卸売業者は、前項第1号又は第2号に掲げる物品(同号に掲げる物品にあつては、指定部分に限る。)については、次の各号に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取</p>	<p>第3章 売買取引及び決済の方法</p> <p>第39条から第42条まで 削除 (平27規則13)</p> <p>(食肉部の特例) 第43条 食肉部の卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品(以下「取扱物品」という。)のうち、成牛及び豚の枝肉(輸入に係るものを除く。)については、別表第4に定める規格表による格付けを受けたものでなければ卸売をしてはならない。</p> <p>2 前項の格付けは、市長の指定する格付け機関が行うものとする。 (昭63規則47・全改、平12規則107・一部改正)</p> <p>(物品の配列) 第44条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、通常の卸売開始の時刻以前に仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見ができるように、当該物品を卸売場に配列しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者及び売買参加者は、現品または見本の下見を行ない、取引の円滑化に努めなければならない。 (平12規則107・一部改正)</p> <p>第45条 削除 (平27規則13)</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>引によることができる。</p> <p>(1) 災害が発生した場合</p> <p>(2) 入荷が遅延した場合</p> <p>(3) 卸売の相手方が少数である場合</p> <p>(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合</p> <p>(5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合</p> <p>(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合</p> <p>(7) 第39条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合</p> <p>3 卸売業者は、第1項第2号又は第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合</p> <p>(2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合</p> <p>4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、市場取引委員会(第81条の2に規定する市場取引委員会をいう。以下同じ。)の意見を聴くとともに、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、いずれの販売方法によるかを卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p>	<p>(販売原票の作成)</p> <p>第46条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに、入荷日、販売日、出荷者、品名、規格、数量、単価、販売先、委託・買付表示及び販売方法を記載した販売原票を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の販売原票には、一連番号を付し、卸売業者において適正に管理しなければならない。 (平12規則107・平27規則13・一部改正)</p> <p>第47条 削除 (平27規則13)</p> <p>(指し値その他の条件の明示)</p> <p>第48条 卸売業者は、受託物品に指し値その他の条件がある場合は、通常の卸売開始の時刻以前にその旨を当該物品に表示するとともに第33号様式による指し値その他の条件の届出書を市長に提出し、その旨を呼び上げなければならない。</p> <p>2 前項の表示又は呼び上げをしないときは、卸売業者は、指し値その他の条件をもって仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。 (平12規則107・平17規則55・一部改正)</p> <p>(条件付の場合の委託者との連絡及び販売条件変更証明書の交付)</p> <p>第49条 前条の受託物品で相当期間内に卸売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。ただし、委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、卸売業者は、市長の承認を</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(平 12 条例 57・全改、平 17 条例 62・平 27 条例 5・一部改正)</p> <p>(相対取引の承認申請)</p> <p>第 36 条 前条第 2 項の市長の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(平 12 条例 57・一部改正)</p> <p>(卸売業者の業務の規制)</p> <p>第 37 条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域(以下「開設区域」という。)内において法第 15 条第 1 項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第 58 条第 1 項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p> <p>3 市長は、第 1 項の承認をしようとするときは、あらかじめ、市場取引委員会の意見を聴かななければならない。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>(平 17 条例 62・全改)</p>	<p>受けて、その条件がなかったものとしてこれを卸売することができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により卸売したときは、市長は、第 34 号様式による販売条件変更証明書を当該卸売業者に交付する。</p> <p>第 50 条から第 52 条まで 削除 (平 27 規則 13)</p> <p>(せり売または入札に対する異議申立て)</p> <p>第 53 条 せり売または入札に参加した者が、そのせり落しまたは落札の決定について異議があるときは、直ちに、市長の指定する係員にその旨を申し立てることができる。</p> <p>2 前項の係員は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直しまたは再度入札を命ずることができる。</p> <p>(売買取引の方法等)</p> <p>第 54 条 条例第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する規則で定める物品は、別表第 5 に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第 35 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める割合は、生鮮食料品等の品目ごとに市長が別に定めるものとする。</p> <p>(平 12 規則 107・平 27 規則 13・一部改正)</p> <p>第 55 条 削除 (平 27 規則 13)</p> <p>(通常の卸売開始時刻以前の卸売)</p> <p>第 56 条 条例第 35 条第 2 項第 6 号に規定する</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第 38 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者または仲卸業者もしくは売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第 45 条第 1 項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第 39 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が当該市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 当該市場における入荷量が著しく多いため又は当該市場に出荷された物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>ウ 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合</p>	<p>その他やむを得ない理由に該当することにより同項の承認をする場合とは、当該市場における特定の物品に対する需要が一時的に著しく減少した場合その他市長が認める場合とする。</p> <p>(平 12 規則 107・全改)</p> <p>(相対取引の承認申請書)</p> <p>第 57 条 条例第 36 条の承認を受けようとする卸売業者は、第 36 号様式による相対取引承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(平 12 規則 107・一部改正)</p> <p>(予約相対取引)</p> <p>第 58 条 卸売業者は、条例第 35 条第 2 項第 5 号又は第 42 条第 1 項第 2 号の規定による仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、確保した取扱物品の卸売をする場合(以下「予約相対取引」という。)は、第 37 号様式による予約相対取引承認申請書に、売買当事者の契約書の写しを添えて、当該物品を卸売する前日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の予約相対取引により卸売をしようとする取扱物品には、その旨を明示しなければならない。</p> <p>(平 12 規則 107・一部改正)</p> <p>(卸売をしていない物品の搬出の禁止)</p> <p>第 59 条 卸売業者は、卸売をしていない取扱物品を市場(条例第 42 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により指定又は承認を受けた場所を含む。)から搬出してはならない。ただし、卸売業者が委託者の指図を受けた物品で、市長が事</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>エ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人(卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。)に対して卸売をする場合(家畜の生体の卸売をする場合を除く。)であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1箇月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び規則で定める承認申請書を市長に提出して、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 卸売業者が、農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。)をいう。以下同じ。)及び食</p>	<p>前にその旨を確認したときは、この限りでない。</p> <p>(平 12 規則 107・平 17 規則 55・一部改正)</p> <p>(通常の卸売開始時刻以前の卸売の禁止)</p> <p>第 60 条 卸売業者は、条例第 35 条第 1 項の規定によりせり売又は入札の方法によって卸売をする場合にあっては、通常の卸売開始の時刻以前に卸売をしてはならない。</p> <p>2 条例第 35 条第 2 項第 6 号に掲げる場合で市長の承認を受けようとする卸売業者は、第 38 号様式による通常の卸売開始の時刻以前の卸売承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(平 12 規則 107・平 17 規則 55・一部改正)</p> <p>(卸売業者の開設区域内における卸売等販売承認申請書)</p> <p>第 60 条の 2 条例第 37 条第 1 項の承認を受けようとする卸売業者は、第 38 号様式の 2 による卸売業者の開設区域内における卸売等販売承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(平 17 規則 55・追加)</p> <p>(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売許可申請書)</p> <p>第 61 条 条例第 39 条第 1 項第 1 号の許可を受けようとする卸売業者は、第 39 号様式による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第 39 条第 1 項第 2 号イの承認を受けようとする卸売業者は第 39 号様式の 2 による市場間連携に伴う卸売承認申請書に、同項第 3 号イの承認を受けようとする卸売業者は第 39 号</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合(家畜の生体の卸売をする場合を除く。)であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(1箇月以上1年未満のものに限る。)が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び規則で定める承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>2 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 第1項第1号の許可又は同項第2号イ若しくは第3号イの承認を受けた卸売業者は、その許可又は承認に係る物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>(平17条例62・一部改正)</p>	<p>様式の3による新商品の開発に伴う卸売承認申請書にそれぞれの契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第39条第4項の届出は、同条第1項第1号の許可を受けてその許可に係る物品の卸売をした卸売業者にあつては卸売をした日の翌日に第40号様式による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売届出書により、同項第2号イ又は第3号イの承認を受けてその承認に係る物品の卸売をした卸売業者にあつては卸売をした日の属する月の翌月の10日までに第40号様式の2による契約に基づく仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売届出書によって行わなければならない。</p> <p>(平17規則55・一部改正)</p> <p>第62条 削除</p> <p>(平17規則55)</p> <p>(市場外保管場所の指定申出書等)</p> <p>第63条 条例第42条第1項第1号の指定を受けようとする卸売業者は、第42号様式による市場外保管場所の指定申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第42条第3項の規定による届出は、第42号様式の2による市場外保管場所の指定解除届出書によって行わなければならない。</p> <p>3 条例第42条第1項第1号の規定による指定は、前項の規定による届出があつたときには、その効力を失うものとする。</p> <p>4 条例第42条第1項第3号の承認を受けようとする卸売業者は、第42号様式の3による電子情報処理組織等を使用する卸売承認申請書</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第 40 条 削除 (平 17 条例 62)</p> <p>(食肉部卸売業者の特例)</p> <p>第 41 条 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉または部分肉として卸売をすることの委託を受けることができる。</p> <p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第 42 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第 39 条第 1 号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をする場合</p> <p>(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて市長が承認した場合</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる物品の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ市場取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承</p>	<p>を市長に提出しなければならない。 (平 7 規則 78・平 12 規則 107・平 17 規則 55・平 27 規則 46・一部改正)</p> <p>(受託契約約款の承認申請書等)</p> <p>第 64 条 条例第 45 条第 1 項または第 4 項の承認を受けようとする卸売業者は、第 43 号様式による受託契約約款(変更)承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(受託物品の受領通知)</p> <p>第 65 条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、速やかに、委託者に対して受託物品の種類、品質、等級、数量及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を発送するときは、この限りでない。 (平 27 規則 13・一部改正)</p> <p>(異状品確認の方法及び検査証の交付)</p> <p>第 66 条 条例第 46 条第 1 項及び第 2 項の確認は、確認を願い出た者が立会いのうえ当該物品の容器の完否、荷造りの状態、箇数、等級、重量、鮮度、品質及び原産地の表示等を検査して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第 46 条第 2 項の確認は、確認を願い出た者が送付(電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用した送付を含む。)した写真を検査する方法により行うことができる。</p> <p>3 市長は、前 2 項の検査を終了したときは、確認を願い出た者に第 44 号様式による受託品検査証を交付するものとする。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>認したとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第26条第4号イ(1)から(6)までに掲げる物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な物品(アに掲げるものを除く。)であって、市場ごとに、当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、申出書にその場所の位置並びにその場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記載した図面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件に該当</p>	<p>(平17規則55・一部改正)</p> <p>第67条から第70条まで 削除 (平27規則13)</p> <p>(当該市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)</p> <p>第71条 条例第48条第2項に規定する仲卸業者がその取扱物品を市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合は、次の各号の一に該当するときとする。</p> <p>(1) 卸売業者が、通常取引において、当該市場の仲卸業者の取扱物品の卸売をしていない場合</p> <p>(2) 卸売業者が通常取引において行なう卸売が、当該市場の仲卸業者の取扱物品についてその仲卸業者の需要を十分に満たすことができない場合</p> <p>(3) 仲卸業者の取扱物品について、通常取引において、当該市場の卸売業者からの買入れでは、当該市場の卸売業者以外の者から買入れる場合より、当該物品を取り扱う仲卸業者にとって著しく不利益となる場合</p> <p>(卸売業者以外の者からの買入れ許可申請書)</p> <p>第72条 条例第48条第2項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、第46号様式による卸売業者以外の者からの買入れ許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第48条第2項第3号イの承認を受けようとする仲卸業者は、第46号様式の2による卸売業者以外の者からの買入れ承認申請書に同号の契約に係る契約書の写しを添えて市長</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</p> <p>(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名(食肉にあつては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称(加工者を経て出荷される食肉にあつては、当該加工者の氏名又は名称を含む。)、卸売の数量、水産物及び食肉を除く物品にあつてはその等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</p> <p>(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。</p> <p>(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。</p> <p>(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。</p> <p>(平 7 条例 41・平 12 条例 57・平 17 条例 62・平 18 条例 1・平 27 条例 25・一部改正)</p> <p>(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p>第 43 条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、法第 15 条第 1 項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</p> <p>(卸売業者の買受物品等の制限)</p> <p>第 43 条の 2 卸売業者は、市場において法第 15</p>	<p>に提出しなければならない。</p> <p>(平 17 規則 55・一部改正)</p> <p>(卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書)</p> <p>第 73 条 条例第 48 条第 6 項の規定による届出は、毎月 10 日までに、前月中に販売した当該物品について、第 47 号様式による買入れ物品販売届出書によって行わなければならない。</p> <p>(平 17 規則 55・一部改正)</p> <p>(仲卸業者の開設区域における販売承認申請書)</p> <p>第 74 条 条例第 49 条第 1 項の承認を受けようとする仲卸業者は、第 47 号様式の 2 による仲卸業者の開設区域内における販売承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(平 17 規則 55・平 27 規則 13・一部改正)</p> <p>(卸売予定数量等の報告及び公表)</p> <p>第 75 条 条例第 52 条第 1 項の規定による報告は、品名、主要な産地及び数量を記載した卸売予定数量等の報告書によって、取引開始時刻の 1 時間前までにしなければならない。</p> <p>2 条例第 52 条第 2 項の規定による報告は、品名、主要な産地、数量及び金額を記載した売上高日計表によって、卸売をした日の翌日までにしなければならない。ただし、市長の指定する物品については、品名、主要な産地、数量並びに高値、中値及び安値を記載した販売値段報告書によって、その物品の販売終了後直ちに、しなければならない。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。 (平17条例62・追加)</p> <p>第44条 削除 (平27条例5)</p> <p>(受託契約約款)</p> <p>第45条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1箇月以内に当該受託契約約款を添えて承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託物品の保管に関する事項</p> <p>(3) 受託物品の手入れ等に関する事項</p> <p>(4) 受信場所に関する事項</p> <p>(5) 送り状または発送案内に関する事項</p> <p>(6) 受託物品の上場に関する事項</p> <p>(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</p> <p>(8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項</p> <p>(9) 第56条第1項の委託手数料の額に関する事項</p> <p>(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p>	<p>3 条例第52条第3項の規定による報告は、毎月10日までに、品名、主要な産地、数量及び金額を記載した売上高月計表及び市況の概要、主要品目の市況及び集荷の方法ごとの卸売実績を記載した市況等に関する月例報告書によってしなければならない。</p> <p>4 条例第53条第1項の規定による掲示は、取引開始時刻の1時間前までにしなければならない。</p> <p>5 条例第53条第2項の規定による公表は、第2項ただし書に定める販売値段報告書によってしなければならない。</p> <p>6 条例第54条第1項の規定による掲示は、市場内の掲示場に掲示して行うものとする。 (平12規則107・平17規則55・一部改正)</p> <p>第76条 削除 (平27規則13)</p> <p>(卸売数量及び卸売価格の公表)</p> <p>第77条 条例第54条第2項の規定による卸売の数量及び卸売価格の公表は、市場日報を市場内の掲示場に掲示して行うものとする。 (平9規則29・一部改正)</p> <p>第78条 削除 (平27規則13)</p> <p>(委託手数料届出書)</p> <p>第79条 条例第56条第1項の規定による届出を行う卸売業者は、第49号様式による委託手数料届出書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(11) 仕切りに関する事項</p> <p>(12) 第 39 条第 1 項ただし書又は第 82 条の規定による場合に関する事項</p> <p>(13) 量目及び計量に関する事項(食肉部に限る。)</p> <p>(14) 枝肉販売の委託を受けた家畜の保管料、と畜使用料、検査料、原皮及び内臓その他の副産物の販売方法並びに販売予定価格に関する事項(食肉部に限る。)</p> <p>(15) 人の健康を損なうおそれのある物品の販売の留保に関する事項</p> <p>(16) 食品の表示に関する法令に基づく表示事項を表示していない物品の取扱いに関する事項</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項</p> <p>4 前項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(平 17 条例 62・平 20 条例 49・平 27 条例 5・一部改正)</p> <p>(販売前における受託物品の検収)</p> <p>第 46 条 卸売業者は、受託物品(第 42 条第 1 項第 3 号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。)の受領に当たっては検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質、原産地の表示等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、そ</p>	<p>(1) 当該届出を行う日の直近において法第 28 条の規定により提出した事業報告書</p> <p>(2) 当該届出を行う日以後の最初の 4 月 1 日以後 3 年間に於ける事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 条例第 56 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる取扱品目ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) 野菜及びその加工品(つけ物を除く。)</p> <p>(2) 果実及びその加工品</p> <p>(3) つけ物</p> <p>(4) 生鮮水産物及びその加工品</p> <p>(5) 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品</p> <p>(6) 鳥肉及びその加工品</p> <p>(7) 鳥卵</p> <p>(8) 鳥卵の加工品</p> <p>(9) 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定めるその他の食料品</p> <p>(平 20 規則 93・全改、平 27 規則 13・一部改正)</p> <p>第 80 条及び第 81 条 削除</p> <p>(平 27 規則 13)</p> <p>(支払猶予の特約届出書)</p> <p>第 82 条 条例第 59 条第 3 項の規定により届出をする卸売業者は、第 58 号様式による支払猶予の特約届出書に、支払猶予の特約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の支払猶予の特約書に記載される特約の内容には、次の各号の一の保証がなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>の了承を得られたときは、この限りでない。</p> <p>2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質、原産地の表示等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。</p> <p>(平17条例62・一部改正)</p> <p>第47条 削除 (平27条例5)</p> <p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第48条 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品で、当該市場の卸売業者から買入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、こ</p>	<p>(1) 現金または卸売業者が承諾した有価証券の差入れによる保証</p> <p>(2) 不動産に係る抵当権(根抵当を含む。)の設定</p> <p>(3) 連帯保証による支払の保証</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)及び消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づき設立された組合の組合員である場合は、その組合の保証</p> <p>(5) 市長が認めた支払保証団体の構成員である場合は、その団体の保証</p> <p>(6) 銀行の保証</p> <p>(平12規則107・平17規則55・平27規則13・一部改正)</p> <p>(卸売代金の変更)</p> <p>第83条 条例第60条ただし書の規定による正当な理由があると認めるときとは、次の各号の一に該当し、かつ、市長の指定する検査員の検査を受けたときとする。</p> <p>(1) 市場取引の経験から予見できないかしがあって、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。</p> <p>(2) 委託者が故意または過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。</p> <p>(3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。</p> <p>(4) せり人または販売担当者の故意または過失により見本と現品の内容が著しく相違しているとき。</p> <p>第84条 削除 (平27規則13)</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>の限りでない。</p> <p>(1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けているとき。</p> <p>(2) 当該市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする物品を買い入れる場合(家畜の生体を買入れる場合を除く。)であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1箇月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び規則で定める承認申請書を市長に提出して、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合(家畜の生体を買入れる場合を除く。)であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目、数量の上限及び買入れの実施期間(1箇月以上1年未満のものに限る。)が定められているとき。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び規則で定める承認申請書を市長に提出して、当</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けているとき。</p> <p>3 前項第 1 号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第 2 項第 3 号イの承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 市長は、第 2 項第 1 号の許可をするかどうかの決定を、当該物品に関する取引の状況、当該市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査して行うものとする。</p> <p>6 第 2 項ただし書の規定に基づき買い入れた物品を販売した仲卸業者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 (平 17 条例 62・一部改正)</p> <p>第 49 条 仲卸業者は、開設区域内において法第 33 条第 1 項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認してはならない。</p> <p>3 市長は、第 1 項の承認をしようとするとき</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>は、あらかじめ、市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 仲卸業者は、当該許可に係る取扱物品を貯蔵し、保管し、仕分けし、調製し、又は配送するための施設をその許可を受けた市場外に設置することができる。</p> <p>(平 17 条例 62・平 27 条例 5・一部改正)</p> <p>(売買取引の制限)</p> <p>第 50 条 せり売または入札の方法による卸売の場合において、次の各号の一に該当するときは、市長は、その売買を差し止め、またはせり直しもしくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な価格を生じたとき、または生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者または買出人が次の各号の一に該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正または不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p> <p>(衛生上有害物品の売買禁止等)</p> <p>第 51 条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、または売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>め、または撤去を命ずることができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第 52 条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第 4 号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第 4 号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第 39 条第 1 項第 1 号ア、ウ若しくはエ、同項第 2 号又は第 3 号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格(せり売、入札又は相対による取引に係る価格に 1.08 を乗じて得た価格をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第 4 号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第 4 号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第 39 条第 1 項の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をし</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>た物品の数量及び卸売金額(せり売、入札又は相対による取引に係る金額に 1.08 を乗じて得た金額をいう。第 56 条第 1 項において同じ。)を市長に報告しなければならない。</p> <p>(平 3 条例 53・平 9 条例 40・平 12 条例 57・平 17 条例 62・平 20 条例 49・平 26 条例 1・平 27 条例 5・一部改正)</p> <p>(卸売業者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第 53 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、前条第 1 項各号に掲げる物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地を、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、前条第 2 項各号に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。</p> <p>(平 12 条例 57・平 17 条例 62・一部改正)</p> <p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第 54 条 市長は、卸売業者から第 52 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を、市場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者から第 52 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、主要な品目の卸売の数量及び主要な</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p> <p>(平9条例40・平12条例57・平17条例62・一部改正)</p> <p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、売買仕切書及び次項第5号に規定する額の売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売、入札又は相対による取引に係る価格をいう。以下同じ。)及び数量(当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る事項。次号において同じ。)</p> <p>(2) 前号に規定する単価に数量を乗じて得た額及びその額の8パーセントに相当する額並びにこれらの合計額</p> <p>(3) 当該卸売に係る第56条第1項の委託手数料の額</p> <p>(4) 当該卸売に係る費用のうち、委託者の負担となる費用の項目及びその額(消費税額及び地方消費税額を含む。)</p> <p>(5) 第2号に規定する合計額から第3号に規定する額及び前号に規定する委託者の負担となる費用の額を控除した額</p> <p>3 食肉部の卸売業者は、第41条の規定による</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>委託を受けた場合において、家畜を解体し、枝肉又は部分肉として卸売をしたときは、第1項の規定による売買仕切書に、枝肉又は部分肉のほか、原皮、内臓その他の副産物の単価に数量を乗じて得た額及びその額の8パーセントに相当する額並びにこれらの額の合計額を記載しなければならない。</p> <p>(平3条例53・平9条例40・平12条例57・平20条例49・平26条例1・一部改正)</p> <p>(仕切り及び送金に関する特約)</p> <p>第55条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、当該書面を保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称 (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所 (3) 特約の内容 (4) 支払方法</p> <p>(平12条例57・追加、平27条例5・一部改正)</p> <p>(委託手数料等の額)</p> <p>第56条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額(卸売金額に定率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を定めるときは、第4項の規定により当該委託手数料の額を適用する日の属する年の前年の12月31日までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>2 市長は、前項の規定による届出を行う卸売業者から、その内容に関し、当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出の内容が、委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであること、公正かつ適正な取引を損なうものであること、卸売業者の財務の健全性を損なうものであること等のため、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。</p> <p>4 第1項の委託手数料の額は、卸売業者が同項の規定による届出を行った日以後の最初の4月1日以後に行われる卸売について適用する。</p> <p>5 卸売業者は、第1項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。</p> <p>6 食肉部の卸売業者が行う第1項の規定による届出に係る委託手数料の額は、第41条の委託を受けた場合における原皮、内臓その他の副産物の販売手数料について準用する。</p> <p>(平20条例49・全改)</p> <p>第57条及び第58条 削除 (平27条例5)</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第59条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその 8 パーセントに相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。</p> <p>2 仲卸業者から買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p> <p>3 第 1 項の特約を締結した卸売業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。当該特約の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 特約の内容</p> <p>(4) 支払方法</p> <p>4 市長は、前項の届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約に定めた事項の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該特約がその他の仲卸業者及び売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。</p> <p>(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</p> <p>(平 3 条例 53・平 9 条例 40・平 12 条例 57・平 17 条例 62・平 26 条例 1・一部改正)</p> <p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p>第 60 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p> <p>第 61 条 削除 (平 27 条例 5)</p> <p>第 3 章の 2 卸売の業務に関する品質管理 (平 17 条例 62・追加) (物品の品質管理の方法)</p> <p>第 61 条の 2 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を規則で定めなければならない。</p> <p>(1) 施設の取扱品目</p> <p>(2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項</p> <p>(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項</p> <p>(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の物品の品質管理の方法に従わなければならない。 (平 17 条例 62・追加)</p> <p>(安全・品質管理体制の整備)</p> <p>第 61 条の 3 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者と連携し、取り扱う物品の安全を確保し、品質管理の向上を図るための体制整備に努めるものとする。 (平 17 条例 62・追加)</p>	<p>第 3 章の 2 卸売の業務に関する品質管理 (平 17 規則 55・追加) (物品の品質管理の方法)</p> <p>第 84 条の 2 条例第 61 条の 2 の規定により規則で定める本場(本場の取扱品目の卸売をする条例第 42 条第 1 項第 1 号の指定又は同項第 2 号の承認を受けた場所を含む。)における卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 卸売業者は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、取扱品目、設定温度(温度管理機能を有する施設に限る。)並びに品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、第 59 号様式の 2 による品質管理の責任者等に関する届出書により市長に届け出るとともに、品質管理の責任者の氏名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>ア トラックから荷を降ろす際の品質管理に関すること。</p> <p>イ 物品の鮮度、外観、衛生状態、容器の破損状態等の確認に関すること。</p> <p>ウ 搬入物品に結露が生じない輸送温度の周知徹底に関すること。</p> <p>エ 輸送業者による輸送条件等の確認に関すること。</p> <p>オ 施設の温度管理に関すること(温度管理機</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
	<p>能を有する施設に限る。)</p> <p>カ 施設の温度の確認に関する事(温度管理機能を有する施設に限る。)</p> <p>キ 温度管理機能を有しない施設における高温時の品質管理に関する事。</p> <p>ク 物品の滞留時間の管理に関する事。</p> <p>ケ 卸売場内での物品の取扱いに関する事。</p> <p>コ 卸売場の衛生的な利用に関する事。</p> <p>サ 取引後の速やかな物品の搬出に関する事。</p> <p>シ 条例第 46 条第 1 項に規定する検収に関する事。</p> <p>ス 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関する事。</p> <p>セ その他品質管理の徹底に関する事。</p> <p>(2) 仲卸業者は、店舗等使用施設ごとに、品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、第 59 号様式の 3 による品質管理の責任者等に関する届出書により市長に届け出るとともに、品質管理の責任者の氏名を店舗等使用施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>ア 腐敗しやすい部位や物品の管理に関する事。</p> <p>イ 物品の温度管理に関する事。</p> <p>ウ 物品の保管期間の短縮に関する事。</p> <p>エ 施設、機械、器具類等の清潔及び衛生の保持に関する事。</p> <p>(3) 売買参加者及び買出人が守るべき品質管理の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 買荷を直ちに引き取る事により、売場施設における滞留時間を短くする。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
	<p>イ 保冷車両又は冷凍車両を利用する。</p> <p>ウ 保冷車両又は冷凍車両の清潔及び衛生を保持する。</p> <p>エ 輸送温度に配慮した荷積みを行う。</p> <p>2 条例第 61 条の 2 の規定により規則で定める食肉市場(食肉市場の取扱品目の卸売をする条例第 42 条第 1 項第 1 号の指定又は同項第 2 号の承認を受けた場所を含む。)における卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 卸売業者は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、取扱品目、設定温度(温度管理機能を有する施設に限る。)並びに品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、第 59 号様式の 2 による品質管理の責任者等に関する届出書により市長に届け出るとともに、品質管理の責任者の氏名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>ア 保冷車両から荷を降ろす際の品質管理に関すること。</p> <p>イ 輸送業者に対する保冷車両の清潔及び衛生の保持の周知徹底に関すること。</p> <p>ウ 施設の温度管理に関すること(温度管理機能を有する施設に限る。)</p> <p>エ 施設の温度の確認に関すること(温度管理機能を有する施設に限る。)</p> <p>オ 施設内での物品の取扱いに関すること。</p> <p>カ 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。</p> <p>キ 条例第 46 条第 1 項に規定する検収に関すること。</p> <p>ク 獣畜の飼育履歴の確認に関すること。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第4章 市場施設の使用 (施設の使用指定)</p> <p>第62条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認める場合において、次のいずれにも該当しないときは、</p>	<p>ケ 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関すること。</p> <p>コ その他品質管理の徹底に関すること。</p> <p>(2) 仲卸業者は、店舗等使用施設ごとに、品質管理の責任者及びその責務について次に掲げる事項を定め、第59号様式の3による品質管理の責任者等に関する届出書により市長に届け出るとともに、品質管理の責任者の氏名を店舗等使用施設の見やすい場所に掲示しなければならない。届出の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>ア 施設及び物品の温度管理に関すること。</p> <p>イ 施設、機械、器具類、保冷車両等の清潔及び衛生の保持に関すること。</p> <p>ウ その他品質管理の徹底に関すること。</p> <p>(3) 売買参加者及び買出人が守るべき品質管理の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 買荷を直ちに引き取ることにより、売場施設における滞留時間を短くする。</p> <p>イ 保冷車両又は冷凍車両を利用する。</p> <p>ウ 保冷車両又は冷凍車両の清潔及び衛生を保持する。</p> <p>エ 輸送温度に配慮した荷積みを行う。</p> <p>(平17規則55・追加、平27規則13・一部改正)</p> <p>第4章 市場施設の使用 (市場施設使用指定申請書等)</p> <p>第85条 条例第62条第1項の指定を受けようとする者は、第60号様式による市場施設使用指定申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第62条第2項の許可を受けようとする者は、第61号様式による市場施設使用許可申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>(1) 申請者(次項の規定により許可申請書を市長に提出した者をいう。次号において同じ。)が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。</p> <p>3 第1項の指定または前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定申請書または許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1箇月以内に誓約書を添えて、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p> <p>5 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍以内で規則で定める。</p> <p>6 第8条第2項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定は、第4項の保証金について準用する。 (平27条例5・一部改正)</p> <p>(用途変更、転貸等の禁止)</p> <p>第63条 前条第1項の指定または同条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用を変更し、または当該施設の全部もしくは一部を転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでな</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款または規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表</p> <p>エ 損益計算書</p> <p>オ 株主もしくは出資者または組合員の氏名または名称及びその持株数または出資額を記載した書面</p> <p>カ 役員名簿</p> <p>キ 代表者の履歴書及び写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2枚</p> <p>ク 申請者が条例第62条第2項各号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 市区町村長が発行する身分証明書</p> <p>エ 資産調書</p> <p>オ 印鑑証明書</p> <p>カ 業務内容を記載した書面</p> <p>キ 写真(正面向き、上半身、脱帽、名刺型)2枚</p> <p>ク 申請者が条例第62条第2項各号に規定する者に該当しないことを誓約する書面 (平18規則90・平27規則13・一部改正)</p> <p>(使用期間等)</p> <p>第86条 施設の使用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第62条第1項の指定を受けた施設 3年</p> <p>(2) 条例第62条第2項の許可を受けた施設 1年</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>い。</p> <p>(原状変更の禁止)</p> <p>第 64 条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築し、造作し、もしくは模様替し、または市場施設の原状を変更してはならない。</p> <p>2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築し、造作し、もしくは模様替し、または市場施設の原状を変更したときは、市長は、使用者に対し返還の際原状回復を命じ、またはこれに代る費用の弁償を命ずるものとする。</p> <p>(返還)</p> <p>第 65 条 使用者の死亡、解散もしくは廃業または業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人または本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(指定または許可の取消等)</p> <p>第 66 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、使用の指定もしくは使用の許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則またはこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 市場施設について業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると市長が認めるとき。</p>	<p>2 前項の使用期間は、同項各号の期間を超えない範囲内において更新することができる。</p> <p>3 前条の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>(保証金の額等)</p> <p>第 87 条 条例第 62 条第 5 項の規定による保証金の額は、施設使用料月額額の 3 倍とする。</p> <p>2 第 5 条、第 7 条及び第 36 条第 2 項の規定は、前項の保証金について準用する。</p> <p>(市場施設の原状変更承認申請書)</p> <p>第 88 条 条例第 64 条第 1 項の承認を受けようとする使用者は、第 62 号様式による市場施設の原状変更承認申請書に、設計書及び費用見積書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(市場施設の返還)</p> <p>第 89 条 市場施設を返還しようとする者は、第 63 号様式による市場施設返還届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第 90 条 市長は、市場施設の整備その他管理上必要があると認めるときは、使用者が使用する市場施設について、新築、増築、改築、修繕等の工事を施行することができる。</p> <p>(保健衛生等の措置)</p> <p>第 91 条 使用者は、常に物件を整頓して設備の清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>2 使用者は、物件を通路その他自己の使用場所以外に放置し、または廃棄物を所定の場所以</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(3) 第 62 条第 2 項の許可を受けた者が同項各号のいずれかに該当することとなったとき。 (平 27 条例 5・一部改正)</p> <p>(補修命令等)</p> <p>第 67 条 市長は、故意または過失により市場施設を滅失し、または損傷した者に対して、その補修を命じ、またはその費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第 68 条 市場の使用料は、別表第 2 の金額に 1.08 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。</p> <p>2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で市長が指定するものは、使用者の負担とする。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免することができる。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、第 1 項の使用料及び第 2 項の費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(平 3 条例 53・平 9 条例 40・平 17 条例 62・平 26 条例 1・一部改正)</p>	<p>外に投棄してはならない。</p> <p>3 使用者は、その使用施設に関して、保健衛生上必要があると認められる場合には、適宜消毒等の予防措置をとらなければならない。</p> <p>(共用部分の清掃または消毒)</p> <p>第 92 条 2 人以上共同して市場施設または物件を使用する場合は、共同使用者は、連帯して清掃または消毒をしなければならない。</p> <p>2 前項の共同使用者は、清掃または消毒の責任者及び費用の分担の方法その他必要な事項を定めて市長にこれを届け出なければならない。</p> <p>(修繕または除却命令等)</p> <p>第 93 条 市長は、使用者が条例第 64 条第 1 項の規定により市長の承認を受けて市場施設に建築し、造作し、もしくは模様替し、または市場施設の原状に変更を加えた物件について、当該物件がき損し、もしくは汚損し、または危険を生ずるおそれがあると認めるときは、当該使用者に対して当該物件を修繕または除却すべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定は、使用者が所有する備品等について準用する。</p> <p>(義務の代行)</p> <p>第 94 条 使用者が第 91 条及び第 92 条の規定による義務を怠ったときは、市長はその者の費用をもって、これを代行することができる。</p> <p>(使用料の率及び納付期限)</p> <p>第 95 条 条例第 68 条第 1 項の規定による使用</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
	<p>料は、別表第 6 に掲げる金額に 1.08 を乗じて得た額とする。</p> <p>2 市場使用料は、毎月分を翌月末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 施設使用料は、毎月分をその月の末日までに納付しなければならない。</p> <p>4 通過貨物使用料は、荷送人、荷扱人または受取人が、通過貨物を引き取る際に納付しなければならない。</p> <p>5 前項の使用料は、毎月分を翌月末日までに納付しなければならない。</p> <p>(平 3 規則 98・平 9 規則 29・平 12 規則 107・平 26 規則 3・一部改正)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第 96 条 条例第 68 条第 3 項の規定による特別の理由があると認める場合は、次の各号の一に該当するときとする。</p> <p>(1) 国または地方公共団体その他公共団体が公用または公共の用に供するため使用するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(3) 地震、火災等の災害によって使用施設の全部または一部を使用できないとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が前各号に準ずる理由があると認めるとき。</p> <p>2 条例第 68 条第 3 項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、第 64 号様式による使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用者負担)</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
	<p>第 97 条 条例第 68 条第 2 項の規定により市長が指定する費用は、電気、ガス、水道、電話、暖房その他必要と認める費用とする。</p> <p>(冷蔵庫の取扱時間)</p> <p>第 98 条 食肉市場の冷蔵庫(以下「冷蔵庫」という。)の入庫及び出庫の取扱時間は、午前 7 時から午後 5 時までとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(入庫禁止物品)</p> <p>第 99 条 使用者は、次の各号の一に該当する物品を、冷蔵庫に入庫してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 腐敗しているものまたはそのおそれのあるもの (2) 荷造りまたは容器が不完全であるもの (3) 他の入庫品に損害を及ぼすおそれのあるもの (4) 前各号に定めるもののほか、市長が入庫を不相当と認めるもの <p>(出庫命令)</p> <p>第 100 条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、必要があると認めるときは、使用者に対し冷蔵庫の入庫品の全部または一部の出庫を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入庫品が前条各号の一に該当するに至ったとき。 (2) 防疫その他管理上必要があるとき。 <p>(入庫品の処分)</p> <p>第 101 条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、冷蔵庫の入庫品を売却その他の方法に</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第5章 監督 (報告及び検査)</p> <p>第 69 条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、許可を受けた市場施設の使用に関し報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。</p> <p>3 第 1 項または前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項または第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(改善措置命令)</p>	<p>より処分することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による出庫命令に従わないとき。</p> <p>(2) 住所不明等の理由により、使用者に前条の命令を通告することができないとき。</p> <p>(3) 天災その他の理由により、臨機の処置を必要とするとき。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第 70 条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合</p> <p>(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回った場合</p> <p>(3) 規則で定める連続する事業年度において、経常損失が生じた場合</p> <p>3 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>4 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、当該使用者の市場施設の使用に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずること</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>ができる。 (平 17 条例 62・一部改正)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第 71 条 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10 万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第 1 号、仲卸業者にあつては第 2 号、売買参加者にあつては第 3 号に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 6 箇月以内の期間を定めてその卸売業務の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>(2) 第 18 条第 1 項の許可を取り消し、又は 6 箇月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>(3) 第 26 条第 1 項の承認を取り消し、又は 6 箇月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。</p> <p>2 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第 29 条第 1 項の許可を取り消し、又は 6 箇月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、せり人が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、または 6 箇月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずるこ</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>とができる。</p> <p>(1) この条例もしくはこの条例に基づく規則またはこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) せり人がせり売りに関して委託者または仲卸業者もしくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、またはこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。</p> <p>(3) せり人がその職務に関して委託者または仲卸業者もしくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。</p> <p>(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めたとき。</p> <p>4 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対し6箇月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項及び第2項の規定を適用する。</p> <p>(平7条例16・平12条例57・一部改正)</p> <p>第6章 市場開設運営協議会</p> <p>(設置)</p> <p>第72条 本市に横浜市中央卸売市場開設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第73条 協議会は、市長の諮問に応じ、市場の開設またはその業務の運営に関し必要な事項を調査審議する。</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第 74 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。</p> <p>(平 12 条例 57・一部改正)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 75 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長の選任及び権限)</p> <p>第 76 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 77 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(関係者の出席等)</p> <p>第 78 条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、もしくは説明させ、または必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第 79 条 協議会に幹事及び書記を置く。</p> <p>2 幹事及び書記は、横浜市職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。</p> <p>4 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 80 条 協議会の庶務は、経済局において処理する。</p> <p>(平 18 条例 1・平 22 条例 47・一部改正)</p> <p>(委任)</p> <p>第 81 条 前 9 条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>第 7 章 市場取引委員会</p> <p>(平 12 条例 57・追加)</p> <p>(設置)</p> <p>第 81 条の 2 本市に、次のとおり市場取引委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(1) 横浜市本場青果部市場取引委員会</p> <p>(2) 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(3) 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会 (平 12 条例 57・追加、平 17 条例 62・平 27 条例 4・一部改正)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 81 条の 3 委員会は、市長の諮問に応じ、市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) この条例の変更(法第 9 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項の変更に限る。)に関すること。</p> <p>(2) 市場における公正かつ効率的な取引に関し必要と認められる事項 (平 12 条例 57・追加、平 17 条例 62・一部改正)</p> <p>(組織)</p> <p>第 81 条の 4 委員会は、委員 20 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。 (平 12 条例 57・追加)</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 81 条の 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。 (平 12 条例 57・追加)</p> <p>(会長の選任及び権限)</p>	

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第 81 条の 6 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(平 12 条例 57・追加)</p> <p>(会議)</p> <p>第 81 条の 7 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(平 12 条例 57・追加)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 81 条の 8 委員会の庶務は、経済局において処理する。</p> <p>(平 12 条例 57・追加、平 18 条例 1・平 22 条例 47・一部改正)</p> <p>(委任)</p> <p>第 81 条の 9 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>(平 12 条例 57・追加)</p>	
<p>第 8 章 雑則</p> <p>(平 12 条例 57・旧第 7 章繰下)</p>	<p>第 5 章 雑則</p> <p>(条例第 70 条第 2 項の規則で定める比率等)</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>(卸売の業務の代行)</p> <p>第 82 条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、またはその他の理由で卸売の業務の全部または一部を行なうことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、または販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の卸売の業務を行なわせる卸売業者がいなくまたは他の卸売業者に行なわせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行なうものとする。</p> <p>3 前 2 項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいなく場合または不明な場合について準用する。</p> <p>(災害時における生鮮食料品等の確保)</p> <p>第 83 条 市長は、災害の発生に際して、他の法令で定めるほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。</p> <p>(無許可営業の禁止)</p> <p>第 84 条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。</p> <p>(市場への出入等に対する指示)</p>	<p>第 102 条 条例第 70 条第 2 項第 1 号の規則で定める比率は、1 とする。</p> <p>2 条例第 70 条第 2 項第 2 号の規則で定める比率は、0.1 とする。</p> <p>3 条例第 70 条第 2 項第 3 号の規則で定める連続する事業年度は、3 とする。</p> <p>(平 17 規則 55・全改)</p> <p>(流動資産の合計金額等の計算方法)</p> <p>第 102 条の 2 条例第 70 条第 2 項の規定により流動資産の合計金額、流動負債の合計金額、資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額を計算するときは、卸売市場法施行規則(昭和 46 年農林省令第 52 号)第 32 条の 2 の規定の例による。</p> <p>(平 17 規則 55・追加、平 26 規則 3・一部改正)</p> <p>(取消処分の通知)</p> <p>第 103 条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、第 66 号様式による取消処分通知書をもって、第 1 号にあつては卸売業者及びせり人、第 2 号にあつては仲卸業者、第 3 号にあつては売買参加者、第 4 号にあつては関連事業者に通知するものとする。</p> <p>(1) 条例第 14 条または第 71 条第 3 項の規定によりせり人の登録を取り消したとき。</p> <p>(2) 条例第 21 条第 1 項もしくは第 2 項または第 71 条第 1 項第 2 号の規定により仲卸業務の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 条例第 28 条または第 71 条第 1 項第 3 号の規定により売買参加の承認を取り消したとき。</p> <p>(4) 条例第 31 条第 1 項若しくは第 2 項又は第</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>第 85 条 市場への出入、市場施設の使用または物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用または物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。</p> <p>(清潔の保持及び環境改善の義務)</p> <p>第 86 条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、廃棄物の適正処理等市場の清潔の保持に努めるとともに、排気ガス及び騒音の抑制等事業活動に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>(平 17 条例 62・追加)</p> <p>(市場秩序の保持等)</p> <p>第 87 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、市場秩序の保持または公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>(平 17 条例 62・旧第 86 条繰下)</p> <p>(許可等の制限または条件)</p> <p>第 88 条 この条例の規定による許可、認可、承認または指定には、制限または条件を付することができる。</p> <p>2 前項の制限または条件は、許可、認可、承認または指定に係る事項の確実な実施を図るた</p>	<p>71 条第 2 項の規定により関連事業の許可を取り消したとき。</p> <p>(平 27 規則 13・一部改正)</p> <p>(業務等の停止処分のお知らせ)</p> <p>第 104 条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、第 67 号様式による業務等停止処分通知書をもって、第 1 号にあつては卸売業者、第 2 号にあつては仲卸業者、第 3 号にあつては売買参加者、第 4 号にあつては関連事業者、第 5 号にあつてはせり人に通知するものとする。</p> <p>(1) 条例第 71 条第 1 項第 1 号または第 4 項の規定により卸売業務の停止を命じたとき。</p> <p>(2) 条例第 71 条第 1 項第 2 号または第 4 項の規定により仲卸業務の停止を命じたとき。</p> <p>(3) 条例第 71 条第 1 項第 3 号または第 4 項の規定により市場への入場の停止を命じたとき。</p> <p>(4) 条例第 71 条第 2 項または第 4 項の規定により業務の停止を命じたとき。</p> <p>(5) 条例第 71 条第 3 項の規定により業務の停止を命じたとき。</p> <p>(過料処分の通知)</p> <p>第 105 条 市長は、卸売業者、仲卸業者または売買参加者に対し条例第 71 条第 1 項の規定による過料を科したときは、第 68 号様式による過料処分通知書をもってこれらの者に通知するものとする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第 106 条 法第 48 条第 3 項または条例第 69 条第 3 項の規定による身分を示す証明書は、第 69 号様式によるものとする。</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
<p>め必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認または指定を受けたものに不当な義務を課することとならないものでなければならない。</p> <p>(平 17 条例 62・旧第 87 条繰下)</p> <p>(委任)</p> <p>第 89 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(平 17 条例 62・旧第 88 条繰下)</p>	<p>(卸売業者に事故があるときの処置)</p> <p>第 107 条 卸売業者は、その許可の取消しその他の行政処分を受け、またはその他の理由で卸売の業務の全部または一部を行なうことができなくなった場合は、遅滞なく、未販売の受託物品についてその種類、数量、委託者、その他受託に関する事項を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 条例第 82 条第 1 項の規定により、卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、市場に到着した物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合または不明な場合について準用する。</p> <p>(掲示事項)</p> <p>第 108 条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、その旨を市場内の掲示場に掲示するものとする。</p> <p>(1) 条例第 4 条第 2 項の規定により休業日に開場し、または開場日に休業するとき。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により開場の時間を変更するとき、または同条第 2 項の規定により卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。</p> <p>(3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、再開し、または廃止するとき。</p> <p>(4) 条例第 12 条第 1 項の規定によりせり人の登録をしたとき、または条例第 15 条の規定によりせり人の登録を消除したとき。</p> <p>(5) 仲卸業務及び関連事業業務を許可し、若しくはその業務を停止し、又はその許可を取り</p>

横浜市中央卸売市場業務条例	横浜市中央卸売市場業務条例施行規則
	<p>消したとき。</p> <p>(6) 売買参加の承認をし、またはその承認を取り消したとき。</p> <p>(7) 条例第 22 条第 1 項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、又は同条第 2 項の規定により法人である仲卸業者の合併若しくは分割を認可したとき。</p> <p>(8) 条例第 51 条第 3 項の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め、または撤去を命じたとき。</p> <p>(9) 条例第 71 条の規定による処分をしたとき。</p> <p>(10) 市場に関する法令並びに条例及びこの規則に変更があったとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p> <p>(平 12 規則 107・平 14 規則 9・平 18 規則 90・一部改正)</p> <p>(委任)</p> <p>第 109 条 この規則の施行について必要な事項は、市場担当理事が定める。</p> <p>(平 6 規則 41・一部改正)</p>

横浜市中央卸売市場経営展望 (案)

※令和元年9月2日時点未定稿。今後、「第1章市場周辺環境」等を最新情報に編集予定

平成 31 年（2019 年）3 月
横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG

《 目 次 》

はじめに（経営展望策定の背景・目的）	1
横浜市中央卸売市場あり方検討の経緯	2
(1) 横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書	2
(2) 再編による南部市場の廃止と市場機能強化	2
(3) 青果部機能強化に係る検討状況	3
横浜市中央卸売市場経営展望の位置づけ・考え方	5
(1) 開設者	5
(2) 横浜市中央卸売市場の基礎データ	5
(3) 計画期間	6
(4) 公設中央卸売市場の役割・機能と横浜市中央卸売市場の必要性	6
(5) 横浜市中央卸売市場経営展望の位置づけ	7
(6) まちづくりにおける横浜市中央卸売市場の位置付け	7
第1章 横浜市中央卸売市場の周辺環境	9
1. 1 横浜市中央卸売市場の周辺環境	9
(1) 取扱数量・金額の推移	9
(2) 横浜市中央卸売市場と国内主要他市場	11
(3) 主要都市における市内供給率	11
(4) 周辺他市場における卸売市場の機能強化	13
(5) 横浜市中央卸売市場及び周辺市場との立地環境	14
1. 2 市場関係者から見た横浜市中央卸売市場	15
(1) 場内事業者ヒアリング調査	15
(2) 取引先等場外事業者ヒアリング調査	15
1. 3 横浜市中央卸売市場を取り巻く生産・消費環境	17
(1) 県内・市内農水産物供給量	17
(2) 横浜市場需給環境及び消費量推計	18
1. 4 食品流通政策の動向	19
(1) 改正卸売市場法と規制改革	19
(2) 改正食品衛生法と生鮮食料品等の品質管理水準高度化	19
(3) 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略	20
第2章 横浜市中央卸売市場経営展望	21
2. 1 本市場における部門別流通構造と構造的課題	21
(1) 部門別流通構造と課題整理	21
(2) 経営展望策定に係る論点	22
2. 2 横浜市中央卸売市場経営展望全体像	22
2. 3 横浜市中央卸売市場経営展望個別計画	26
(1) 【戦略1】集荷・販売構造の拡充	26

(2) 【戦略2】 県内・市内関係者との関係強化.....	28
(3) 【戦略3】 品質管理水準高度化.....	30
(4) 【戦略4】 流通構造の効率化・高度化・システム化.....	32
(5) 【戦略5】 市場流通環境高度化に向けた設備投資.....	34
(6) 【戦略6】 市場プロモーションと賑わい創出.....	36
(7) 【戦略7】 効率的かつ安定的な市場運営体制の整備.....	38
(8) 経営展望計画期間における実行体制.....	40
(9) 経営展望実行に向けた詳細スケジュール.....	41
横浜市中央卸売市場経営展望策定に関する参考資料.....	43
1. 全国及び横浜市中央卸売市場を取り巻く環境等.....	43
(1) 食料品消費量の推移.....	43
(2) 卸売市場経由率の推移.....	43
(3) 青果物・水産物の輸出入動向.....	44
(4) 市内生鮮食料品等販売事業者数推移.....	45
(5) 食料購入先.....	46
(6) 人口構造の変化.....	48
(7) 観光入込客数と訪日外国人客数.....	48
(8) 食料消費形態.....	49
(9) 神奈川県内における買い物弱者等.....	50
2. 横浜市中央卸売市場経営展望策定経緯等.....	51
(1) 横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG 委員名簿.....	51
(2) 横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG 開催経緯.....	51

はじめに（経営展望策定の背景・目的）

横浜市中央卸売市場は、日本国内で3番目、東日本で初となる中央卸売市場として昭和6年に開場して以後、今日に至るまで、地元・横浜市を中心に、京浜地区における生鮮食料品等の流通・情報に係る拠点として、安定・安全・安心な食生活、そして、長い歴史の中で育まれてきた食文化、更には、卸売市場を拠点とする生産・商品双方の関係者を支えてきました。

開場後、今日に至るまでには、卸売市場を取り巻く環境、生鮮食料品等の流通・情報等を取り巻く環境等が大きく変化してきており、本市場も他市場と同様に、食品流通における基幹施設として変革の過渡期を迎えていると言えます。

横浜市中央卸売市場では、昭和48年以降約40年間にわたり、本場と連携した生鮮食料品等の流通・情報拠点であった南部市場を平成27年3月末に廃止し、新たな体制のもと市場取引を進めています。

また、平成28年3月には、水産物部門の低温流通を支えるための水産棟改修（温度管理型施設への改修）が完了しました。

こうした中、平成28年1月には農林水産省「第10次卸売市場整備基本方針」が策定され、今後5年間の卸売市場政策における新たな方向性が示されました。

また、平成30年6月には、卸売市場法や食品衛生法が改正され、今後の卸売市場のあり方そのものが大きく変化しようとしています。

このように、卸売市場に係る状況が大きな変革の過渡期を迎えている中、本市場においては、横浜市中央卸売市場開設運営協議会においてまとめられた「横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書」の策定から10年が経過しようとしています。提言書では、開設者、市場関係者が今後取組むべき方向性とその内容を提示するとともに、将来の市場施設整備手法や提言に付加すべき事項として短期・中期・長期的視点を鑑みた対応についても取りまとめられており、提言後、今日に至るまで市場関係者全体で様々な検討・取組を進めてきました。

今日、横浜市中央卸売市場の再編・機能強化や国における法改正を含む新たな卸売市場政策方針等周辺環境が大きく変化していることも鑑み、提言書策定時と大きく時代・環境が変化していることも踏まえ、現在の実情に即した今後の展望を描く必要性が高まってきていると考えます。

こうした背景から、将来に向けて持続的で競争力を有する生鮮食料品の流通・情報に係る拠点としてのあり方について、見直しと再検討を行い、今後も、横浜市内及び周辺地域に対して最大限の機能・役割を発揮させるため、本市場の更なる機能強化・活性化を念頭に「横浜市中央卸売市場経営展望」を策定し、新たな取組を進めていくこととしました。

平成31年（2019年）3月

横浜市中央卸売市場経営展望策定WG

横浜市中央卸売市場あり方検討の経緯

横浜市中央卸売市場では、平成 18 年 3 月に包括外部監査において、今後の市場のあり方の検討を求める意見が提出され、同年 9 月に開設運営協議会に諮問した。

近年では本市場について次のような変化があり、新たな横浜市中央卸売市場の体制が始動している。

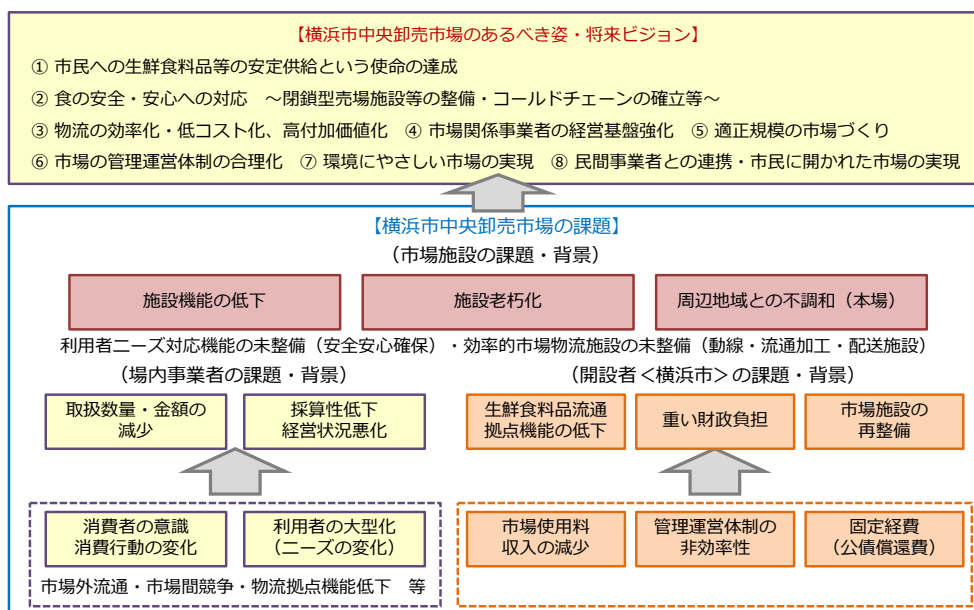
(1) 横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書

平成 18 年 9 月に「横浜市中央卸売市場のあり方検討委員会」が設置され、中央卸売市場の今後のあり方についての検討が重ねられ、平成 20 年 3 月に「横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書」として取りまとめられた。

提言書においては、横浜市中央卸売市場のあるべき姿・将来ビジョンとして 8 つの方向性が明示されるとともに、場内事業者の課題解決に向けた提言としては「マーケット志向の強化と変化への対応」がコンセプトとして位置づけられている。

提言書の策定後、経営面・施設面双方の各種取組が進められるとともに、青果部・水産物部ともに経営ビジョンの策定が進められるなど、各部門・事業者等卸売市場を取り巻く環境変化に対応するため、様々な検討と実効が進められてきた。

図表 横浜市中央卸売市場のあり方に関する提言書



(出典) 横浜市中央卸売市場開設運営協議会「横浜市中央卸売市場のあり方提言書」

(2) 再編による南部市場の廃止と市場機能強化

平成 20 年 3 月に取りまとめられた「横浜市中央卸売市場あり方提言書」において、横浜市中央卸売市場が周辺環境との調和や施設老朽化等により中長期的には市場規模の適正化（本場・南部市場の統合）が避けられないことから、適正化の方法として「本場への統合」「南部市場への統合」「本場・南部市場以外の候補地への移転新設」の 3 案が提言された。

その後、市場再編と機能強化に向けた検討が進められ、平成 22 年 7 月には「横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」が決定された。

さらに、基本方針を踏まえ、平成 27 年 3 月に南部市場を中央卸売市場としては廃止して同年 4 月から中央卸売市場は「本場」及び「食肉市場」の 2 市場体制となり、新たな横浜市中心卸売市場の体制が動き始めた。

図表 横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 商圏や立地条件等を考慮し、本場を中央卸売市場として、横浜市が引き続き開設・運営■ 南部市場は中央卸売市場としては廃止するが、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用■ 競合する大田市場青果部の大型低温物流センター整備（平成 23 年稼働）、築地市場の豊洲新市場移転（平成 30 年 10 月）を踏まえ、順次再編・機能強化を推進 <p>【旧南部市場の役割】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 方針：物流（本場を補完）と賑わい（4.7 万㎡を活用し、「食」をテーマに賑わい創出）■ 横浜市中心卸売市場の活性化に向けた活用イメージ 青果物：既存施設の活用・低温化施設の新設による本場で取引した商品の受渡し、カットなどの加工・パック・配送等 水産物：既存施設の一部低温化による本場で取引した物品の受渡し、カットなど加工・パック、配送等

（出典）横浜市「横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針（平成 22 年 7 月）」

(3) 青果部機能強化に係る検討状況

青果部における狭隘な敷地の有効活用や品質・衛生管理の向上など、国の方針（農水省：卸売市場整備基本方針）に沿った取組を進め、市場の機能強化を図るため、青果棟周辺に屋内荷捌き場や冷蔵保管庫等を整備する予定である。

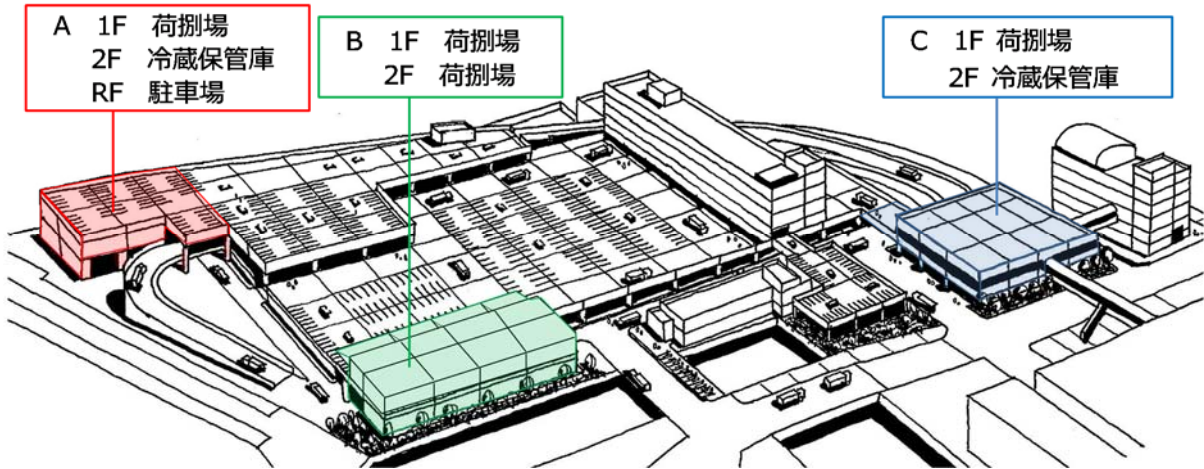
① 横浜市場を取り巻く環境

横浜市場青果部は市場内及び周辺市場との競合等その環境は厳しさを増している。

- 激化する市場間競争
 - 大田市場（東京都）における物流機能の整備強化
 - 川崎市北部市場の機能強化による取扱数量・金額の増加
 - 豊洲市場の開場
 - 全国平均以下の市内供給率
- 狭隘な敷地の有効活用と商品の品質管理の向上
 - 荷捌き地不足による新規参入の受入れ断念
 - 雨の日は商品が濡れ、品質管理ができない
- 品質管理の高度化（コールドチェーン等）
 - 農水省の卸売市場整備方針に沿った取組が不可欠
 - 厳しい品質管理を求める大手買参人
 - 早期改善が進まなければ、荷物を東京にシフト（スーパー、量販店）

② 施設整備案及び事業スケジュール

図表 1 新青果棟整備案



図表 2 事業スケジュール

横浜市次 期中期 4 か年計画					
2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022・2023 年度
基本計画	基本設計	実施設計	準備工事	本体工事	

横浜市中央卸売市場経営展望の位置づけ・考え方

(1) 開設者

横浜市（公設公営・中央卸売市場）

(2) 横浜市中央卸売市場の基礎データ

（平成 31 年 1 月 1 日現在）

市場名	本 場	食 肉 市 場
開設年月日	昭和 6 年 2 月 1 1 日	昭和 3 4 年 1 1 月 5 日
所在地	神奈川区山内町 1 番地	鶴見区大黒町 3 番 53 号
取扱品目	青 果 水 産 物 鳥 卵	食 肉
敷地面積	1 1 5, 8 4 3㎡ (うち公の施設 114,584 ㎡)	4 2, 7 3 9㎡ (うち公の施設 42,555 ㎡)
建 物 (建設時期)	延べ床面積 1 3 1, 7 8 9㎡ 青果棟：昭和 60～平成 4 年 水産棟：昭和 55～61 年 【主な施設】 青果棟 4 7, 3 4 2㎡ 水産棟 5 0, 2 8 2㎡ 関連棟 6, 9 9 2㎡ 第 1 冷蔵庫棟 5, 7 8 0㎡ 第 2 冷蔵庫棟 3, 6 0 2㎡	延べ床面積 2 4, 0 1 0㎡ 本館棟：昭和 63～平成元年 仲卸棟：平成 6～7 年 【主な施設】 冷蔵室 3, 5 4 8㎡ 解体室 1, 4 9 8㎡ 内臓処理室 5 8 2㎡ けい留所 2, 0 8 0㎡
市場関係事業者数	卸売業者	青 果 部 2 水 産 物 部 2 鳥 卵 部 1 食 肉 部 1
	仲卸業者	青 果 部 3 0 水 産 物 部 6 0 食 肉 部 2
	売買参加者	青 果 部 7 1 1 水 産 物 部 2 9 鳥 卵 部 6 2 7 食 肉 部 1 9 1
	関連事業者	3 8
		3

(3) 計画期間

10年間：2019年度（平成31年度）～2028年度

(4) 公設中央卸売市場の役割・機能と横浜市中央卸売市場の必要性

① 卸売市場の公共性と社会的役割・機能¹

1) 開かれた取引システム

卸売市場は、国民の日常生活に必要不可欠である生鮮食料品（青果物・水産物等）を取扱っていることに加え、出荷者（農場・漁場等産地）と仕入者（小売店・量販店・飲食店等）双方に対して開かれた社会的インフラとなっており、双方が自らの必要性に応じて利用できる仕組みとなっている。

出荷者側にとっては、農林水産物が天候等の変動要因により計画的な収穫・漁獲等が難しいものであるものの、量・品質等に関わらず商品を制限なく受け入れ、販売できるシステムと見ることができる。

一方で仕入者側にとっては、大規模事業者のように流通・保管拠点を有していない中小事業者であったとしても、自らの必要性に応じて必要な商品を仕入れることができるシステムと見ることができる。

このような卸売市場の取引システムにより、周年・多品種・多量な商品が卸売市場に集まり、また、流通することにより、国民の食生活を豊かにするための一助となるなど、安定的な生鮮食料品等の流通に寄与している。

2) 出荷者・仕入者双方が納得しうる価格形成の実現

卸売市場は国民生活に必要不可欠である生鮮食料品を取扱う開かれたシステムであるが、このシステムが存在することにより、商品の価値判断と価値判断に基づく価格形成が成され、その情報が提供される拠点となっている。

同一品目であったとしても品質や規格、等級等の違いに基づき、商品の価値を判断し、価格を決定することは、一般消費者には不可能であり、出荷者側でも多量の比較品目が並ぶ中で自らの商品に係る価格を決定することは困難である。

卸売市場では周年・日々様々な産地から集まる商品について、長年の経験・ノウハウ等に基づき、「目利き」の力を通じて価格形成・決定が行われている。すなわち、国民生活に必要な生鮮食料品の流通において、最も困難な業務の1つである価格形成・決定は卸売市場が存在することにより、迅速かつ的確に行われていると言える。

3) 平時・非常時双方の社会的インフラ

近年、国内においても巨大地震等大規模災害は続発している状況にあるが、卸売市場はこうした災害時においても生鮮食料品や救援物資等の集積・流通拠点として機能している。

本市場も含めた全国の中央卸売市場は、卸売市場を開設する都市において、災害が発生し、災害を受けた都市の中央卸売市場開設者独自では生鮮食料品等を十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者が相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、「全国中央卸売市場協会 災害時相互応援に関する協定」を締結している。

¹ 市場流通ビジョンを考える会「市場流通 2025年ビジョン」を参考として作成している。

全国各地の中央卸売市場は、出荷者・仕入者と繋がるだけではなく、全国各都市間をネットワークで繋ぎ、平時・災害時双方において国民に対して安定的に生鮮食料品を提供するための体制を整えているシステムと見ることができる。

② 横浜市中心卸売市場の必要性

横浜市中心卸売市場は開場後約 90 年間にわたり、横浜市内及び周辺地域の市民等に対して安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給してきており、その機能・役割を維持していくことが最大の責務である。

また、人口約 900 万人を有する神奈川県庁所在地である横浜市は人口約 370 万人を有しており、県内最大の消費地であり、神奈川県内で生産・収穫・加工等された青果物・水産物の集積拠点として県内全体の各種産業構造の振興にも寄与している。

さらには、全国から周年において多量・多品種の生鮮食料品等が出荷されており、横浜市内及び周辺地域に対する生鮮食料品等の安定的な流通・供給拠点としての機能も有している。

加えて、災害時において、開設者と場内事業者の協定により生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力を図ることが取り決められているなど、本市場は生鮮食料品等の確保・供給を通じて、市内での災害発生時における市民生活の早期安定を図る役割の一端を担っている。

このように、横浜市中心卸売市場は、地元・横浜における生鮮食料品等の供給拠点としての機能を有しながら、横浜市内及び周辺地域の「食」を支えており、その立地・経営により、平時・非常時双方における市民等の食生活・食文化及び産業全体を支える社会インフラとしての機能・役割を果たしている。

(5) 横浜市中心卸売市場経営展望の位置づけ

横浜市中心卸売市場経営展望は 2019 年度から 2028 年度の計画期間において、開設者並びに本市場関係者が具体的に取組むことを整理・体系化したものである。

したがって、本展望内容に沿って 2019 年度以降、各種取組事項を実行するための体制（部門別WG等）を組成するとともに、詳細な事業内容（実施方法等）等を取組別に検討・決定し、計画期間内に実行することを前提としている。

なお、本市場も含め卸売市場に関する環境が大きく変革を遂げることも十分に考えられることから、以下の点については留意する必要がある、取組内容及びスケジュールについてはこれらを踏まえた対応を想定している。

- 国及び他市場動向、技術革新等を踏まえ、本展望における取組内容等は柔軟に変更を行い、生産者・本市場・消費者が求めるニーズに適合することを前提とする。
- 卸売市場法改正を踏まえ、横浜市中心卸売市場業務条例改正が予測されることから、展望における取組内容を修正する必要性が生じる可能性がある。
- 青果部においては施設整備が予定されており、施設整備スケジュール等により本展望における取組内容のスケジュール等を修正する必要性が生じる可能性がある。

(6) まちづくりにおける横浜市中心卸売市場の位置付け

横浜市中心卸売市場本場は現在の神奈川県山内町に開設されて以来、施設の拡充整備を繰り返しながら現在の位置にて営業を継続している。この間、横浜のまちは大きく変貌を

遂げており、立地環境や役割も時代とともに変わりつつある。このため、経営展望の策定に先立ち、横浜市全体からみた本場の立地に係る現在の位置付けについて、整理する。

本場が位置する神奈川区山内町は、京浜臨海部再編整備マスタープランにおいて「アクティビティスポット山内（仮称）」として、以下のエリアコンセプトが位置付けられている。

【エリアコンセプト】

中央卸売市場（本場）とも連携しながら水産物・青果物などの食をテーマとした賑わいを創出するとともに、みなとみらい 21 地区から延びる新たな水際線を生かしたプロムナードを形成することにより、来街者が憩い楽しめる空間の創出や、市民等がランニングなども楽しめる健康づくりにも寄与する都市空間を創出していきます。

図表 アクティビティスポット山内（仮称）におけるエリアプラン



（出典）横浜市「京浜臨海部再編整備マスタープラン（平成 30 年 9 月）」

京浜臨海部再編整備マスタープランでは、当該地の立地特性を踏まえ、みなとみらい 21 地区方面やベイブリッジを一望するロケーションを活用した親水性の高い空間や、来街者を呼び込み賑わいを創出する都市空間を形成することとし、「中央卸売市場と連携した賑わい創出」をプランニングの 1 つとして打ち出している。

「中央卸売市場と連携した賑わい創出」については、埋立前において市場に隣接する低未利用地などを活用し、市場と連携した水産物・青果物など「食」をテーマとした物販・飲食を中心とする「マルシェ」等のイベントを開催するなどにより賑わい創出に向けた取組を進めることとしており、本場における経営展望においても、今後の連携に係る方向性の 1 つとして検討していくことが考えられる。

第 1 章 横浜市中心卸売市場の周辺環境

1. 1 横浜市中心卸売市場の周辺環境

(1) 取扱数量・金額の推移

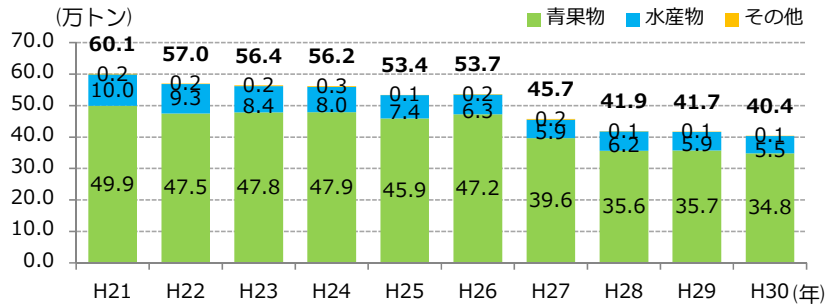
横浜市中心卸売市場の取扱数量・金額は青果物・水産物ともに減少傾向にある。

近年は青果物の取扱数量・金額が大きく減少傾向にある。水産物は加工・物流拠点に特化する南部市場の有効活用等により平成 28 年は取扱数量・金額ともに増加に転じている。

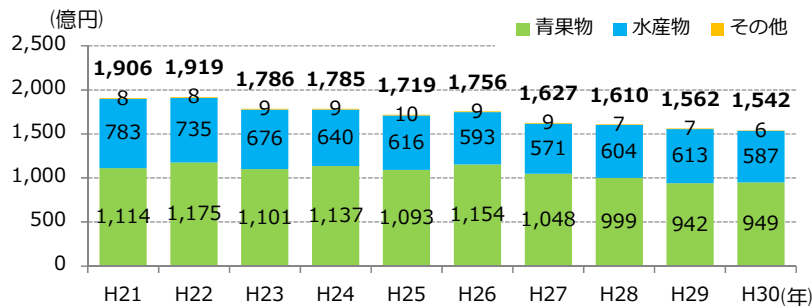
取扱数量・金額は、各部門・各事業者の戦略的取組や天候等の生産・消費環境と関係するため、その増減により一概に評価することはできない。

ただし、今後の市場経営力・競争力を把握するとともに本戦略を実践・改善していくための 1 つの指標として注視しておく必要がある。

図表 1-1 横浜市中心卸売市場における取扱数量・金額の推移
(取扱数量)



(取扱金額)



(出典) 横浜市中心卸売市場統計資料

図表 1-2 は、昭和 35 年 (1960 年) から平成 30 年 (2018 年) までの約 60 年間における長期的な傾向を整理したものである。

青果部では、過去 60 年間でみれば近年までは増加傾向が続いていたことが見て分かる。

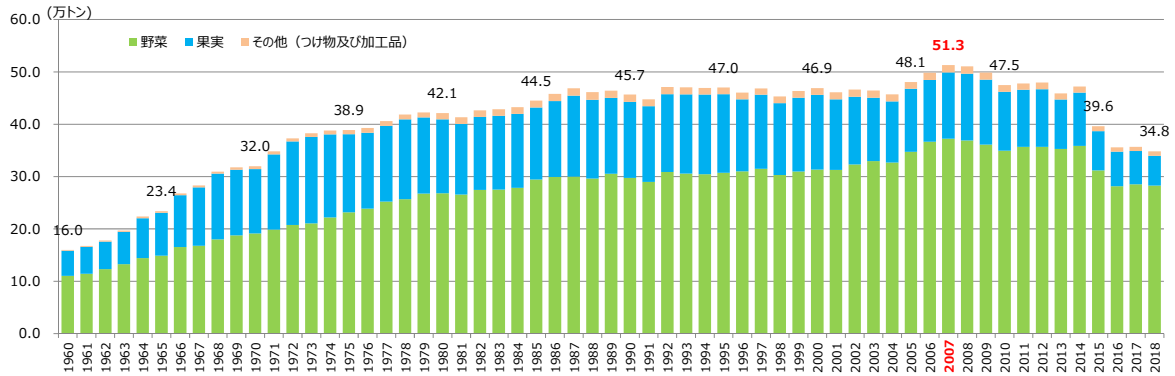
また、野菜の取扱数量・金額は増加傾向にある一方で、近年では特に、果実の減少が顕著となっている。

水産物部では、過去 60 年でみれば 1980 年頃から約 40 年間減少傾向が続いている。

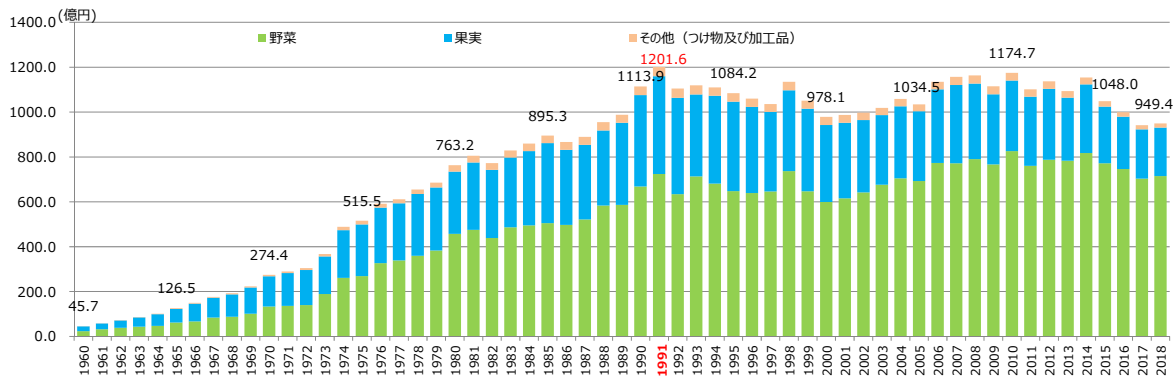
減少傾向は近年下げ止まり傾向にあり、加工品の取扱数量・金額は微増傾向にある。生鮮品及び冷凍品については取扱数量では減少傾向が続いているが、取扱金額については過去 5 年間で大きな変化は無く、近年の水準を安定化していくことが重要と考えられる。

図表 1-2 横浜市中央卸売市場における長期取扱数量・金額の推移

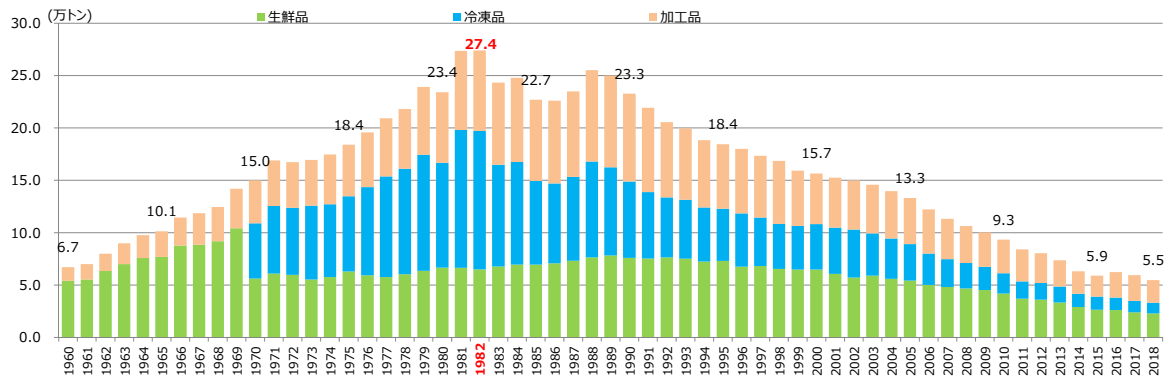
(青果部・取扱数量)



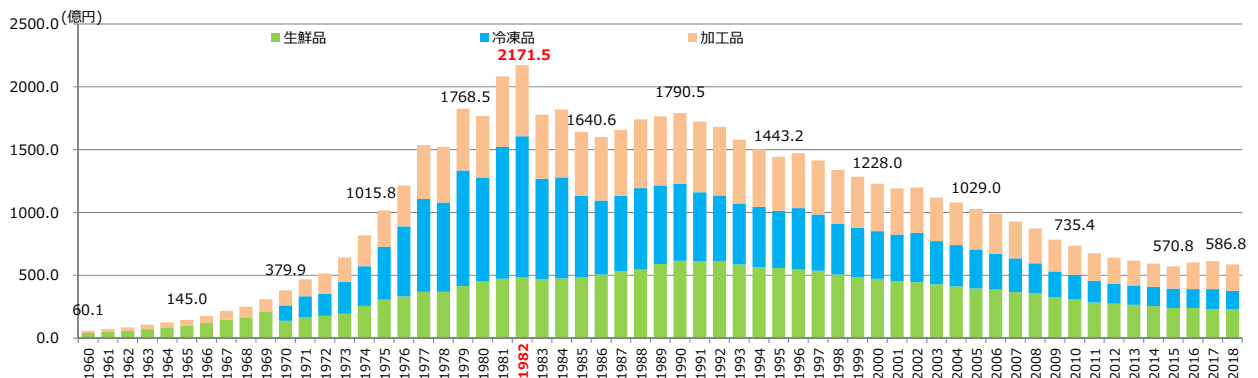
(青果部・取扱金額)



(水産物部・取扱数量)



(水産物部・取扱金額)



(出典) 横浜市中央卸売市場統計資料

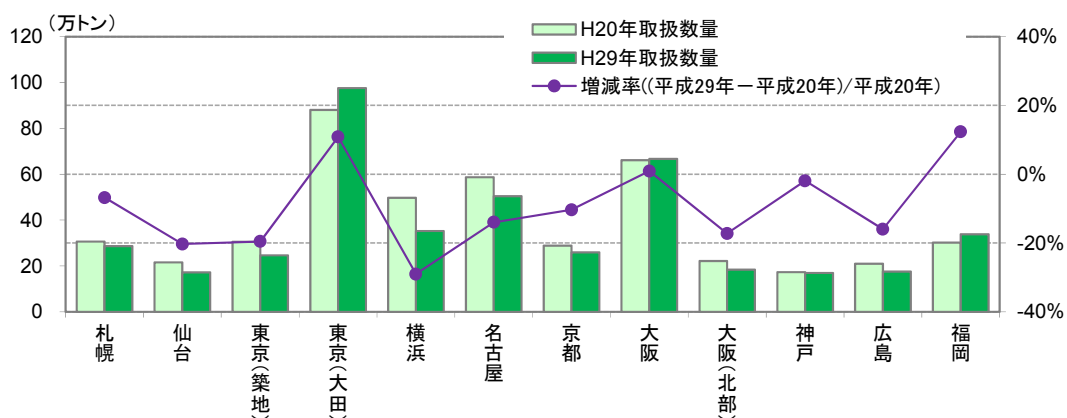
(2) 横浜市中央卸売市場と国内主要他市場

過去 10 年間の国内主要卸売市場における青果物・水産物の取扱数量を比較して見ると、取扱数量が増加しているのは青果物の 3 市場（東京（大田）・大阪・福岡）のみであり、水産物においては仙台において約 20%、その他の主要卸売市場は国内最大の卸売市場である東京（築地）も含めて軒並み全国的に 20%以上の減少と非常に厳しい状況にある。

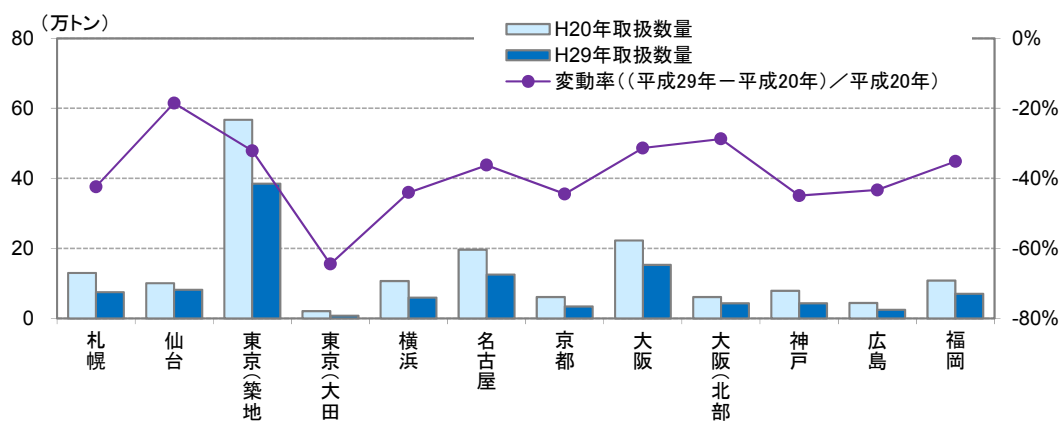
卸売市場における取扱数量は過去 20 年以上にわたり減少傾向が続いている。この間、食品流通を取り巻く環境は大幅に変化し、地産地消や産地直送への意識の高まり、電子商取引等の大幅な拡大等多種多様な生鮮食料品購入場所・形態が見受けられる。

今日の卸売市場は市場間の競争のみならず、多種多様な流通・販売網との競争環境のもとに晒されている。一方、依然として卸売市場に対する期待は大きいものと考えられ、多種多様な流通工程、販売先との間で関係を構築・強化し、卸売市場独自の取組を基にした食品に係る流通・情報拠点の改善・強化が求められていると言える。

図表 1-3 横浜市中央卸売市場と国内主要他市場の取扱数量比較
(青果物)



(水産物)



(出典) 農林水産省「青果物卸売市場調査」、各中央卸売市場年報

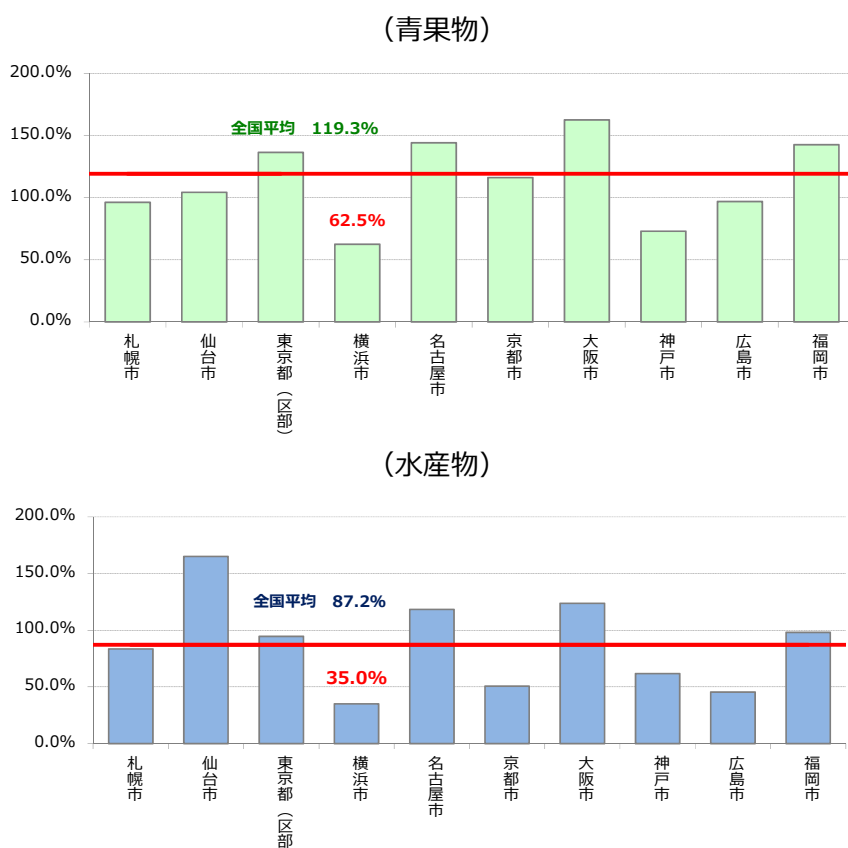
(3) 主要都市における市内供給率

各都市における青果物・水産物の市場取扱数量と年間需要量を基にした市内供給率をみると、青果物は全国平均が 119.3%、水産物は 87.2%となっている。

一方、横浜市について見ると、青果物は 62.5%、水産物は 35.0%といずれも全国平均を大きく下回っている。同様の傾向は神戸市や京都市でも見受けられ、首都圏及び関西圏において周辺卸売市場との激しい競争に晒されていることを示していると言える。

市内供給率に基づけば、横浜市中心卸売市場は市内の消費環境に対して十分な生鮮食料品供給・提供が行えていない状況にあるとも言え、地元・横浜への供給率を高めるための課題把握と取組強化が、市場全体の経営力・競争力を強化する一助になると考えられる。

図表 1-4 主要都市における青果物・水産物の開設区域内供給率結果（平成 29 年）



【市内供給率試算について】

- 試算方法等について
各市場及び立地都市を踏まえ、下記の算出式に基づき試算している。
開設区域内供給率（試算）
＝「取扱数量合計」÷「推計年間需要量（人口総数×年間需要量／人）」
なお、「取扱数量合計」は各市場年報等により公表される取扱数量、「年間需要量／人」は、農林水産省「食糧需給表」より数値を採用し試算している。
- 東京都（区部）の取扱い
青果物の取扱数量は、多摩ニュータウン市場を除く 8 市場（大田・築地・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋）の合計を採用している。
水産物の取扱数量は、築地・大田・足立市場の取扱数量合計を採用している。
人口総数は東京 23 区における人口総数を採用している。
- ※ 開設区域内供給率は、開設区域内の人口総数と農林水産省「食糧需給表」に基づく需要量より、各開設区域内の青果物・水産物の総需要量を試算し、各卸売市場が公表される取扱数量の全てを開設区域内に供給したと仮定した場合の総需要量に対する供給比率を試算してものである。

（出典）農林水産省「食糧需給表」、「青果物卸売市場調査」、各都市人口統計、市場年報等

(4) 周辺他市場における卸売市場の機能強化

産地・消費地を結ぶ卸売市場に求められる機能・役割が拡大する中、近年、東京都大田市場と豊洲市場において大規模な施設整備が進められ、その機能強化が図られてきた。

大田市場では、食の安全・安心の観点から産地・消費地ともに市場内流通環境の高度化に関する要求水準の高まりに対応するため、平成 19 年度～平成 22 年度に掛けて 4 つの屋根付積込場と低温立体荷捌場を建設し、品質管理を重視した流通環境を整えてきた。

豊洲市場は、「新たな首都圏の基幹市場」をコンセプトとして、商品の温度管理と品質・衛生管理の強化、効率的な物流、加工・小分け等の機能強化により卸売市場を含む生鮮食料品流通工程全体の効率的・効果的な構築を目指し、平成 30 年 10 月に移転を完了した。

また、同じ神奈川県内では、川崎市中央卸売市場北部市場において、卸売事業者の合併等により、取扱数量・金額が大幅に増加傾向になるなどの変化が見受けられる。

このように京浜地区における巨大市場である大田市場と豊洲市場の施設整備・機能強化、神奈川県内における川崎市中央卸売市場北部市場の機能強化は、至近市場である横浜市中心卸売市場にとって、今後更なる競争環境の激化に繋がるものと予測される。

図表 1-5 東京圏における卸売市場の機能強化

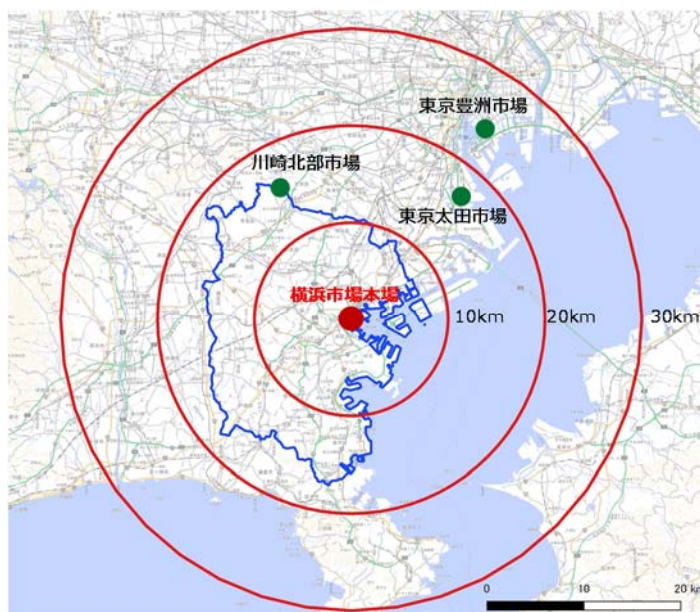
(大田市場：大型低温物流センター)

(豊洲新市場：施設整備イメージ)



(出典) 東京都中央卸売市場「各市場のご紹介」

図表 1-6 横浜市中心卸売市場と周辺市場の立地関係

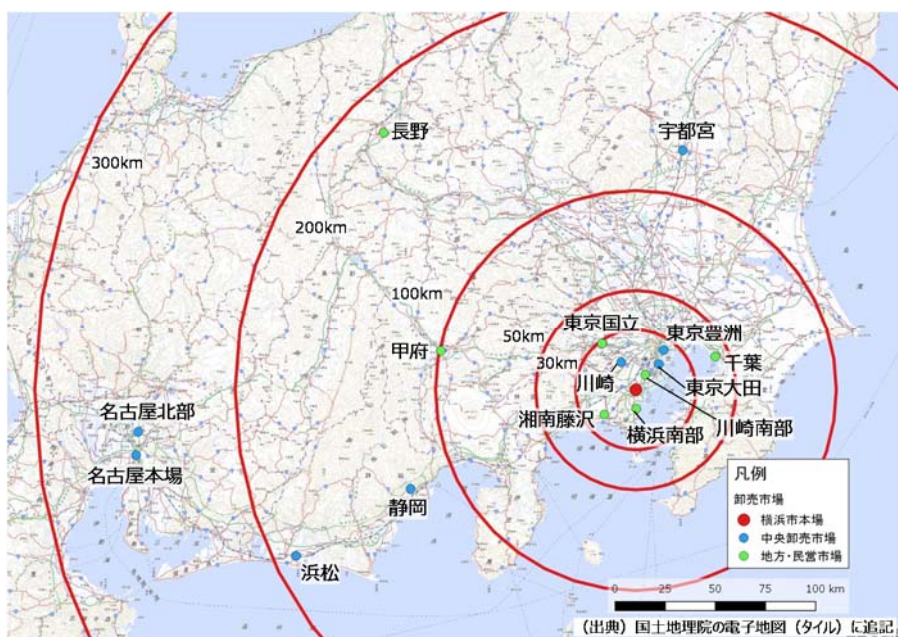


(出典) 各市場 HP、国土地理院の電子地図 (タイル) に追記

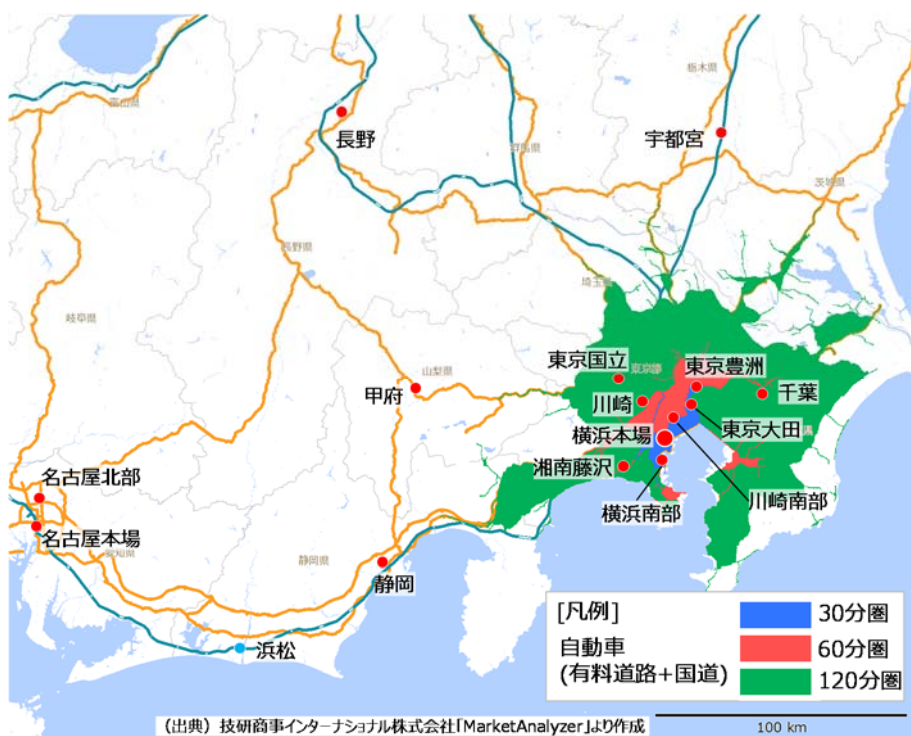
(5) 横浜市中央卸売市場及び周辺市場との立地環境

本市場周辺には公設・民設を問わず多数の卸売市場が立地しており、多くは競争環境にある。一方、道路網の充実、物流業界における制約等各種要因や立地環境、卸売市場法改正を見据えた取引規制緩和と適切な競争環境創出等の観点を踏まえれば、地元との関係を確実なものとしていくことが最優先ではあるが、将来の持続的経営を見据え、周辺各方面に対して積極的に商圏を拡大していくことも検討余地があるものと考えられる。

図表 1-7 横浜市中央卸売市場及び周辺市場との立地環境
(横浜市中央卸売市場と他市場の位置関係)



(時間距離別にみた他市場との位置関係)



1. 2 市場関係者から見た横浜市中心卸売市場

(1) 場内事業者ヒアリング調査

横浜市中心卸売市場に対する場内関係者（卸売業者、仲卸業者、小売組合）の認識は、ヒアリング調査の結果から以下の通りとなる。

青果部では、“鮮度”や“味（＝品質）”にこだわった品揃えと競争環境の魅力醸成、水産物部では地魚の集荷による競争力の強化と加工機能の充実が重要と考えられる。

図表 1-8 横浜市中心卸売市場に対する場内関係者の認識

視点	青果部	水産物部
業界動向	<ul style="list-style-type: none"> ●大田市場への一極集中が課題 ●東京資本の事業者進出に対する横浜市場の位置づけを明確化・強化する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市はマーケットが大きく、横浜市場として取りこぼしがある ●消費者の魚離れ、市場外流通、量販店中心の販売形態が重要な課題
集荷面	<ul style="list-style-type: none"> ●地場・湘南野菜は本市場の強みとして継続的に集荷を強めることが重要 ●品揃えにより、レストランやホテルの要望に応えられていない部分あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●他市場との競争力をつける上では、地魚の入手・販売は重要 ●単価を高く設定できるかが課題
販売面 (実需者)	<ul style="list-style-type: none"> ●小売、飲食、業務筋との取引減少 ●小売店減少によりセリが成立しない ●品揃え・施設整備・動線及び車両・駐車場管理等による新規顧客獲得が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなかの魚屋や飲食店等が減少 ●大手実需者は本部での一括管理により東京から仕入れる場合が多い ●販売単価の引き上げが課題
販売面 (量販店)	<ul style="list-style-type: none"> ●東京資本の参入により横浜資本の量販店等が衰退傾向 ●生産者と量販店を繋ぐ“中継拠点”としての取組を強化する必要あり ●“鮮度”や“味”が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ●他市場仕入の多い大手店舗が伸長 ●量販店向けの荷は利益率が低い ●量販店では扱いきれない地魚（特に追っ駆け）を売りにできるかが課題
PR・広報	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市場をアピールする魅力づくり・強化策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●川上から川下までコミュニケーションする場を持つことが必要
加工物流	<ul style="list-style-type: none"> ●物流効率の向上が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の加工場はニーズと合わない
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> ●低温流通を可能とする施設が必要 ●駐車場・保管場所の充実が課題 ●屋上駐車場へのテント（屋根）、荒天時や夏場における対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●市場敷地が狭隘化し、新規顧客向け駐車・荷捌きスペースが欠如 ●衛生管理面では、事業者によって取組に差がある
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●品目に対する価値観が失われつつあり目利きや品質等に値段が付かない 	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市場のパートナーとして取引先である量販店や業務筋等に場内で加工・物流等に取組んでもらうのも良いのではないか

(2) 取引先等場外事業者ヒアリング調査

横浜市中心卸売市場の将来展望を検討するにあたり、本市場の課題や今後 10 年間において取組むべき事項等を検討するため、取引先等場外事業者ヒアリング調査を実施した。

取引先等場外事業者から見る横浜市中心卸売市場への理解・認識は以下の通りとなり、本市場の活性化に向けて、関係強化に向けた取組を進めていく必要がある。

図表 1-9 横浜市中央卸売市場に対する水産物取引先の認識

視点	A 社	B 社
市場の特性・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●地場物の取扱いが強みと言えるが、更なる PR が必要だろう。 ●神奈川に店舗がある取引先は地場物を欲しがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地場物（追っ駆け）は横浜市場の特徴であり、種類も豊富である。 ●適切な情報交換ができればより強み等を伸ばしていけるのではないか。
市場の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●一番の課題は、横浜市場の企画・提案・営業力が弱いことである。 ●地場物について、もう少し早い時間帯（5時頃）に集荷できないか。 ●横浜市場への到着時間が遅いため、各店舗への配送出発時間に間に合わず、取扱える店舗が限られている。 ●卸売市場の年間・月次事業計画があれば量販店等も計画立案等、様々な企画等に関する相談等もできる。 ●世代交代により若返りを見せているが、若い人材は魚のことを知らない。 ●冷凍・加工品で欠品は避けてもらわなければならない。 ●集荷についてより丁寧な対応が必要なのではないか。 ●目利きのチカラが落ちている。より良い物を丁寧に販売しようとする姿勢が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●商品の選択肢が狭い。また、同じ商品であっても、産地や大きさの多様性という意味では東京に劣る。 ●最近では相対取引の割合が増加し、選択の余地が減ってきている。 ●価格についても、東京からの転送品は当然ながら高い傾向にある。 ●地産地消の観点から「追っ駆け」は重要な品と考えるが、運用に課題がある。 ●現状は荷の到着時間が 6 時 30 分と遅く、自社便の配送に間に合わないため、その日のうちに店頭に並べることが困難である。 ●他市場との競争力をつける上では、地場産品の入手・販売が重要であり、単価を高く設定できるかが課題だろう。
他市場比較	<ul style="list-style-type: none"> ●物・量・値段のいずれも弱く、特に、先物に関する情報等の企画・提案・営業力が弱いと感じている。 ●東京は値段提示と品質が良く、同じものが横浜にあったとしても東京の方が良い物が手に入られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東京以外の市場と比べれば、横浜市場はそれほど劣るものではなく、主要な商品は揃っている。 ●豊洲市場開場後の利便性や費用面により取扱増減については変わる可能性がある。
活性化に向けて（展望）	<ul style="list-style-type: none"> ●地場物の季節に量販店等とのコラボレーション企画（イベント）をもっとやっても良いのではないか。 ●市場関係者と取引先と一緒に販売計画を作る動きが必要ではないか。 ●取引先が何を求めているのか、情報収集を行い、ニーズに対応していく動きが必要なのではないか。 ●何より市場全体で企画・提案・営業力を高めていくことが重要である。 ●ただ物を流すだけでは卸売市場としての価値は無くなるだろう。今後、一層存在感が薄れていくことになり兼ねない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「追っ駆け」は生産者側の都合があると思うが、もう少し仕入側が運用しやすい形としてほしい。生産者を巻き込んだ議論も必要ではないか。 ●商品の購買ルートを確認しやすくするシステム化を試みてはどうか。 ●商品購入時に、担当者等を教えてもらえる窓口体制等があれば良い。 ●関連棟店舗を強化することで、比較的小規模の飲食店・実需者が市場から仕入れやすくなるのではないか。 ●今の関連棟にある店舗は商品の多様性に欠け、現金払いしかできないため、取引上やりづらい部分がある。

1. 3 横浜市中央卸売市場を取り巻く生産・消費環境

(1) 県内・市内農水産物供給量

地産地消の観点から、県内産の農水産物について、近年の生産動向を確認する。

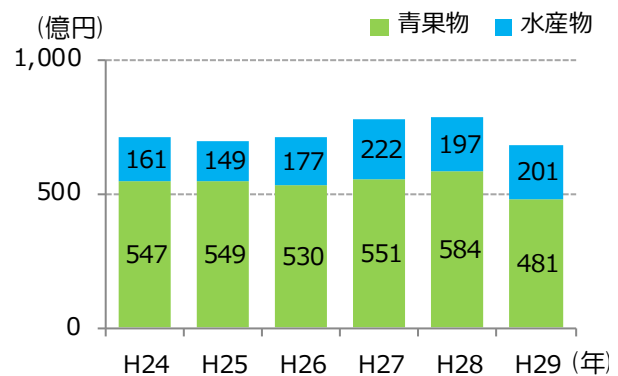
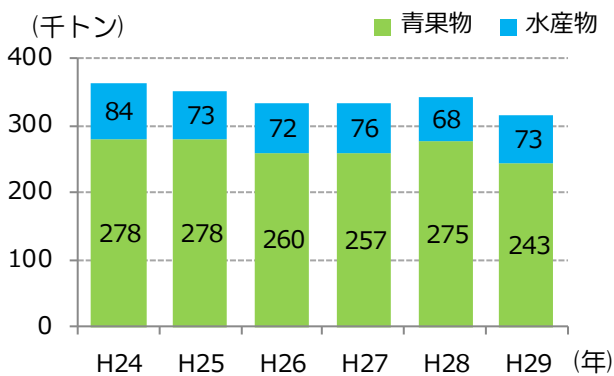
青果物は、生産量・生産額とも減少がみられ、年度による変動が生じている。生産量からみる主な品目はだいこん、キャベツなどである。

水産物については、生産量は概ね減少傾向にあり、生産額（加工品等を除く）は年度によって変動が大きい。生産量からみる主な品目は海面漁業、水産加工品である。

図表 1-10 県内産農水産物の推移

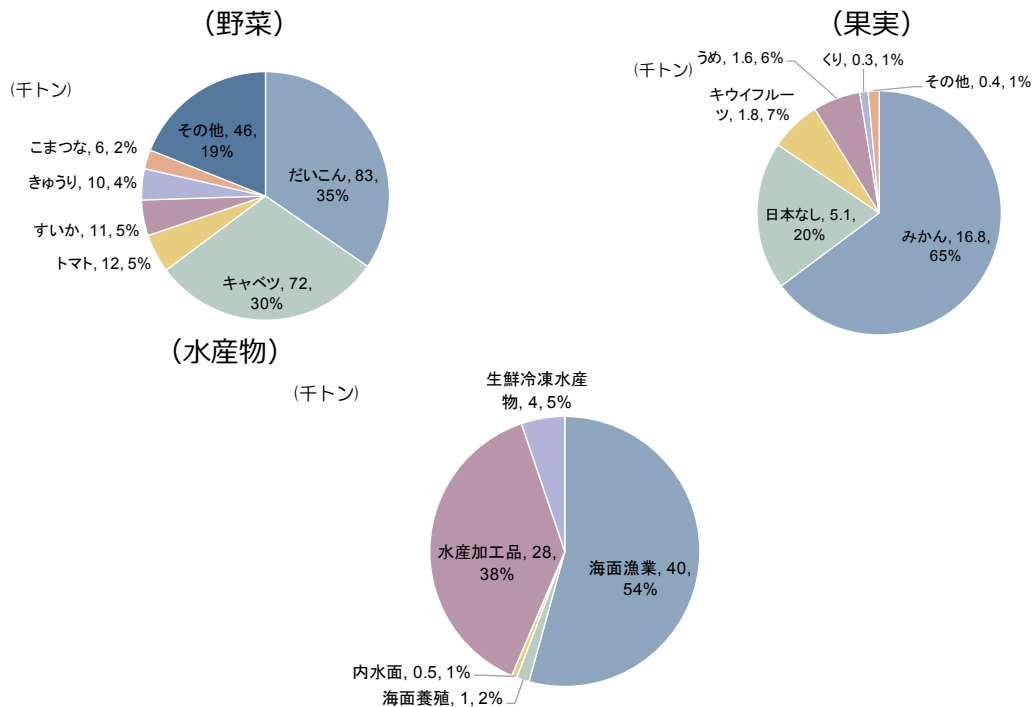
(生産量) ※水産物は海苔の枚数除く

(生産額)²



(出典) 野菜生産出荷統計、果樹生産出荷統計、漁業・養殖業生産統計、水産加工統計調査、漁業産出額

図表 1-11 県内産農水産物の主な品目 (H24~29 の取扱数量平均値)



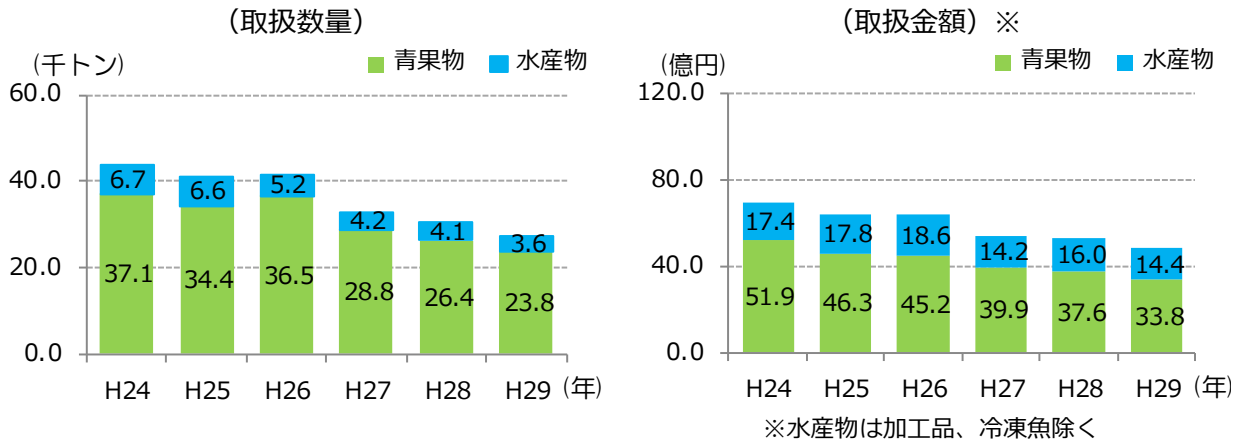
(出典) 野菜生産出荷統計、果樹生産出荷統計、漁業・養殖業生産統計、水産加工統計調査

² 水産物に関する留意点は次の通り。①集計対象は海面漁業・養殖業、内水面漁業・養殖業とし、加工品（冷凍品含む）はデータの制約により除外。②平成 28~29 年度における内水面の生産額に関しては、内水面漁業は魚種別県内生産量、同養殖業は総県内生産量を用いて、全国比から生産額を推計。

(2) 横浜市場需給環境及び消費量推計

横浜市中心卸売市場が取扱う県内産の農水産物は、取扱数量及び取扱金額とも年々減少傾向にある。特に青果物・水産物とも取扱数量が大きく減少していることが分かる。

図表 1-12 横浜市中心卸売市場における県内産取扱数量・金額の推移



(出典) 市場統計年報

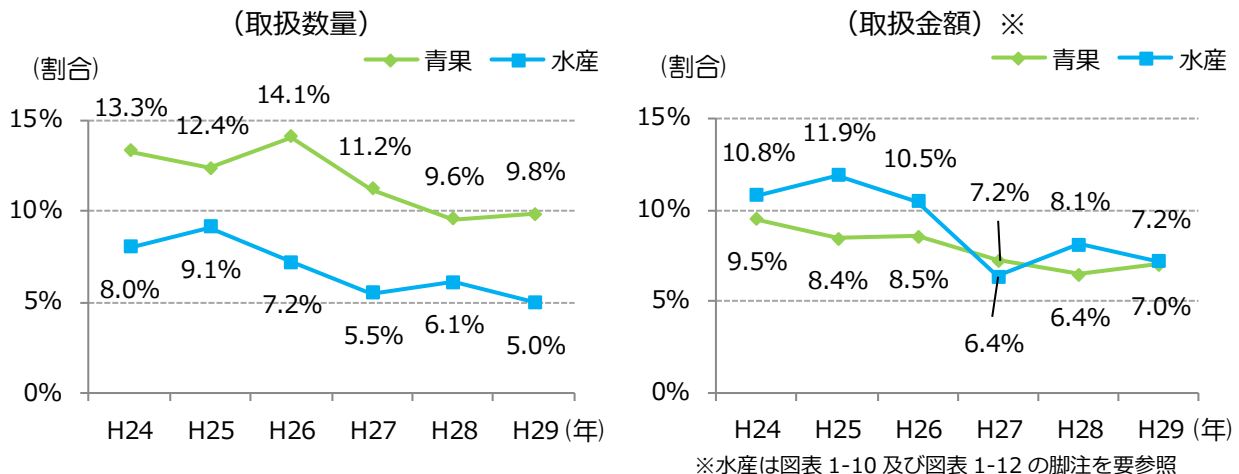
県内産の農水産物について、県内生産高と市場取扱高を単純に比較すると、横浜市中心卸売市場の取引シェアはそれほど高くないことがわかる。ただし、青果物と水産物でその傾向は異なっている。

青果物は、県内産のおよそ 10%を取扱っており、取扱金額よりも取扱数量のシェアがやや高くなっている。

水産物は、青果物と同様に県内産の 10%前後を取扱っているが、取扱金額のシェアが比較的高い傾向にあり、相対的に付加価値の高い地場産品を集荷しているといえる。

県内産の農水産物については、生産量に制約があるものの、本市場の重要な商品アイテムの 1つと言える。生産者側との情報交換・伝達等により、消費・取引先において付加価値を有する地元農水産物について、ニーズを伝えながら生産量を拡大し、その取扱いを充実させるための取組を事業者単位はもちろん、市場関係者が一体となり取組んでいくことが重要と考えられる。

図表 1-13 横浜市中心卸売市場における県内産シェアの推移 (図表 1-10 と図表 1-12 の比較)



1. 4 食品流通政策の動向

(1) 改正卸売市場法と規制改革

平成 30 年 6 月改正卸売市場法が成立した。

法改正により、従来の卸売市場の許認可制を認定制に改めることを通じ、各市場が生産者・取引先のニーズを汲み取った多様化の動きを後押しすることとし、平成 30 年 10 月に具体的な方針（政省令等）が示された後、平成 32 年 6 月に施行される予定となっている。

改正卸売市場法では、国一律の規制を廃止し、開設者が定める経営・管理方針に基づき各市場が独自性を活かした戦略的取組を推進していくことによるビジネスモデルの柔軟性・多角化を期待するものと考えられる。

そのため、従来認められてきた卸売市場の機能・役割に基づき、今後も卸売市場の必要性を認めた上で、実態に即した規制緩和を進めることに重きを置くものと考えられる。

しかしながら、今後の市場経営については開設者の方針がより一層大きな論点となることから、開設者及び市場関係者全体で市場経営方針について十分な検討と合意形成を図り各市場の独自性や特色をより強く打ち出していくことが求められる。

図表 1-14 改正卸売市場法に基づく中央卸売市場の位置づけ・方向性等

視点		現行	改正後
市場開設	根拠法	卸売市場法	卸売市場法
	整備方針	国が整備方針・計画を策定	国が基本方針を策定
	開設者	開設者は都道府県や人口 20 万人以上の都市とし、国が認可	開設者に係る基準に基づき、国が認定
	指導・検査	国が指導・検査監督	国が指導・検査監督
	取引条件	—	取引条件を公表
	取引結果	取引結果を公表	取引結果を公表
取引規制	受託拒否	禁止	禁止
	差別的取扱い	禁止	禁止
	代金決済ルール	開設者が策定・公表	開設者が策定・公表
	第三者販売	原則禁止	必要に応じて開設者が設定
	直荷引き	原則禁止	必要に応じて開設者が設定
	商物一致原則	原則適用	必要に応じて開設者が設定
その他	—	国が策定する基本方針等に適合する場合に認定	

(出典) 農林水産省公表資料より作成

(2) 改正食品衛生法と生鮮食料品等の品質管理水準高度化

卸売市場法改正と同時期に食品衛生法も 15 年ぶりの改正が行われた。食品衛生法改正は、近年の食へのニーズの変化やグローバル化、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催や国産農林水産物・食品等の輸出促進を見据えた国際標準と統合的な食品衛生管理等が求められている社会情勢の変化を踏まえた対応と位置付けられる。

特筆すべき事項としては、「全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施を求める（HACCP 義務化）」が挙げられる。

HACCP 義務化に向けて、各種業界団体において手引書等の作成が進められており、今後具体的に求められる取組が明らかになるものと考えられるが、卸売市場においても HACCP の考え方を取入れた衛生管理等品質管理水準高度化を推進していくことが求められる。

図表 1-15 HACCP 義務化に関する方針概要

- 基本的な考え方
一般衛生管理をより実効性のある仕組みとするとともに、HACCP による衛生管理の手法を取り入れ、我が国の食品の安全性の更なる向上を図る
- 対象事業者
食品製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者（フードチェーン構成者）
- HACCP による衛生管理の基準
 - ✓ 基準 A：Codex-HACCP 7 原則を要件とするもの
(危害要因分析の実施、重要管理点(CCP)の決定、管理基準(CL)の設定等)
 - ✓ 基準 B：一般衛生管理を基本として、事業者の実情を踏まえた手引書等を参考に必要に応じて重要管理点を設けて管理するなど、弾力的な取扱いを可能とするもの（小規模事業者や一定の業種等が対象）

(出典) 厚生労働省「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」より抜粋

(3) 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進に向けて、農林水産省では「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略（平成 25 年 8 月）」を策定した。

戦略には、「世界の料理界における日本食材の活用推進（Made FROM Japan）」「日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）」「日本の農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）」の取組を一体的に推進することで、10 年後に 680 兆円（平成 21 年の倍増）と推計される世界の食市場へより一層の参入促進を目指すことが示されている。

平成 30 年 6 月に改正された改正卸売市場法及び改正食品衛生法においても日本産農林水産物・食品等の「輸出」が明確に謳われており、各市場における輸出への取組も今後の卸売市場に期待される重要なビジネスモデルの 1 つとして位置づけられている。

図表 1-16 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の概要

- 全体目標：平成 32 年度輸出額目標 1 兆円
- 青果物：平成 32 年輸出額目標 250 億円（24 年：80 億円の約 3 倍）
対応方向性：①重点品目（りんご、ながいも等）と重点国（振興国等）の特定
②富裕層、中間層を対象とした市場開拓と「多品目周年供給体制（常時販売体制）」の構築
③輸出環境（検疫、鮮度保持・保存技術の開発等）の整備
- 水産物：平成 32 年輸出額目標 3,500 億円（24 年：1,700 億円の約 2 倍）
輸出拡大策：①国家的マーケティング ②品質管理水準の向上 ③きめ細やかな支援
④ベストプラクティス（業界連携によるビジネスモデル）の構築

(出典) 農林水産省「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略（平成 25 年 8 月）」より抜粋

第2章 横浜市中心卸売市場経営展望

2.1 本市場における部門別流通構造と構造的課題

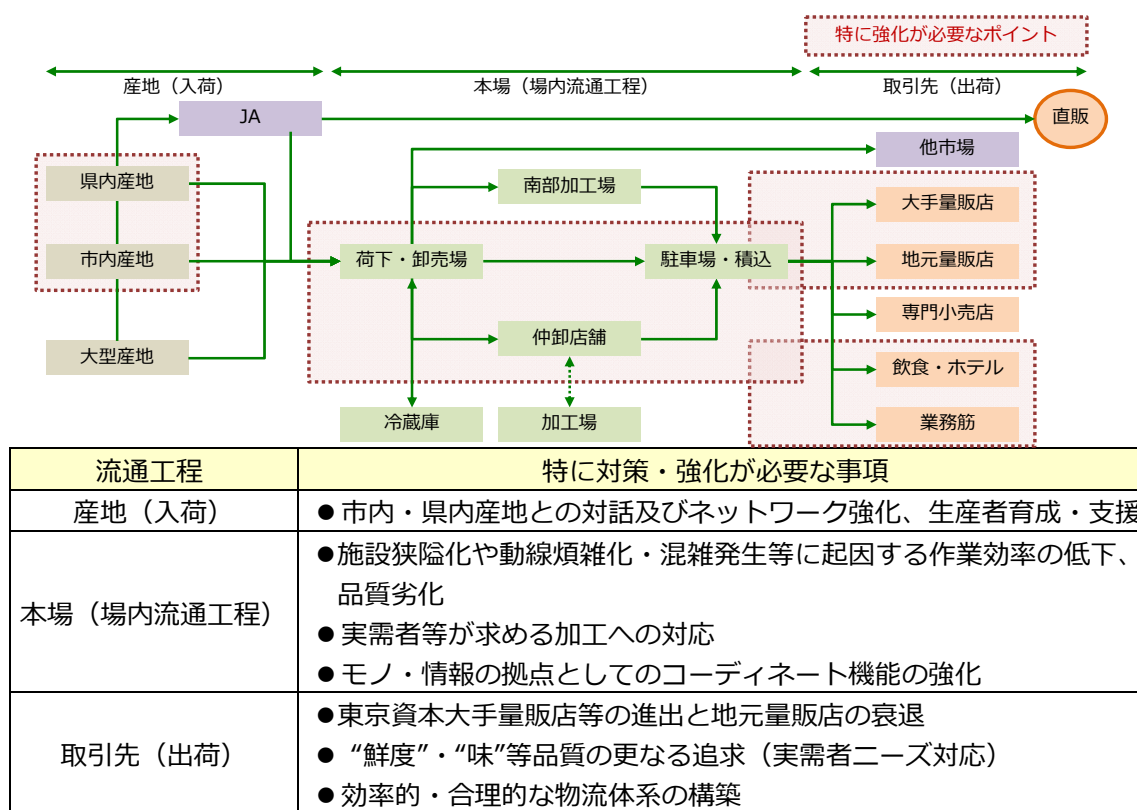
市場関係者へのヒアリング調査結果等より本市場における部門別流通構造と構造的課題は以下の通り整理される。

(1) 部門別流通構造と課題整理

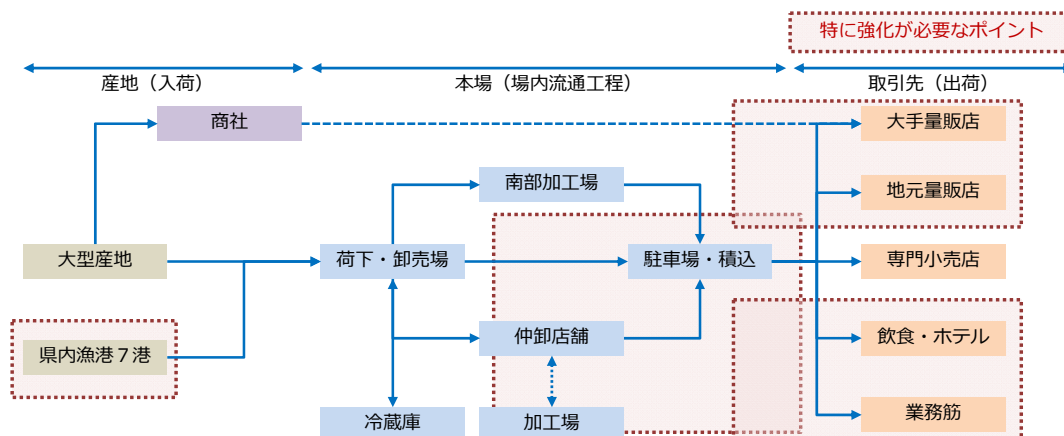
青果部では、地元産地との関係構築に加え、魅力ある商品を効率的に取引する環境整備と運用が急務となっている。

水産物部では、実需者が求める加工・物流機能を満たすことがまずは重要と考えられる。

図表 2-1 青果部における流通構造及び特に対策・強化が必要と考えられるポイント



図表 2-2 水産物部における流通構造及び特に対策・強化が必要と考えられるポイント



流通工程	特に対策・強化が必要な事項
産地（入荷）	● 地場産品の取扱い
本場（場内流通工程）	● 実需者等が求める加工への対応 ● 配送センター、ピッキングスペース、新規顧客向け駐車・荷捌きスペースが不足
取引先（出荷）	● 東京資本大手量販店等の進出と横浜資本地場量販店の衰退 ● 市内実需者の取りこぼし

(2) 経営展望策定に係る論点

上記の整理を踏まえ、青果部・水産物部ともに直面する主な共通課題は次の通りである。施設設備面での課題以外に、ソフト施策によって対応できる課題も存在するため、優先度やコスト等を総合的に判断しながら、着手可能な取組についてはできるだけ早期に検討していくことが重要である。

図表 2-3 横浜市中心卸売市場における主な共通課題

主な課題	現在の状況
地元量販店・実需者への対応強化	地元量販店の県内シェアが低下し、横浜市場以外からの仕入れが拡大している 地元実需者（横浜駅周辺飲食店等）の取りこぼしがある
川上と川下との交流機能の強化	市場が果たすべきコーディネート機能をより発揮していく必要がある
地場産品の確保	消費者の関心の高い地場産品を奪われないよう継続的に確保する必要がある
加工機能の強化	現状の加工場では川下が求めるニーズに十分対応しきれていない
場内施設の狭隘化	駐車場等のスペースが不足し、新規顧客の誘致が困難となっている
衛生管理水準の向上	食の安全・安心を確保し、川上・川下から信頼を得られる衛生環境とするためには継続的な意識醸成や取組みが必要
働く場としての魅力向上	職場として最低限必要な環境整備や安全・安心な場内動線を確保していくための改善が必要
市場全体としてのアピール強化	事業者独自の取組は見られるが、一体的な広報活動となっていない
場内事業者同士の連携強化	市場全体としての利益拡大に向けて、互いの利害関係を越えた取組に発展しきれていない

2. 2 横浜市中心卸売市場経営展望全体像

横浜市中心卸売市場において「あり方提言書」がとりまとめられた平成 20 年から 10 年が経過する中、本市場も含めて全国的な卸売市場を取り巻く環境が大幅に変化し、卸売市場そのものが変革の過渡期にあることはこれまで示した通りである。ひいては、生産から流通・消費に至るまで、すべての食品流通段階においてこれまでにない構造的な変化が起きており、卸売市場としての迅速かつ的確な対応が求められているといえる。

また、政策動向については、卸売市場整備基本方針や農林水産物輸出戦略等に加え、品質管理水準に関して HACCP 義務化に向けた法整備等政策・制度変更が進められつつある。

この他、和食の世界文化遺産登録と日本食への世界的な関心の高まりを受け「食文化」の振興が新たに明記された文化芸術振興基本法の改正・施行が実施されるなど、従来の卸売市場機能に加え、「食」に纏わる付加価値機能について社会的な期待が高まりつつあると言える。

このような情勢の中、本市場では平成 29 年 3 月に青果部経営ビジョン、平成 27 年 3 月に水産物部経営ビジョンを策定し、部門ごとに設定した将来目標及び行動計画に向けて活動を展開している。そこで、本経営展望においては、各部のビジョンに基づいたうえで、本市場が『横浜地域の“食”生活・文化を第一に支える食品流通拠点』を実現させることを将来像に掲げる。これまで本市場が果たしてきた機能や役割を踏まえ、当地域における食品流通拠点としての重要性及び優位性を維持・促進しつつ、昨今の時代・環境変化を十分に認識し、対処すべき課題や求められる事項に柔軟に応じることにより、直接的な顧客だけでなく消費者や地域社会に対しても、卸売市場として付加価値の提供や貢献を図ることを方針とする。

具体的には、①本市場の顧客となりうる産地・取引先、②場内施設やシステム等に関する市場環境、③本市場が構成員の一員として属する地域社会を対象に、次節以降に規定する計 7 つの戦略及び個別具体的な取組を展開し、本市場を取り巻く関係者等へ多角的なアプローチを実践する。このような取組により、卸売市場法をはじめとする各種の改正法令、品質管理水準に関する国際規格である FSSC22000 取得、技術革新の目覚ましい IoT・AI 等情報通信分野の検討・導入、人口減少と高齢化等に起因する労働環境・制約を打破するための省力化・効率化等への対応を実現し、時代・環境の要請に応じた卸売市場としての機能発揮を図る。

図表 2-4 10年後の横浜・東京地区における卸売市場の姿

卸売市場2028（10年後の姿）	
【10年後の卸売市場及び周辺環境（予測）】	
集荷 （生産）	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国各地からの周年・大量・多品種集荷は現行どおり ● 地場産品等各市場における商品の独自性・特異性が一層求められる ● 独自性・特異性を有するため、地元を中心に生産者（農場・漁場）の育成・技術継承等への支援も市場機能もより重要な機能に昇華
販売・納入	<ul style="list-style-type: none"> ● 小売店・量販店は地域・エリア密着（住宅地近接）への志向を強め、各市街地に分散配置 ● 飲食・ホテル・加工等の業務用出荷は卸売市場により一層きめ細やかな対応（高次加工等）を求める
流通構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸売市場における「目利き」には依然として高い期待が寄せられる ● 卸売市場への来場頻度が減り、市場関係者の「目利き」の力に頼り、来場せずとも仕入が可能な構造が求められる ● 受発注に関してはシステム（web・アプリ等）対応が求められる
物流構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 物流環境は厳しさを増す中で、産地～卸売市場～取引先に至る物流構造全体のシステム化が進む ● 卸売市場は物流センターの類似施設となり、場内作業についても機械化・自動化が進む（場外民間企業の卸売市場への参入も進む）
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮食料品等の流通については、小売店を除き、品質管理水準の高度化が必須となり、基本的要件となる ● 各社のHACCP取得は基本的要件となり、食品安全国際規格等の浸透により、卸売市場における認証取得も標準装備となる
付加価値 社会的要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 食生活・食文化への浸透に向けた情報発信は必須となり、web・アプリ等を活用した手軽に入手できる情報がより一層求められる ● 学校給食や体験型社会学習等により、親子双方を消費者及び消費候補者として取込むための取組がより一層重要となる ● 災害時の対応拠点としての必要性が高まりBCP策定・運用は必須に
市場経営	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸売業者・仲卸業者の区分は現行どおりであるが、各社の垣根が低くなり、双方の連携が卸売市場の経営力に直結 ● 効率化・合理化・簡素化等が必須となり、市場関係者（単独または企業体）独自のビジネスモデルが確立されている卸売市場が生き残る

【10年後に向けて（横浜・東京市場の方向性）】

市場	東京（大田・豊洲）	横浜	その他東京・川崎等
ビジネスモデル	大量集荷・出荷＋輸出 （物流センター化）	大量集荷・出荷＋地場 （地域＋広域拠点）	集荷・出荷＋地場 （地域対応力強化）
取引先	全国・東京都内多数	横浜及び県内＋周辺	各市場立地場所＋周辺
市場特性	各社戦略に基づく 集荷・販売力	各社戦略＋市場全体での 組織的事業展開 （体制整備を含む）	市場周辺への 親密な対応特化

**市場全体での組織的事業展開により横浜市場の総合力を発揮
（東京・周辺他市場とは異なる独自性のある卸売市場）**

図表 2-5 横浜市中心卸売市場経営展望全体像



2. 3 横浜市中央卸売市場経営展望個別計画

(1)【戦略1】集荷・販売構造の拡充

本市場の集荷・販売力を強化するため、法改正を踏まえた市場運営方針を定めるとともに、産地・取引先とのコミュニケーションの充実を推進する。同時に、外部事業者・人材等を積極的に呼び込み、ニーズに応えられる体制（組織・人材・カネ）を構築していく。

③ 業界として推進していく事項

部門	行動計画
共通	○ “横浜市場ブランド”に関する消費者・取引先認知度を向上させる
青果部	○ 大型主力製品の安定的・計画的集荷、優良産地開拓を強化する ○ 産地と卸売市場の共育を通じた新規産地確保・拡大と出荷誘引体制を構築する ○ 商品供給圏域（横浜市場全体及び神奈川県・県外）を拡大する
水産物部	○ 「追っ駆け」等による地場魚の集荷力強化、横浜市場の強みとしての展開 ○ 定期的な産地訪問等により市場・産地間のネットワークを充実させる

④ 横浜市中央卸売市場として推進していく事項

● 法改正を踏まえた市場運営方針の設定

平成 32 年 6 月の改正卸売市場法施行に向けて、横浜市場の取引ルール等について検討を進め、中長期的な市場運営方針を決定・周知する。

● 産地（農場・漁港）や量販店・百貨店等と連携した「横浜市場発」企画・提案開催

卸売市場と連携した企画・提案の実施等を望む産地・取引先ニーズに応えるため、横浜市場側から「特定エリア・産地産品」や「加工品」「市内・県内産品」等の特定テーマに関する企画・提案（商談会・交流会・フェア等）を持ち込み、市場産品取扱拡大を目指す。

● 輸出戦略も踏まえた横浜市場発の輸出促進

輸出に特化した事業者誘致や市場外加工事業者等とのネットワーク構築、海外からのバイヤー招聘等を通じて、横浜市場発の農水産物・食品等の輸出を増加させる。

● 既存組織の機能強化と外部人材（専門家）も交えた事業推進体制の構築

短期的には、市場内の既存組織・人材の活用により、取引規制や場内交通、環境対策、広報・PR 等市場関係者全体に必要な取組について、体制強化と事業化を推進する。

中長期的には、横浜市内及び大手取引先や海外展開に向けた営業活動、加工・物流に係るプロジェクトマネジメント等を先導する専門人材（民間事業者における実務経験者）の登用等も検討し、市場内の検討経緯や課題と取引先等のニーズに基づき横浜市場が取組むべき戦略的プロジェクトを専門的見地からも支える体制において試行・推進していく。

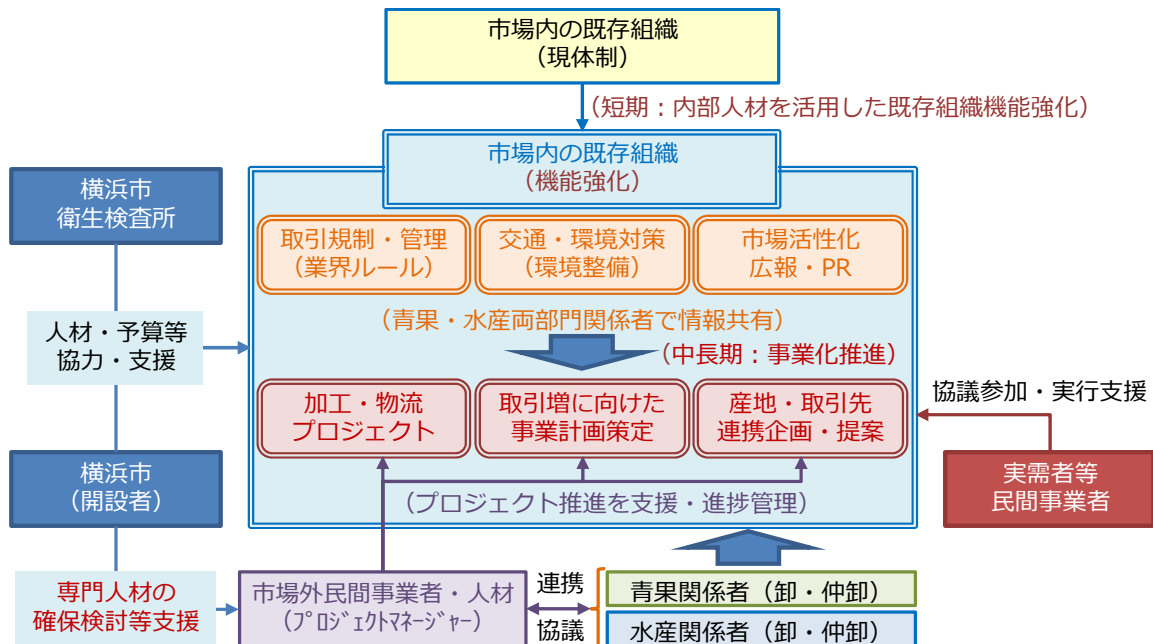
● 中央卸売市場としての強みを活かした加工や商品開発の充実

取引先別に加工時間や商品開発等を工夫する他、翌週の需要ニーズを的確に捉え、細かくかつ柔軟に対応することで収益構造強化を図る。

● 安定的に安全・安心な生鮮食料品等の流通を支える後継者の育成・支援

卸売市場に求められる目利きのチカラや品質管理、生産者と消費者の情報共有・交換、関係者ネットワークの充実、女性も働きやすい環境整備等生鮮食料品の安定供給に携る市場内の人材及び後継者の育成・支援に積極的に参画することで中長期的な市場流通の維持・充実を推進する。

図表 2-6 市場内・外事業者・人材の連携による将来的な事業推進体制イメージ



⑤ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-7 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲：協力)		
		開設者	青果	水産
ブランド力強化	“横浜市場ブランド”に関する認知度向上	▲	●	●
法改正への対応	法改正を踏まえた横浜市場運営方針の検討・設定	●	▲	▲
横浜市場発の 企画・提案 及び輸出促進	企画・提案及び輸出関連情報提供等後方支援	●		
	産地・取引先への企画・提案等・営業展開	▲	●	●
	市場外民間事業者等とも連携した輸出展開	▲	●	●
集荷・販売体制 及び加工対応力 構築・強化	体制構築時における個別事業内容の整理	▲	●	●
	専門人材確保の検討等事業推進の後方支援	●		
	専門人材も交えたプロジェクト推進	●	●	●
後継者育成等	後継者育成に関する研修や各種企画の検討・実施	●	●	●

図表 2-8 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
ブランド力強化	“横浜市場ブランド”に関する認知度向上			
法改正への対応	法改正を踏まえた横浜市場運営方針の検討・設定			
横浜市場発の 企画・提案 及び輸出促進	企画・提案及び輸出関連情報提供等後方支援			
	産地・取引先への企画・提案等・営業展開			
	市場外民間事業者等とも連携した輸出展開			
集荷・販売体制 及び加工対応力 構築・強化	体制構築時における個別事業内容の整理			
	専門人材確保の検討等事業推進の後方支援			
	専門人材も交えたプロジェクト推進			
後継者育成等	後継者育成に関する研修や各種企画の検討・実施			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(2) 【戦略2】 県内・市内関係者との関係強化

地場産品を通じて横浜市場の強みを展開するため、県内・市内各関係者との関係・連携強化を図る。大型産地とは異なる生産規模や流通形態について、生産者や取引先、一般消費者等に対する営業活動や地産地消の促進に係る周知・啓発活動を進めていく。

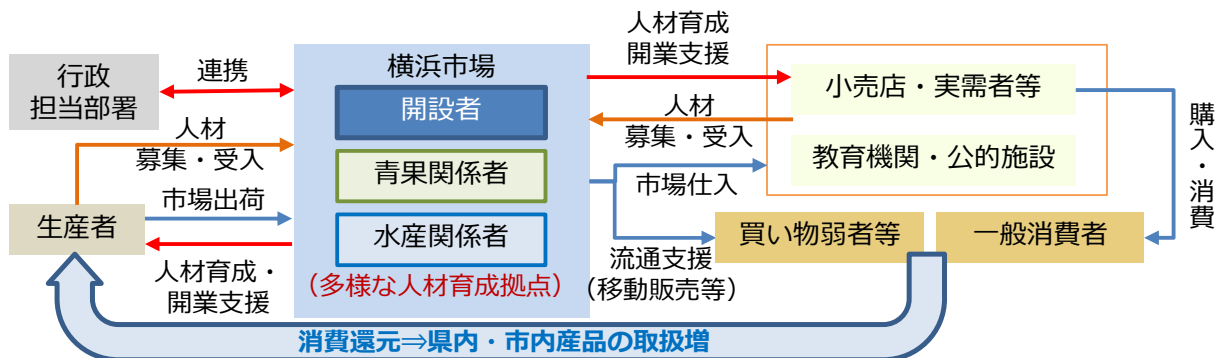
① 業界として推進していく事項

部門	行動計画
共通	○ 市内・県内産品の集荷・販売を充実し横浜市場の強みとして展開する
青果部	○ 市内・県内産品の出荷誘引による“横浜”産品の取扱増とブランド形成・育成 ○ 県内卸売市場との連携による県内産品の出荷誘引を通じた神奈川産品の取扱増
水産物部	○ 地場魚の集荷力を強化し、横浜市場の強みとして展開する ○ 多数の漁港から多頻度で“追っ駆け”を入荷する

② 横浜市中心卸売市場として推進していく事項

- 県内・市内関係者のための「地域商談会・交流会@横浜市場」等の定期的な開催
県内・市内の産地関係者や小売店・実需者を卸売市場に招いた商談会・交流会等を定期的に開催する。県内・市内を拠点とする関係者間の関係強化のため、開設者並びに市場関係者が企画・周知を行い、地元の関係者間における情報・意見交換の促進を図る。
- 横浜市・神奈川県担当部局等と連携した産地開拓及び横浜市場出張イベントの開催
横浜市場単独では限定される産地との関係強化について、横浜市や神奈川県担当部局とも連携し、市内・県内全体の生産力・集荷力向上に向けた協議を定期的に開催する。農場や漁港等への定期的訪問等も踏まえながら、横浜市場のPRも併せて展開していく。
- 外部機関との連携による地場産品の活用促進
県内・市内の各種教育機関との連携により、地産地消に係る食育の支援を行い、地場産品の活用促進及び意識啓発を行う。学校・福祉施設等の公的施設における地場産品の活用に向け、開設者並びに場内関係者による一体的な営業活動を展開する。
- 横浜市場を核とした人材育成・開業支援と幅広い市民の生鮮食料品等アクセス改善
横浜市場関係者が産地・個店への訪問や市場内における情報提供・技術指導等に携わり横浜市内において農水産物の生産や飲食店等における食の提供等に係る人材の育成、流通形態の確立等を通じた飲食店等の開業支援を進め、将来の有望な人材を輩出していく。
また、県内・市内における買い物弱者等に対し、横浜市場を核とした生鮮食料品等アクセスの改善に寄与する取組を展開する。

図表 2-9 横浜市場を核とした人材育成・開業支援と生鮮食料品等アクセスの改善



③ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-10 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲: 協力)		
		開設者	青果	水産
地域商談会・交流会の開催	県内・市内の産地や小売店・実需者を卸売市場に招いた商談会・交流会等の定期的な開催	▲	●	●
外部機関との連携による地場産品の活用促進	地産地消に係る食育の支援を行い、地場産品の活用促進及び意識啓発の実施	●	●	●
	公的施設における地場産品の活用に向けた一体的な営業活動の展開	●	●	●
産地との関係強化	横浜市や神奈川県担当部局と連携し、生産力・集荷力向上に向けた協議を定期的で開催	●	●	●
	農場や漁港等への定期訪問による市場の PR	▲	●	●
生鮮食料品等アクセスの改善	生産者・流通関係者への人材育成・開業支援	▲	●	●
	買い物弱者等に対する生鮮食料品等の流通支援	●	●	●

図表 2-11 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
地域商談会・交流会の開催	県内・市内の産地や小売店・実需者を卸売市場に招いた商談会・交流会等の定期的な開催			
外部機関との連携による地場産品の活用促進	地産地消に係る食育の支援を行い、地場産品の活用促進及び意識啓発の実施			
	公的施設における地場産品の活用に向けた一体的な営業活動の展開			
産地との関係強化	横浜市や神奈川県担当部局と連携し、生産力・集荷力向上に向けた協議を定期的で開催			
	農場や漁港等への定期訪問による市場の PR			
生鮮食料品等アクセスの改善	生産者・流通関係者への人材育成・開業支援			
	買い物弱者等に対する生鮮食料品等の流通支援			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(3) 【戦略3】品質管理水準高度化

卸売市場においても食品流通工程全体の中で「品質管理」水準の確保・向上が強く求められていくことから、市場全体の品質管理水準高度化を推進していく。

① 業界として推進していく事項

部門	行動計画
共通	○改正食品衛生法（HACCP 制度化）に基づき HACCP-B 水準をクリアする
青果部	○市場内禁煙（指定場所以外での禁煙ルール）を再度徹底する ○ゴミ・ホコリ、空段ボール等の除去により取引現場環境の改善に努める
水産物部	○衛生管理ルール、モラル行動規範を策定し、ルールに基づく相互監視による衛生意識を向上させる ○品質管理検査における重大指摘事項ゼロを維持する ○取引先から衛生面において高い評価を得られる状況を維持する

② 横浜市中央卸売市場として推進していく事項

● 食品流通衛生管理診断及び衛生管理講習の実施による意識啓発

市場外民間事業者（衛生管理関連民間事業者）等の協力により、市場施設（青果棟・水産棟）の衛生管理に関する課題等を見える化し、診断結果及び改善策に係る講習等を通じて、市場関係者全体の衛生管理意識を向上させる。

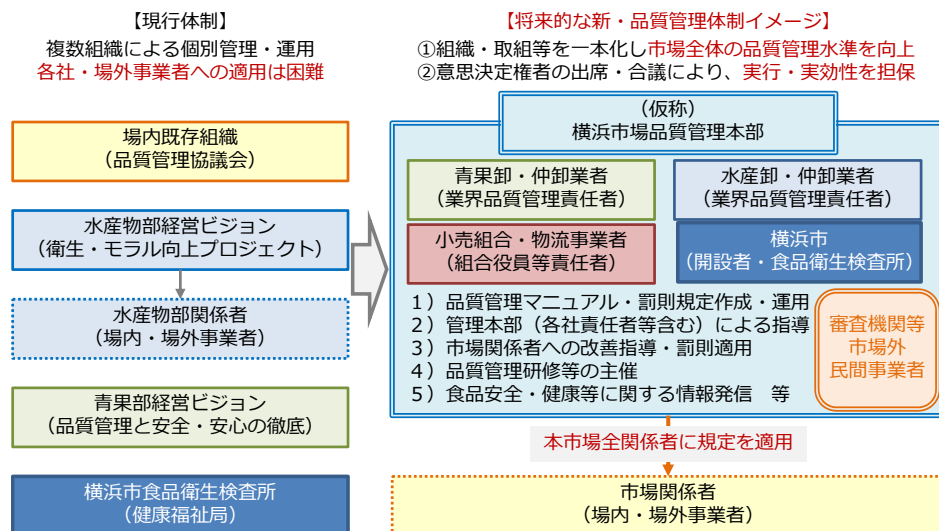
● HACCP 等に関する情報提供

食品衛生法改正に伴う HACCP 義務化等の政策動向を踏まえ、市場関係者が理解しておくべき法制度や取組について、市場関係者への周知徹底・理解醸成を推進する。

● 品質管理体制の強化

市場全体の品質管理を強化するため、開設者・業界が協力し、既存組織等も活用しながら品質管理体制を再編し、ルール策定、相互監視等の強化を推進する。

図表 2-12 将来的な横浜市中央卸売市場管理体制



● 品質管理強化等の取組のPR

場内事業者の HACCP 取得や業界における品質管理に関する取組など、本市場の安全・安心に関する取組・実績等を取引先や市民等へ積極的に発信・PR する。加えて、食品の有効利用や場内流通容器の資源循環を含む環境配慮に向けた取組の促進・発信を行う。

③ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-13 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲: 協力)		
		開設者	青果	水産
衛生管理意識の向上	食品衛生法改正を踏まえた HACCP 水準確保	▲	●	●
	市場内禁煙の徹底	▲	●	●
	取引先との品質管理に関する信頼関係維持・強化		●	●
衛生管理診断と意識啓発	市場施設に関する衛生管理診断の実施	●		
	衛生管理診断による課題・改善事項の見える化	●		
	課題・改善事項に関する講習実施等意識啓発	●	▲	▲
HACCP 義務化への対応	講習内容も踏まえた改善方法の検討・実践	▲	●	●
	HACCP 義務化等政策動向の周知・徹底	●		
品質管理体制の強化	開設者からの情報提供に基づく対応の推進		●	●
	現行体制における取組内容及び実効性・課題等の把握、関係者間の共有	●	●	●
	品質管理体制の再編・強化、ルール策定	●	●	●
品質管理に関する PR	新体制・ルールに基づく横浜市場の品質管理強化	▲	●	●
	本市場の安全・安心に関する取組・実績等の積極的な情報発信・PR と信頼関係の充実	●	●	●
	食品の有効利用や場内流通容器の資源循環を含む環境配慮に向けた取組の促進・発信	●	●	●

図表 2-14 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
衛生管理意識の向上	食品衛生法改正を踏まえた HACCP 水準確保			
	市場内禁煙の徹底			
	取引先との品質管理に関する信頼関係維持・強化			
衛生管理診断と意識啓発	市場施設に関する衛生管理診断の実施			
	衛生管理診断による課題・改善事項の見える化			
	課題・改善事項に関する講習実施等意識啓発			
HACCP 義務化への対応	講習内容も踏まえた改善方法の検討・実践			
	HACCP 義務化等政策動向の周知・徹底			
品質管理体制の強化	開設者からの情報提供に基づく対応の推進			
	現行体制における取組内容及び実効性・課題等の把握、関係者間の共有			
	品質管理体制の再編・強化、ルール策定			
品質管理に関する PR	新体制・ルールに基づく横浜市場の品質管理強化			
	本市場の安全・安心に関する取組・実績等の積極的な情報発信・PR と信頼関係の充実			
	食品の有効利用や場内流通容器の資源循環を含む環境配慮に向けた取組の促進・発信			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(4) 【戦略4】流通構造の効率化・高度化・システム化

本市場の中長期的かつ安定的な取引環境を構築するためには、人材確保や「働き方改革」、物流効率化等への対応を進めていくことが必要であることから、AIやIoTの動向も踏まえ、ICT技術等の導入・活用と業務の効率化・高度化に関する検討を並行して推進していく。

① 業界として推進していく事項

部門	行動計画
共通	○ ICT技術の活用や既存施設の高度利用等により流通効率化を加速させる
青果部	○ 必要最小限の設備投資等により車両混雑緩和等物流面の効率化を推進する
水産物部	○ 共同配送について再検討し物流コストの削減と販売エリアの拡大を図る

② 横浜中央卸売市場として推進していく事項

● 物流効率化に向けた情報技術活用

車両待機・滞留時間の短縮や商品等の搬出入等に向けて ICT 技術の活用を進め、出荷者や取引先にとって時間短縮や負担軽減等のメリットを生み出す仕組みの構築を目指す。

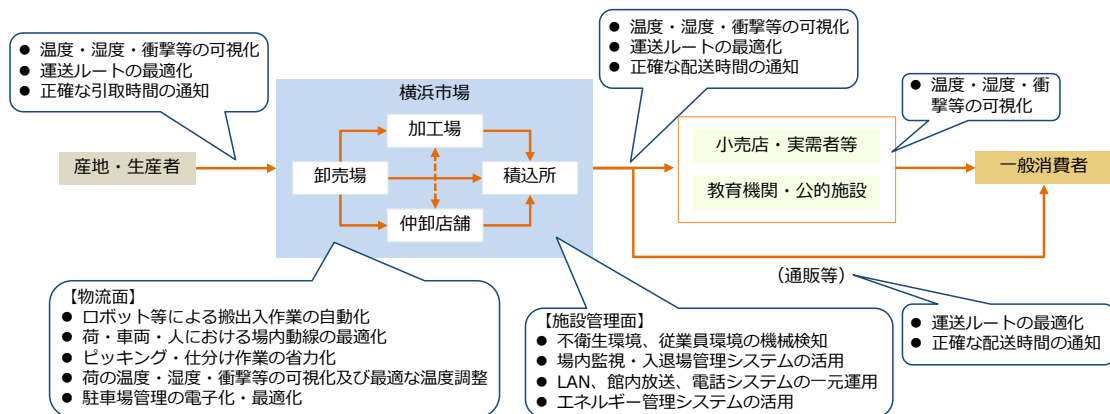
また、駐車場や車両管理についても現状把握等から始め、入退場管理や駐車場施設における時間帯別の効率的な有効活用等の検討を推進する。

● 品質高度化や商取引・市場業務における情報技術活用

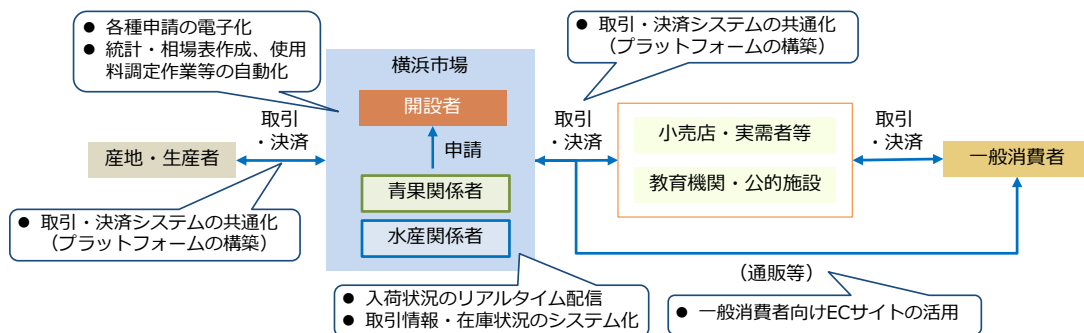
HACCP 義務化等も踏まえシステム対応を進め、適切な品質管理を推進する。

また、商取引や市場業務について電子化・システム化・ペーパーレス化を促進することで、場内事業者及び開設者ともに事務作業負担や費用負担を削減する。

図表 2-15 物流における ICT 技術導入の可能性



図表 2-16 商取引・市場業務における ICT 技術導入の可能性



③ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-17 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲: 協力)		
		開設者	青果	水産
配送・車両 管理の効率化	入出荷車両の位置情報の随時管理による取引先 への正確な配送時間の通知		●	●
	渋滞等の予測による運送ルート最適化		●	●
	車両・駐車場管理システムの必要性等の検討	●	▲	▲
品質管理の 高度化 (HACCP 対応)	商品温度等の可視化による適切な管理の実施	▲	●	●
	場内の不衛生環境や従業員の体温等の自動検知 による早期の環境改善の促進	▲	●	●
商取引対応	産地～実需者等を結ぶ取引・決済システムの推 進		●	●
	一般消費者が利用可能な EC サイトの構築	▲	●	●
	入荷・在庫状況及び取引情報を即座に把握・集 計・発信可能とするシステムの導入	▲	●	●
市場業務対応	事業者の各種申請の電子化の推進	●	▲	▲
	開設者事務作業等のシステム化の検討	●	▲	▲

図表 2-18 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
配送・車両 管理の効率化	入出荷車両の位置情報の随時管理による取引先 への正確な配送時間の通知			
	渋滞等の予測による運送ルート最適化			
	車両・駐車場管理システムの必要性等の検討			
品質管理の 高度化 (HACCP 対応)	商品温度等の可視化による適切な管理の実施			
	場内の不衛生環境や従業員の体温等の自動検知 による早期の環境改善の促進			
商取引対応	産地～実需者等を結ぶ取引・決済システムの推 進			
	一般消費者が利用可能な EC サイトの構築			
	入荷・在庫状況及び取引情報を即座に把握・集 計・発信可能とするシステムの導入			
市場業務対応	事業者の各種申請の電子化の推進			
	開設者事務作業等のシステム化の検討			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(5) 【戦略5】市場流通環境高度化に向けた設備投資

今後、物流や加工等流通工程における付加価値付与や効率化等が一層強く求められると考えられることから、流通環境の高度化に向けて必要最小限の設備投資を推進する。

① 業界として推進していく取組

部門	行動計画
青果部	<ul style="list-style-type: none"> ○市場内各施設について、卸売業者・仲卸業者の使用状況や利用ルールの見直しを行い、適正利用と作業効率を改善する ○施設整備と並行して効率的な物流動線（積み下ろし場所の特定、時間の短縮・最速化）や運用ルールを検討・決定し、関係者全体で利用ルールを徹底する ○駐車場の確保・機能移転を通じて荷捌き・駐車スペースを拡充する
水産物部	<ul style="list-style-type: none"> ○取引先からの加工ニーズ（一次・二次・高度）を取込み、取扱数量・金額を増加させる ○共同配送の仕組みを構築し、物流効率化により販売エリアの拡大、物流コストの削減を推進する

② 横浜市中心卸売市場として推進していく取組

● 青果棟荷捌場等の再整備推進

青果部関係者と協議を進め、夏場や荒天時における商品劣化を防ぐために必要となる屋根付荷捌場や冷蔵保管施設等を整備する。

図表 2-19 青果棟荷捌場等整備イメージ図



※青果棟整備計画図面は基本設計前の素案であるため、今後変更されることが想定される。

● 横浜市場として取引先ニーズを満たす加工・物流施設整備と対応力の向上

開設者・業界が協力し、物流事業者や物流業界業務経験者等も交えながら取引先に必要とされる加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設の整備を検討する。

また、検討内容を踏まえ市場外民間事業者の参画も含む効率的な設備投資と経営方法を検討し、横浜市場が他市場に遅れを取らない加工・物流機能を順次構築していく。

③ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-20 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲: 協力)		
		開設者	青果	水産
市場流通環境の高度化	施設整備と並行した効率的な市場施設利用（適正使用・物流動線等）ルールの検討	▲	●	
	取引先二ーズを踏まえた最大限の加工・物流対応		●	●
青果棟荷捌場等の再整備推進	青果棟荷捌場等の再整備に向けた協議・合意形成	●	●	
	屋根付荷捌場や冷蔵保管施設等の整備	●	▲	
横浜市場の加工・物流対応力向上	物流事業者や物流業界業務経験者も交えた横浜市場に必要となる加工・物流のあり方検討	●	●	●
	卸売市場に必要となる冷蔵・冷凍施設及び経営のあり方の見直し	●	●	●
	加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設の整備検討	●	●	●
	場外民間事業者の参画も含む効率的な設備投資、経営方法の検討	●	●	●
	必要性の精査に基づく施設整備の推進	●	●	●
	加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設を最大限活用した市場流通の充実	▲	●	●

図表 2-21 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
市場流通環境の高度化	施設整備と並行した効率的な市場施設利用（適正使用・物流動線等）ルールの検討			
	取引先二ーズを踏まえた最大限の加工・物流対応			
青果棟荷捌場等の再整備推進	青果棟荷捌場等の再整備に向けた協議・合意形成			
	屋根付荷捌場や冷蔵保管施設等の整備			
横浜市場の加工・物流対応力向上	物流事業者や物流業界業務経験者も交えた横浜市場に必要となる加工・物流のあり方検討			
	卸売市場に必要となる冷蔵・冷凍施設及び経営のあり方の見直し			
	加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設の整備検討			
	場外民間事業者の参画も含む効率的な設備投資、経営方法の検討			
	必要性の精査に基づく施設整備の推進			
	加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設を最大限活用した市場流通の充実			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(6)【戦略6】市場プロモーションと賑わい創出

卸売市場としての積極的なプロモーション活動と来街者が憩い楽しめる空間づくりの支援を推進することで、本市場の認知度向上を図るとともに、更なる地域貢献を進めていく。

① 業界として推進していく事項

部門	行動計画
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱商品や市況等の充実した情報開示を行う ○ 積極的な情報発信により市場の認知度向上を図る ○ 市民や観光需要等に対する“横浜市場ブランド”のPRを推進する

② 横浜市場中央卸売市場として推進していく事項

● 市民等に対する各種ブランドのPR推進及びブランド化への寄与

横浜市場が市内・県内で生産されるブランド製品の流通に寄与していることを市民等に認識・理解してもらい、各食材・産地に係るブランド化の推進やブランド製品の積極的な消費を促すため、集荷・販売活動と連携したPR活動を展開する。

上記取組を含め、横浜市場を経由する商品の品質や魅力を高め、発信することにより、“横浜市場ブランド”の浸透及び市場を経由した生鮮食料品等の消費を促進するため、多様な関係者との連携による企画・普及活動（規格外品の活用等）や、青果部・水産物部が一体となり様々な媒体の活用による新規性・独自性ある定期的な情報発信を推進する。

● 市場まつり等を通じたプロモーション及び賑わい創出の推進

市場まつりや月2回実施している市場開放（水産物部・関連事業者等）、その他各種催事等の企画・開催等により、卸売市場の理解醸成・情報発信を行うと同時に、周辺地域との回遊性創出に貢献していく。

また、取扱商品や市場施設を題材に、観光分野（例：旬の食材情報）や文化芸術（例：フィルムコミッション）等と積極的な連携を図り、業種を超えた一体的なプロモーションを推進する。

● 既存事業も活用した食育等の社会貢献活動の充実

現在も実施している料理教室や出前授業等を通じて、青果物・水産物と各食材に関する食味・調理方法等に関する市民の理解醸成を推進する。

加えて、高等教育機関との共同研究や社会実験の場としての市場施設の活用、学生等の就業体験（インターンシップ）の受入れ等、卸売市場としての社会貢献活動を展開する。

これらの取組を通じて、食や料理、地元産品等への興味・関心を喚起するとともに、卸売市場の役割等に関する理解醸成を図り、市民に対して卸売市場の価値を直接届け続ける。

● 関係者との連携によるイベント開催・賑わいづくりの支援

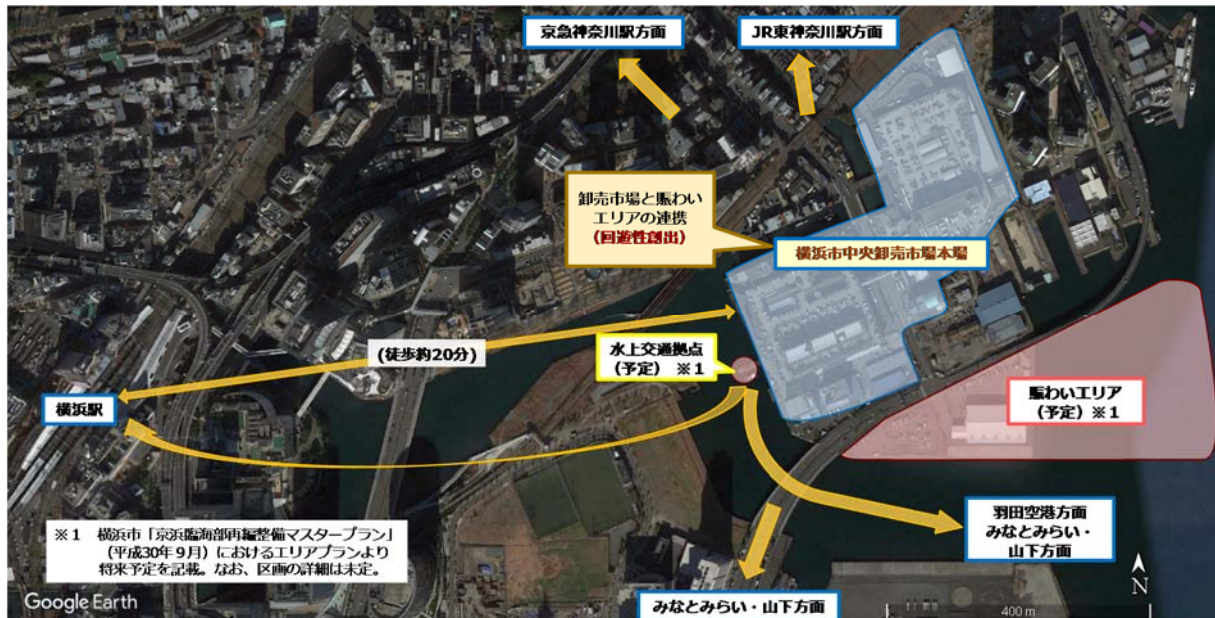
横浜市場周辺地域の関係者等との連携等により、水産物・青果物などの食をテーマとした物販・飲食を中心とする「マルシェ」等のイベント開催を支援する。

また、周辺地域の関係者等によるイベント開催や横浜市場の繁閑状況等に関する情報共有を適切に行い、市場付近を移動する歩行者に配慮した場内の動線整理等を通じて、横浜市場周辺地域における賑わいを創出するための支援を行う。

加えて、市場施設等の稼働状況や場内体制を考慮したうえで、必要に応じて市場施設を有効活用したイベント等を誘致・開催し、市場周辺地域の賑わいづくりに貢献する。

また、横浜市場と食をテーマとする複合商業施設「(仮称) BRANCH 横浜南部市場」が連携することで、旧南部市場の賑わい創出の相乗効果を生み出し、横浜市場全体の活性化に貢献する。

図表 2-22 本市場と周辺地域の位置関係 (将来的な予定を含む)



③ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-23 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲: 協力)		
		開設者	青果	水産
各種ブランドのPR推進・寄与	横浜市場に関する積極的なPR活動の展開	●	●	●
	“横浜市場ブランド”に係る企画活動・情報発信	●	●	●
市場開放や異業種連携等によるPR	卸売市場の理解醸成・情報発信、集客の地域波及	●	●	●
	業種を超えた一体的なプロモーションの推進	●	●	●
食育等の充実	料理教室等による理解醸成、社会貢献活動の展開	▲	●	●
イベント開催・賑わい創出支援	「マルシェ」等のイベント開催の支援	▲	●	●
	情報共有・動線整理等による賑わい創出支援	▲	●	●

図表 2-24 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
各種ブランドのPR推進・寄与	横浜市場に関する積極的なPR活動の展開			
	“横浜市場ブランド”に係る企画活動・情報発信			
市場開放や異業種連携等によるPR	卸売市場の理解醸成・情報発信、集客の地域波及			
	業種を超えた一体的なプロモーションの推進			
食育等の充実	料理教室等による理解醸成、社会貢献活動の展開			
イベント開催・賑わい創出支援	「マルシェ」等のイベント開催の支援			
	情報共有・動線整理等による賑わい創出支援			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(7) 【戦略7】 効率的かつ安定的な市場運営体制の整備

横浜市中央卸売市場は公設公営の中央卸売市場として、場内事業者と連携しながら横浜市民等への生鮮食料品等の安定的な供給拠点として事業を実行していく予定である。

他方、卸売市場法の改正に伴い、卸売市場に求められる機能・役割等是不変であるが、一方で、より柔軟かつ積極的な市場経営も可能な環境が整いつつある。

こうした状況も踏まえ、中長期的に本市場が市民等に期待される役割を発揮し続けるために必要となる環境整備等を進めていく。

① 業界として推進していく事項

部門	行動計画
共通	○卸売市場法改正に伴い必要となる情報公表等を推進する ○市場全体で策定されるBCPを踏まえ、開設者（公共）と場内事業者（民間）の連携による市場全体の災害対応力を向上させる ○開設者と連携した人材及び組織活用により横浜市場経営展望を実行する

② 横浜市中央卸売市場として推進していく事項

● 卸売市場法改正を踏まえた本市場業務条例の改正

卸売市場法改正を踏まえ、開設者及び市場関係者が実施する各種申請・報告等について見直しを進め、本市場業務条例を改正する。

市場業務条例の改正に際しては、特に、必要となる事務手続を最小限とし、開設者及び市場関係者双方の負担軽減に努める。

● 横浜市場BCP策定等による災害対応力の強化

大規模災害発生時においても生鮮食料品等の安定的な供給拠点としての機能を継続するため、横浜市業務継続計画との整合性を図りながら、横浜市場業務継続計画を策定する。

また、策定した横浜市場BCPを効果的に活用していくため、市場関係者全体で大規模災害発生等を想定した実地訓練を定期的の実施し、主体別の役割分担の明確化や訓練を踏まえたBCPの改訂等を実施する。

● 場内事業者及び市場全体の経営安定化

横浜市場の安定的な事業継続・推進に向けては、場内事業者の収支改善・安定化と開設者の経営改善・安定化を両輪で並行して推進していく必要がある。

場内事業者の収支改善・安定化に向けては、経営改善指導を継続し、専門家派遣等により指導・改善等の支援を充実する。

併せて、事業者が設立した協議会等について、可能な限り早期に統一化を図ることにより、市場全体における事業の一本化と財源・人材等資源の有効活用を推進する。

また、駐車場等市場施設について、エリア別・利用者別の適正利用や休場日等における有効活用等を促進し、市場運営に必要な財源を自ら創り出す創意工夫を推進する。

● 望ましい管理・運営体制の構築検討

経営展望計画期間内は公設公営の中央卸売市場が前提であるが、計画後期において、当時の経営実態や横浜市の人口動態等本市場を取り巻く経営環境も鑑み、指定管理者制度の導入等将来の横浜市場において望ましい市場管理・運営形態について検討・決定する。

将来的な指定管理者制度の導入等を問わず、場内事業者及び市場全体の経営安定化に向けて、場内事業者について経営改善指導や事業者が設立した協議会等の統一化を推進しつつ、併せて市場会計の収支改善も実施していくことにより、計画期間終了後に現在と同様の開設方式を採用した場合においても、着実な事業継続が可能となるよう早期から検討を進めていく。

③ 取組概要及び実施主体、スケジュール等

図表 2-25 取組概要及び実施主体

取組項目	具体的内容	実施主体 (▲: 協力)		
		開設者	青果	水産
業務条例改正	法改正を踏まえた経営方針に係る協議・合意形成	●	●	●
	市場業務条例の改正	●	●	●
	市場業務条例の改正を踏まえた各種申請・手続等事務手続の簡素化・省力化の推進	●	▲	▲
BCP 策定・運用	横浜市業務継続計画との整合性を踏まえた横浜市市場業務継続計画 (BCP) の策定	●		
	市場関係者全体による定期的な大規模実地訓練の実施及び BCP の見直し	●	▲	▲
	横浜市場 BCP 及び訓練等を踏まえた役割分担の明確化と業界における災害対応力の向上	▲	●	●
中長期的な経営 安定化の促進	専門家派遣等継続的な経営改善指導の実施・充実	●		
	施設の適正・有効活用による収益確保の推進	●	●	●
	中長期的な横浜市場の管理・運営体制に係る検討	●	●	●

図表 2-26 実施スケジュール

取組項目	具体的内容	スケジュール		
		短期	中期	長期
業務条例改正	法改正を踏まえた経営方針に係る協議・合意形成			
	市場業務条例の改正			
	市場業務条例の改正を踏まえた各種申請・手続等事務手続の簡素化・省力化の推進			
BCP 策定・運用	横浜市業務継続計画との整合性を踏まえた横浜市市場業務継続計画 (BCP) の策定			
	市場関係者全体による定期的な大規模実地訓練の実施及び BCP の見直し			
	横浜市場 BCP 及び訓練等を踏まえた役割分担の明確化と業界における災害対応力の向上			
中長期的な経営 安定化の促進	専門家派遣等継続的な経営改善指導の実施・充実			
	施設の適正・有効活用による収益確保の推進			
	中長期的な横浜市場の管理・運営体制に係る検討			

※短期：1～3年 中期：3～5年 長期：5～10年を想定する。

(8) 経営展望計画期間における実行体制

横浜市中心卸売市場経営展望は2019年度（平成31年度）～2028年度の10年間を計画期間として、7つの戦略に関する各種取組を開設者（横浜市）・青果部・水産物部の関係3者が役割分担のもとに連携しながら推進していく。

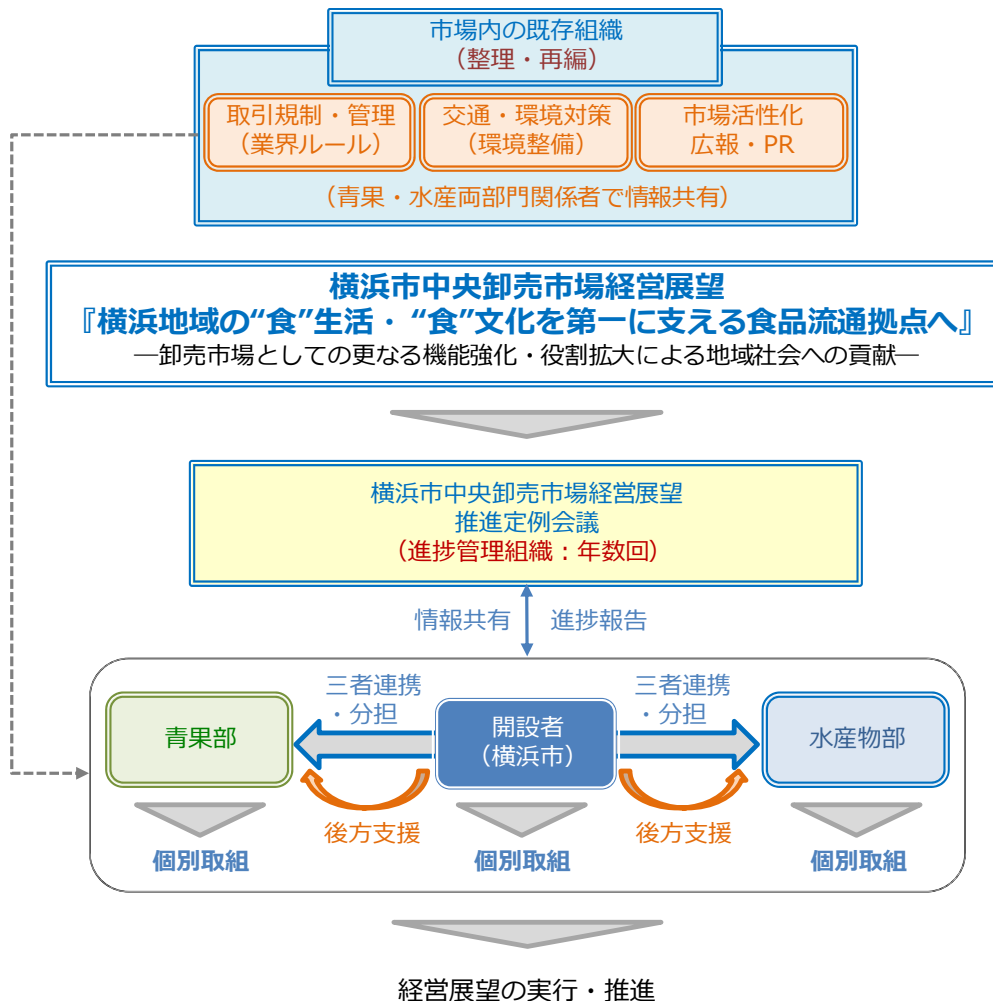
経営展望に示した関係3者の役割分担に基づき、各種WG等実行体制別に実行・推進される取組内容について、毎年数回程度の定例会議において進捗管理を行い、各年度の取組状況と実績、次年度以降の展開に向けた課題等について情報共有を行う。

本計画では、必要に応じて費用を分担する必要がある取組も多数設けられていることから、関係3者については、関係3者が綿密なコミュニケーションを図りながら、着実に取組を推進していくための費用負担についても連携及び分担する。

なお、各種WG等実行体制は、事業者が設立した協議会等における事務局や出席者、担当事業範囲等について整理・再編を経て可能な限り早期に統一化を図り、既存組織を活用したWG等実行体制へと移行していくことを想定する。

こうした実行体制の構築により、既存組織や担当事業範囲について統一化を図り、将来の望ましい市場経営・管理体制の基盤づくりも進めながら、計画期間内における各種取組を着実に進めていくこととする。

図表 2-27 経営展望実行体制



(9) 経営展望実行に向けた詳細スケジュール

図表 2-28 横浜市中央卸売市場経営展望実行スケジュール（詳細版）

※期間は年度単位 赤字：横浜市場全体に関する事項（方針検討・決定、体制構築等） 情報収集・企画準備等 本格的実行 効果検証・見直し

具体的取組項目	市場関係者			短期			中期		長期				
	開設者	青果	水産	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
【戦略1】集荷・販売構造の拡充													
ブランド力強化	▲	●	●										
法改正への対応	●	▲	▲	検討等	● 改正市場業務条例施行								
横浜市場発の企画・提案 及び輸出促進	●						支援の推進						
	▲	●	●				継続的な企画・提案の展開						
	▲	●	●				輸出促進及びネットワークの活用						
集荷・販売体制及び 加工対応力構築・強化	▲	●	●										
	●						人材獲得支援						
	●	●	●				人材獲得		プロジェクト推進				
後継者育成等	●	●	●	研修メニュー開発		研修・企画内容の推進							
【戦略2】県内・市内関係者との関係強化													
商談会・交流会	▲	●	●		定期的な開催				継続的な交流機会の確保				
外部との連携による地場産品活用	●	●	●		定期的な開催				継続的な交流機会の確保				
	●	●	●	協議→試行		展開			定期的な開催				
産地との関係強化	●	●	●		定期的な開催								
	▲	●	●		定期的な展開								
生鮮食料品等 アクセスの改善	▲	●	●				企画・準備		育成・開業支援の実施				
	●	●	●	情報収集→試行			取組方法の検討		流通支援の実施				
【戦略3】品質管理水準高度化													
衛生管理意識の向上	▲	●	●		対応推進								
	▲	●	●	場内禁煙徹底									
		●	●	情報開示による信頼獲得					継続的な信頼獲得				
衛生管理診断と 意識啓発	●			衛生診断		※2021年度以降も定期的に実施							
	●			課題整理									
	●	▲	▲	講習									
	▲	●	●	対策検討		実施							
HACCP義務化への対応	●			情報提供									
		●	●	対応推進（各社取組）									
品質管理体制の強化	●	●	●	実効性検証									
	●	●	●	ルール策定									
	▲	●	●				試行		新ルールに基づく推進				
品質管理に関するPR	●	●	●				準備		試行		新ルールに基づく発信		
	●	●	●				取組みの整理		情報発信		継続的な展開		

※期間は年度単位

赤字：横浜市場全体に関する事項（方針検討・決定、体制構築等）

情報収集・企画準備等

本格的実行

効果検証・見直し

具体的取組項目		市場関係者			短期			中期		長期				
		開設者	青果	水産	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
【戦略4】流通構造の効率化・高度化・システム化														
配送・車両 管理の効率化	入出荷車両の位置情報による取引先への配送時間の通知		●	●										
	渋滞等の予測による運送ルート最適化		●	●									試行	
	車両・駐車場管理システムの必要性等の検討	●	▲	▲									試行	運用
品質管理の高度化 (HACCP対応)	商品温度等の可視化による適切な管理の実施	▲	●	●					試行		※2024年度より本格運用			
	場内の不衛生環境等の自動検知による早期の環境改善	▲	●	●						試行				運用
商取引対応	産地～実需者等を結ぶ取引・決済システムの推進		●	●									試行	
	一般消費者が利用可能なECサイトの構築	▲	●	●									試行	
	入荷・在庫状況等の把握・集計・発信可能なシステム導入	▲	●	●									試行	
市場業務対応	事業者の各種申請の電子化の推進	●	▲	▲										試行
	開設者事務作業等のシステム化の検討	●	▲	▲										試行
【戦略5】市場流通環境高度化に向けた設備投資														
市場流通環境の 高度化	効率的な市場施設利用（適正使用・物流動線等）の検討	▲	●											
	取引先ニーズを踏まえた最大限の加工・物流対応		●	●					対応推進				継続的な取引ニーズの汲み取り及び対応	
青果棟荷捌場等の 再整備推進	青果棟荷捌場等の再整備に向けた協議・合意形成	●	●											
	屋根付荷捌場や冷蔵保管施設等の整備	●	▲		実施設計	施設整備（～2023年度予定）			※整備後の運用等は青果部内で検討・決定					
横浜市場の 加工・物流対応力向上	物流事業者・業界経験者も交え加工・物流のあり方検討	●	●	●					方針検討					
	卸売市場に必要な冷蔵・冷凍施設及び経営のあり方の見直し	●	●	●					方針検討					
	加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設の整備検討	●	●	●					方針検討				推進準備	
	場外事業者の参画も含む効率的な設備投資、経営方法の検討	●	●	●					方針検討				推進準備	
	必要性の精査に基づく施設整備の推進	●	●	●									(必要に応じ)加工・物流機能強化の投資	
	加工・物流施設や冷蔵・冷凍施設の新設等による市場流通の充実	▲	●	●									方針検討	施設の本格運用
【戦略6】市場プロモーションと賑わい創出														
各種ブランドの PR推進・寄与	横浜市場に関する積極的なPR活動の展開	●	●	●					試行					
	“横浜市場ブランド”に係る企画活動・情報発信	●	●	●					試行				市場外の関係者との連携を含めた活動展開	
市場開放や異業種連携 等によるPR	卸売市場の理解醸成・情報発信、集客の地域波及	●	●	●	取組推進				試行				継続的な情報発信	
	業種を超えた一体的なプロモーションの推進	●	●	●	連携先の獲得	準備			試行→効果確認				運用	
食育等の充実	料理教室等による理解醸成、社会貢献活動の展開	▲	●	●	取組推進				試行				食育及び環境面での社会貢献活動の展開	
イベント開催・ 賑わい創出支援	「マルシェ」等のイベント開催の支援	▲	●	●					協議→方針決定				イベント支援	
	情報共有・動線整理等による賑わい創出支援	▲	●	●					協議→方針決定				周辺関係者との連携推進	
【戦略7】市場経営体制効率化と市場法改正への対応														
市場業務条例改正	法改正を踏まえた経営方針に係る協議・合意形成	●	●	●										
	市場業務条例改正	●	●	●					●改正市場業務条例施行					
	市場業務条例改正を踏まえた各種申請・手続等の簡素化・省力化	●	▲	▲										
BCP策定・運用	横浜市場業務継続計画（BCP）の策定	●												
	BCPを踏まえた定期的な大規模訓練実施及びBCPの改訂	●	▲	▲										
経営安定化に向けた 支援等	専門家派遣等経営改善指導の実施・充実	●												
	施設の適正・有効活用による収益確保の推進	●	●	●										
	中長期的な市場管理・運営体制に係る検討	●	●	●									検討・方針決定	
■卸売市場を取り巻く環境変化・政策動向等														
改正卸売市場法施行														
HACCP制度化・輸出促進【国の輸出目標1兆円（水産物3,500億円・青果物250億円）】														
HACCP取得推進+輸出促進 ① ② ①：東京五輪 ②：輸出1兆円目標年次														

横浜市中央卸売市場経営展望策定に関する参考資料

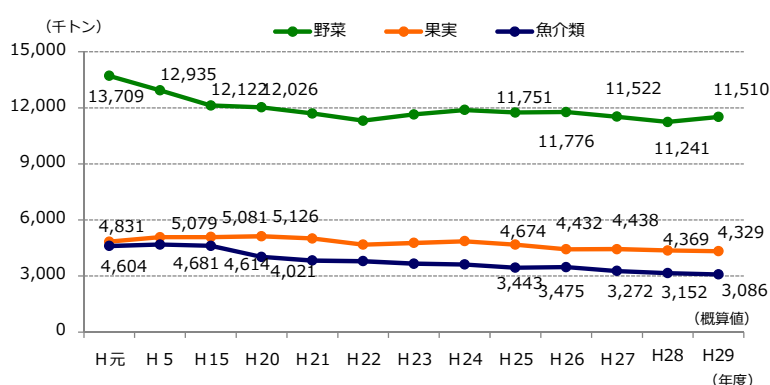
1. 全国及び横浜市中央卸売市場を取り巻く環境等

(1) 食料品消費量の推移

食料に係る生産から最終消費に至る総量を基に、食料品消費量の構造を見ると、平成元年以降、国民の食料品消費量は減少傾向が続いている。

近年では消費量減少が下げ止まり傾向にあるが、今後も少子高齢化の進展や食生活構造等社会経済環境の変化により、減少傾向が続くことが予測される。

参考図表 1 国民の食料消費量の推移



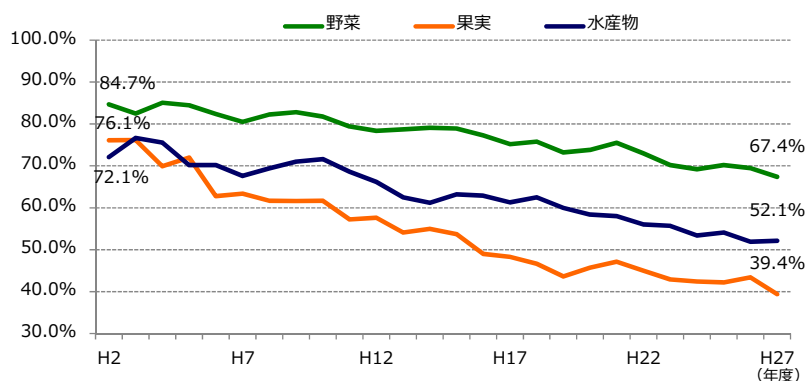
(出典) 農林水産省「食料需給表」

(2) 卸売市場経由率の推移

生鮮食料品等流通の総量に占める卸売市場経由率も平成2年度以降減少が続いている。こうした背景には、食料消費量の減少に加え、卸売市場を bypass しない加工品（輸入加工品・加工用原材料等）及び輸入食材流通量の増加が挙げられる。

但し、青果物のうち国産青果物に限れば、平成26年度においても卸売市場経由率は84%を占めているほか、野菜と水産物については現在も総流通量の50%以上は卸売市場を bypass しており、依然として卸売市場に対する期待・役割は高い状況にあると言える。

参考図表 2 青果物・水産物の市場経由率の推移

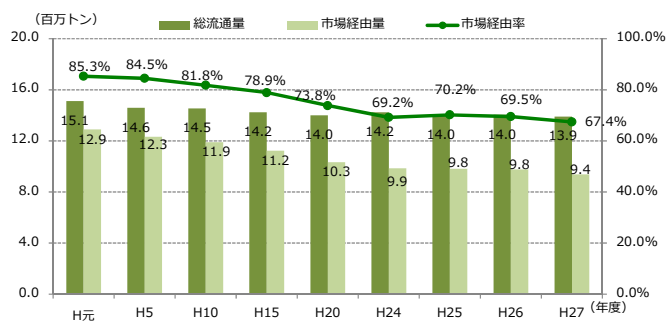


(出典) 農林水産省「卸売市場データ集（平成29年度版）」
市場流通ビジョンを考える会「市場流通2025年ビジョン」

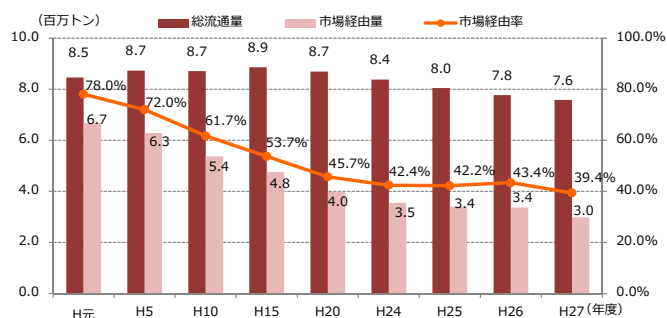
野菜・果実・水産物の各年度における総流通量と市場経由量、市場経由率は下表の通りである。各分野ともに総流通量、市場経由量が減少傾向にあるが、野菜と水産物については50%を超えており、果実についても40%を超えている。

産地・消費地等を結ぶ生鮮食料品等の流通・情報拠点として、双方より必要とされる取組を確実に進めることに拠り、流通構造の改善・強化を進めていくことが求められている。

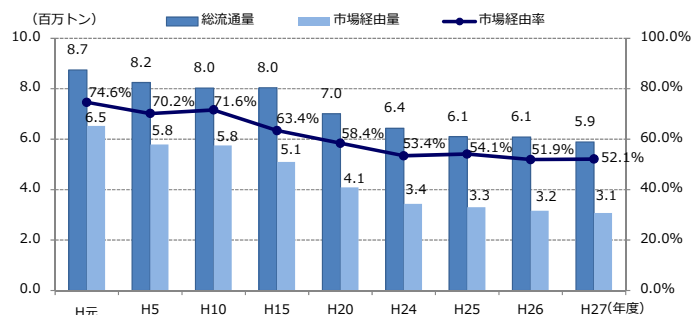
参考図表 3 分野別市場経由率の推移
(野菜)



(果実)



(水産物)



(出典) 農林水産省「卸売市場データ集(平成29年度版)」

(3) 青果物・水産物の輸出入動向

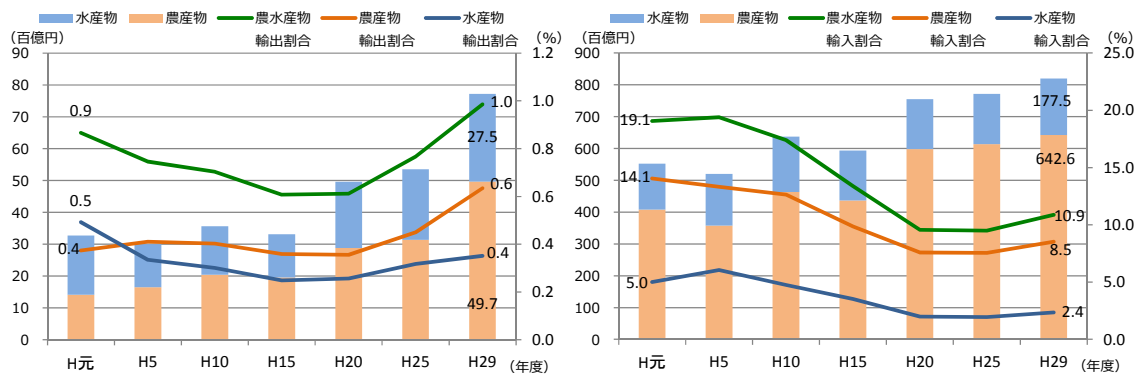
産地の高齢化・大型化等に伴う生産量の減少、消費地における少子高齢化と食生活構造の変化等に伴う消費量の減少の一方で、青果物・水産物の輸出は増加傾向が続いている。

近年では、国における成長戦略や文化芸術基本法(平成29年6月一部改正)において文化芸術領域に「食文化」が追加されたほか、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され海外市場における日本食に対する関心の高まりを受け、青果物・水産物の輸出促進に向けた環境整備も向上しつつある。

海外市場から見た日本の食品流通環境については、特に安全・安心について高い評価を得ていることもあり、今後も国産青果物・水産物の輸出は増加していくことが予測される。

ただし、国産青果物・水産物の輸出について卸売市場が機能・役割を発揮することには懐疑的な見方があることも事実である。特に、海外市場におけるバイヤーとのネットワーク構築に関しては卸売市場よりも産地との関係性が重要視される傾向にあり、こうした中で卸売市場が「輸出」についてどのような機能・役割を発揮していくのか、関係者二重も把握した上で対応していくことが重要と言える。

参考図表 4 青果物・水産物の輸出入動向（左：輸出・右：輸入）



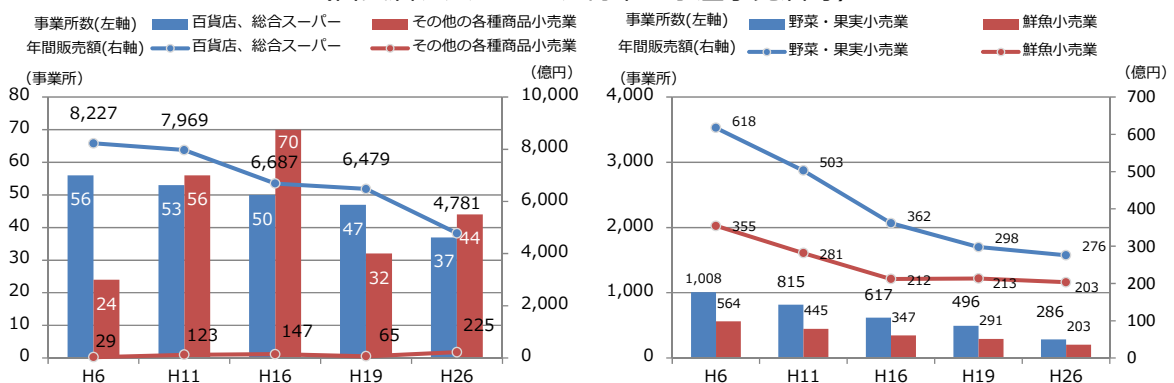
(出典) 農林水産省「農林水産物輸出入概況」(平成 29 年度)

(4) 市内生鮮食料品等販売事業者数推移

横浜市における生鮮食料品等販売事業者は百貨店、総合スーパーも含め減少傾向にある。特に、百貨店・総合スーパーにおける販売金額は過去 20 年間で 4 割強減少している。

また、小売店については青果(野菜・果実)と鮮魚ともに大幅減少が続いており、直近では市内に青果小売店が 286 事業所、鮮魚小売店が 203 事業所と 20 年前の 2 割~3 割程度に留まっている。

参考図表 5 横浜市内における生鮮食料品等販売事業者推移
(百貨店、スーパー、青果・水産小売店等)



注) 「その他の各種商品小売業」は、従業員が常時 50 人未満の小売事業所を示す

(出典) 経済産業省「商業統計」

(5) 食料購入先

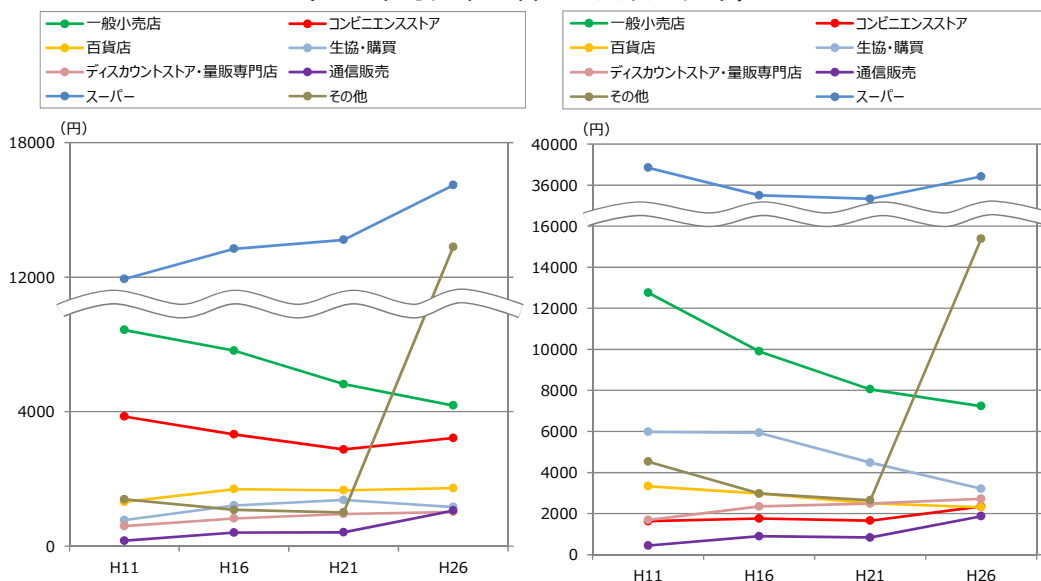
全国各家庭における生鮮食料品等の購入先は多岐に渡っており、近年では、その選択肢が大きく増えている。購入先の多角化は卸売市場からの流通において極めて重要であり、消費者の食料購入チャネルにおける動向も踏まえ柔軟な対応が求められる。

① 生鮮食料品全体

単身世帯・二人以上世帯に共通して購入先第1位はスーパー（量販店）である。スーパーからは金額が下がるものの、コンビニエンスストアや通信販売も増加傾向にある。

参考図表 6 生鮮食料品購入先（生鮮食料品全体）

（左：単身世帯 右：二人以上世帯）

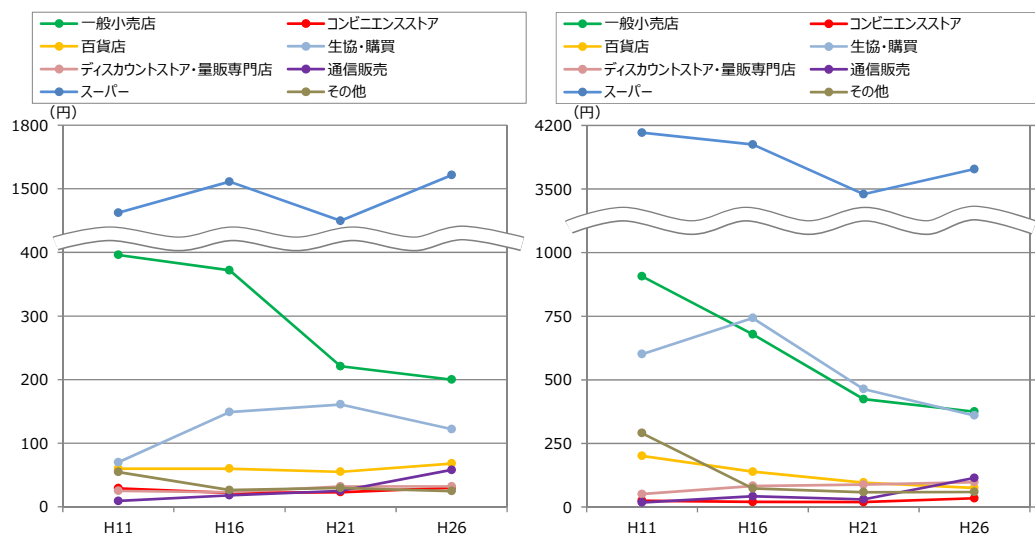


注) 「その他」について平成 26 年度は「外食」が約 8 割を占め、平成 21 年度以前は「外食」が含まれていない。

② 生鮮野菜

生鮮野菜は単身世帯・二人以上世帯ともにスーパーが減少傾向から増加傾向に転じている。スーパー以外では、通信販売（インターネット）がやや増加傾向にある。

（生鮮野菜・左：単身世帯・右：二人以上世帯）

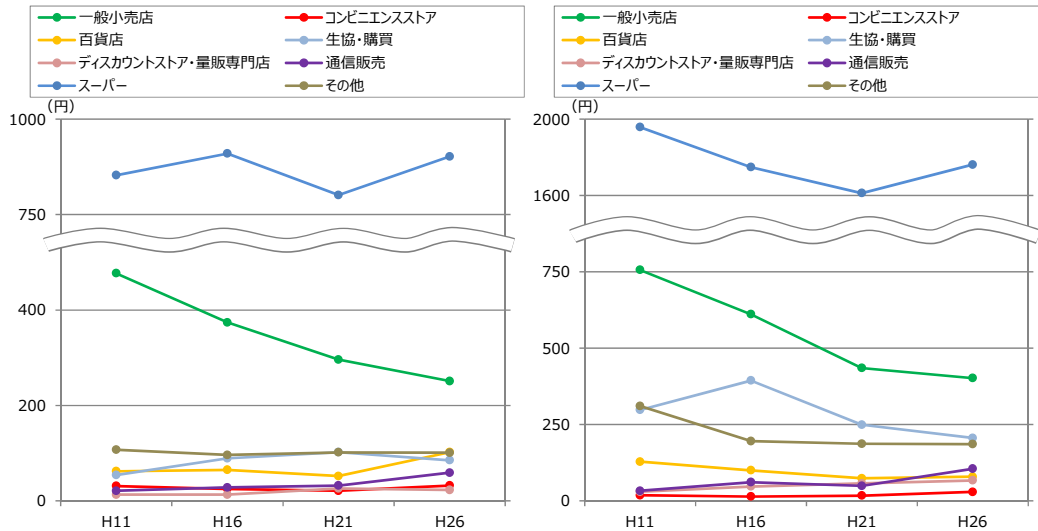


③ 果実

果実も生鮮野菜と同様に単身世帯・二人以上世帯ともにスーパーが減少傾向から増加傾向に転じているほか、通信販売がやや増加傾向にある。

単身世帯ではスーパーや通信販売以外に、百貨店における増加傾向が顕著である。

(果実・左：単身世帯・右：二人以上世帯)

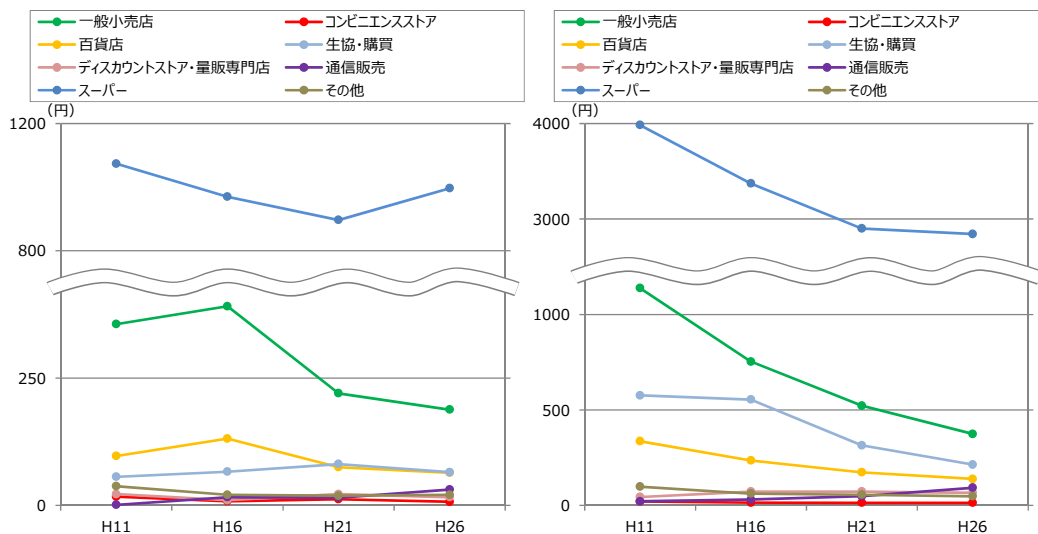


生鮮鮮魚は単身世帯と二人以上世帯で傾向が異なる。

単身世帯では野菜や果実と同様にスーパーが減少傾向から増加傾向に転じているが、その他のチャネルについては通信販売が微増傾向にある以外減少または大きな変化が無い状況である。

一方、二人以上世帯では、スーパーにおいても減少傾向が続いている。通信販売は増加傾向にあるが、全体を通じて鮮魚購入金額の減少が顕著であり、消費増に向けて、アイテムとチャネルの双方を充実させるとともに、容易に消費できる環境を創出していくことも重要な課題と言える。

(生鮮魚介・左：単身世帯・右：二人以上世帯)



(出典) 総務省統計局「全国消費実態調査」

(6) 人口構造の変化

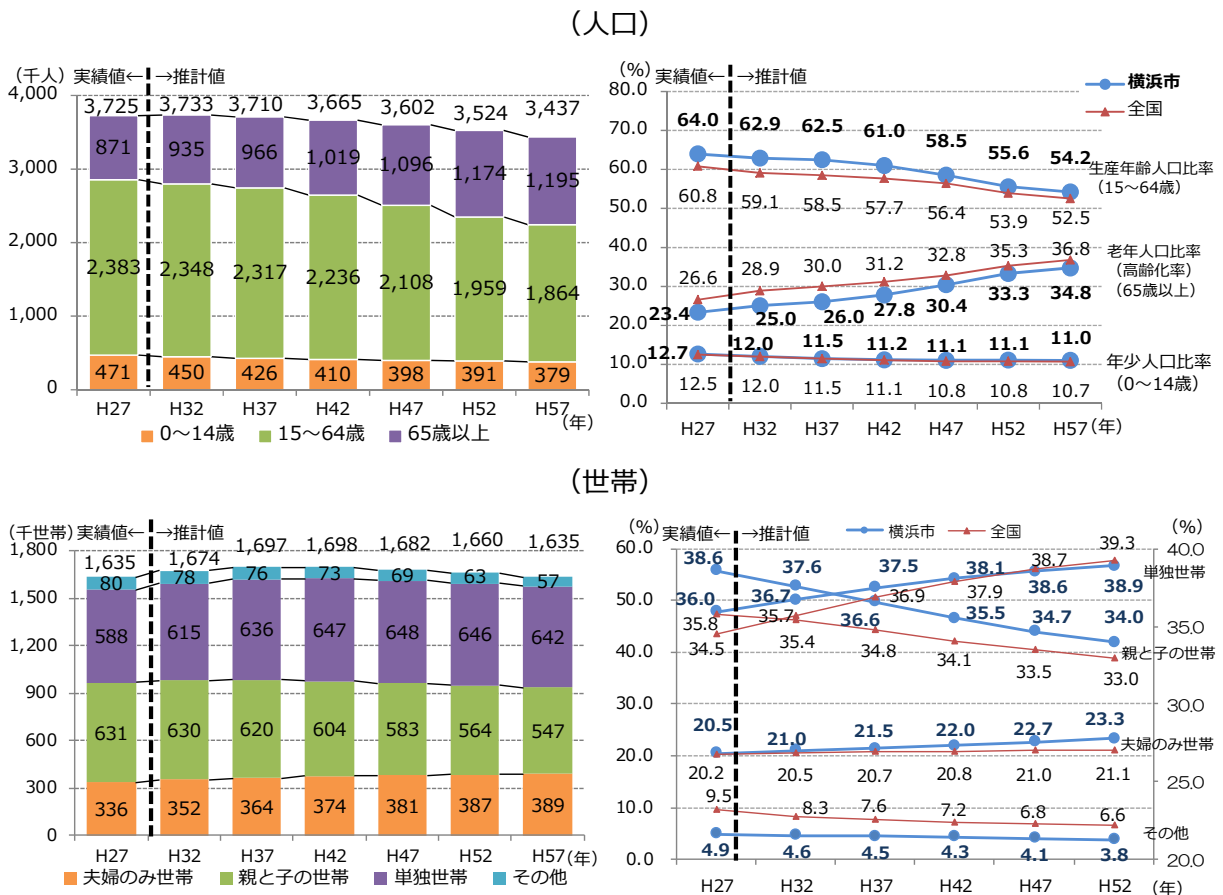
横浜市の人口は現在 373 万人を超えており、過去 20 年間で約 12% の大幅な増加で推移してきた。しかし、現在をピークとして今後、減少傾向に転じるものと予測されている。

人口構造については、全国と比較して生産年齢人口（15 歳～64 歳）の比率が高く、高齢化率（65 歳以上）の比率は低い傾向で推移することが見込まれている。

世帯構造については、全国と概ね同様の傾向にあるが、10 年後には単独世帯が市内の 4 割を占めることにより、世帯構成では最も高い割合となることを見込まれている。

全国よりもやや若く、一方で多くが単身世帯を占めることが予測される横浜市の人口動態を踏まえながら、横浜市中心卸売市場青果部・水産物が一体となり、生鮮食料品の出荷形態や重点的な販売先、需要喚起と情報発信等を検討・実施していくことが重要となる。

参考図表 7 横浜市の人口・世帯構造に関する将来展望（左）と全国水準との比較（右）

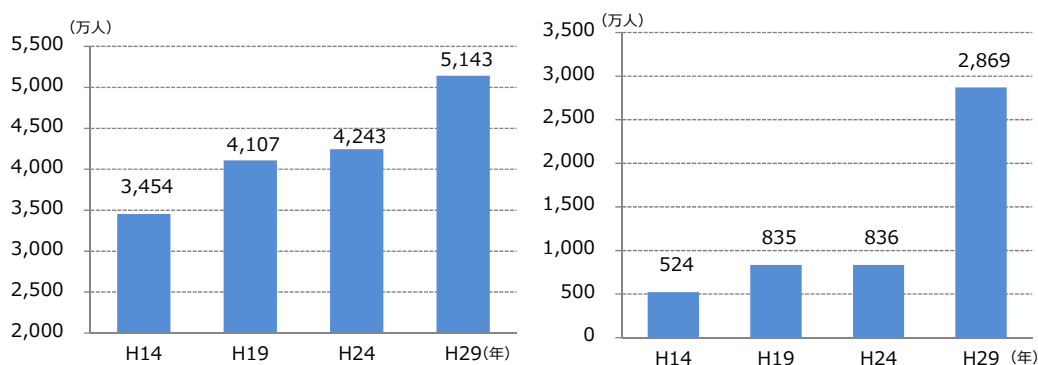


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所（人口：平成 29 年推計、世帯：平成 30 年推計）、横浜市将来人口推計

(7) 観光入込客数と訪日外国人客数

横浜を訪れる観光客数は過去 15 年間で約 1.5 倍に増加し、平成 29 年は 5,143 万人となっている。また、日本国内を訪れる外国人客数は過去 15 年間で約 5.5 倍に増加し、平成 29 年は 2,869 万人となっている。このように、横浜市及び日本国内への来訪客は増加傾向にあり、政府が掲げる訪日外国人客数 3,000 万人や東京五輪開催等も追い風となり、その傾向は今後も一定期間続くものと予測される。

参考図表 8 横浜市の観光入込客数（左）と訪日外国人客数（右）



（出典）横浜市統計「観光入込客数調査」、日本政府観光局資料「年別訪日外客数推移」

(8) 食料消費形態

横浜市における食料消費形態と品目別動向をみると次の通りとなる。

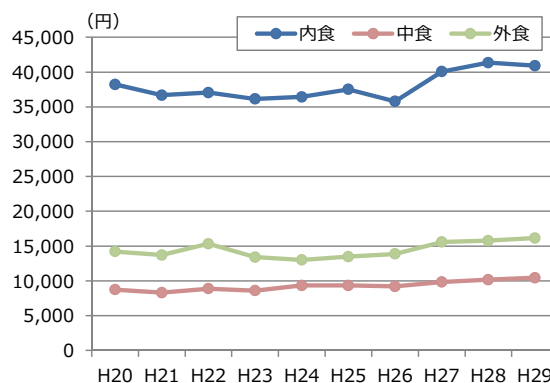
食料消費形態としては、過去 10 年間で中食が約 2 割、外食が 1 割強増加している。

内食も全体では増加傾向であるが、肉類や乳卵類、果実が 2 割程度増加しているのに対して、魚介類は 1 割減少と品目により大きな差が見受けられる。

二人以上世帯においても中食・外食が大きく増加傾向にあることから、これまでの生鮮食料品等流通形態に固執することなく、消費者ニーズや市場動向を踏まえたきめ細やかな加工対応等がより重要になると考えられる。

参考図表 9 食料消費形態と品目別動向

（横浜市：二人以上世帯）



（単位 金額=円）

	内食							中食	外食
	穀類	魚介類	肉類	乳卵類	野菜・海藻	果物	合計	調理食品	外食
H20	6,765	7,924	6,593	3,638	10,232	3,072	38,224	8,721	14,206
H21	7,112	6,845	6,484	3,558	9,701	2,975	36,675	8,295	13,701
H22	6,956	6,724	6,770	3,580	9,992	3,027	37,049	8,865	15,317
H23	6,945	6,241	6,929	3,542	9,559	2,918	36,134	8,590	13,400
H24	7,158	6,397	6,688	3,463	9,638	3,090	36,434	9,338	12,990
H25	6,853	6,873	7,245	3,759	9,877	2,906	37,513	9,323	13,458
H26	6,359	6,059	7,209	3,686	9,560	2,914	35,787	9,190	13,852
H27	6,760	6,997	8,237	3,948	10,800	3,324	40,066	9,829	15,583
H28	6,830	7,318	8,200	4,282	11,126	3,599	41,355	10,162	15,774
H29	6,686	7,115	8,266	4,381	10,870	3,587	40,905	10,431	16,156
増減率	-1.2%	-10.2%	25.4%	20.4%	6.2%	16.8%	7.0%	19.6%	13.7%

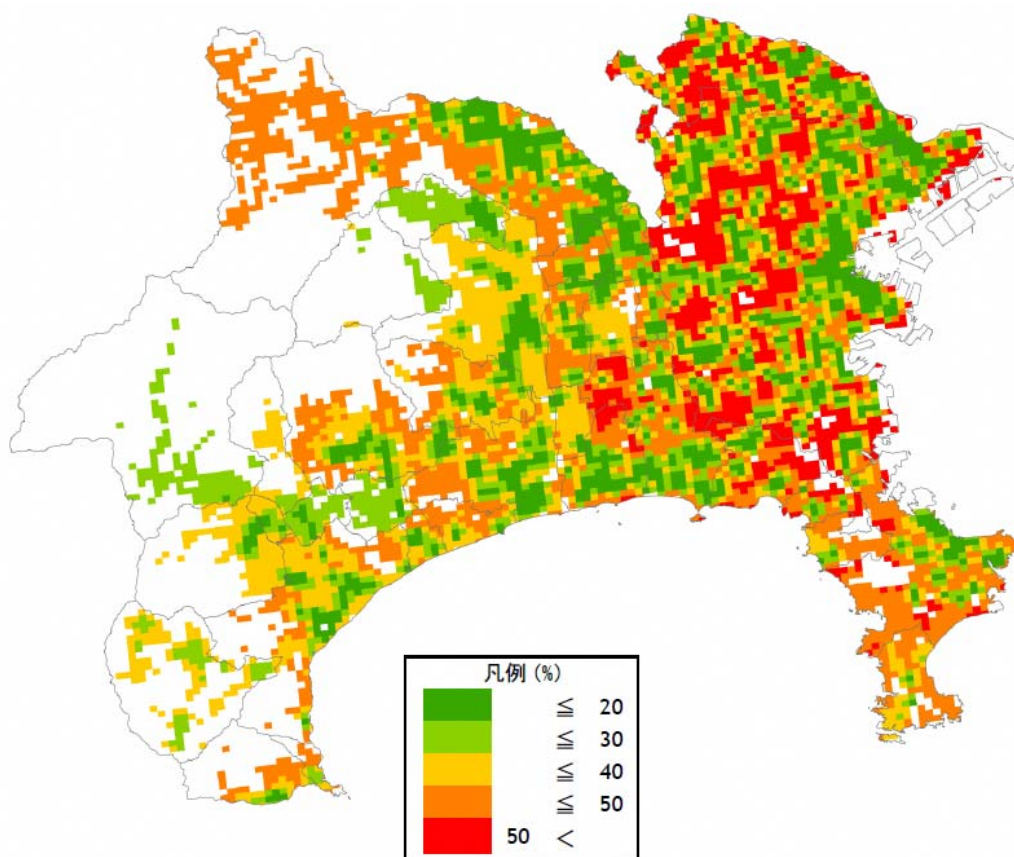
（出典）総務省統計局「家計調査」

(9) 神奈川県内における買い物弱者等

食料品の買い物が不自由な買い物弱者等については、農林水産政策研究所が算出している「食料品アクセス困難人口³」を把握することにより、その状況を理解することができる。神奈川県内における買い物弱者等については、次の通りである。

「食料品アクセス困難人口」の割合は地域によって差があり、公共交通機関が比較的充実している横浜市内においても 50%を超える地区が複数存在し、市内の買い物弱者等が少なからず発生していることが確認できる。

参考図表 10 神奈川県内における食料品アクセス困難人口の分布（割合）



(出典) 農林水産政策研究所「食料品アクセス困難人口の割合（2015年）」

³ 「食料品アクセス困難人口」とは、店舗まで 500m 以上かつ自動車を利用できない 65 歳以上の高齢者を指す。店舗は、食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアが含まれる。

2. 横浜市中央卸売市場経営展望策定経緯等

(1) 横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG 委員名簿

参考図表 11 横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG 委員名簿

所属・役職等		氏名
委員	横浜丸中青果(株)取締役主管	金田 明 万
委員	金港青果(株)取締役常務執行役員	金井 伸 治 (前任:井 関 直 行)
委員	横浜中央市場青果卸協同組合 副理事長	鈴木 隆 夫 (前任:鈴木 格 次)
委員	横浜丸魚(株)常務取締役	松尾 昌 彦
委員	横浜魚類(株)代表取締役社長	石井 良 輔
委員	横浜魚市場卸協同組合 参事	長谷川 創
委員	本場運営調整課長	鈴木 康 幸
委員	本場経営支援課長	永井 隆
アドバイザー	東京聖栄大学客員教授	藤島 廣 二

(敬称略・順不同)

(2) 横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG 開催経緯

参考図表 12 横浜市中央卸売市場経営展望策定 WG 開催経緯

回数	日時	議題
第1回	平成 29 年 6月5日(月) 9時～	1. 各部経営ビジョンについて(業界より説明) 2. 青果部・水産物部経営ビジョン概要について 3. 経営展望策定の進め方について
第2回	平成 29 年 7月19日(水) 10時～	1. 経営展望構成(案)について 2. その他
第3回	平成 29 年 8月28日(月) 10時～	1. 第2回 WG の振り返り 2. 経営展望策定に向けた意見交換 3. 今後のスケジュール等
第4回	平成 29 年 11月17日(金) 10時～	1. 第3回 WG における意見等 2. 市場法改正に係る動向 3. 経営展望策定に向けた意見交換 4. 今後のスケジュール等
第5回	平成 30 年 1月29日(月) 10時～	1. 第4回 WG における意見等 2. 市場法改正に係る動向 3. 経営展望策定に向けた意見交換 4. 今後のスケジュール等
第6回	平成 30 年 3月23日(金) 10時～	1. 第5回 WG における意見等 2. 市場法改正に係る動向 3. 経営展望策定に向けた意見交換 4. 今後のスケジュール等

回数	日時	議題
第7回	平成30年 6月14日(木) 10時～	1. 市場法改正に係る動向 2. 第6回WGにおける意見等 3. 平成30年度経営展望策定に向けて 4. 経営展望策定に向けた意見交換 5. 今後のスケジュール等
第8回	平成30年 7月19日(木) 13時～	1. 第7回WGにおける意見等 2. 経営展望策定に向けた意見交換 3. 今後のスケジュール等
第9回	平成30年 8月27日(月) 13時～	1. 第8回WGにおける意見等 2. 経営展望策定に向けた意見交換 3. 今後のスケジュール等
第10回	平成30年 11月21日(水) 13時～	1. 第9回WGにおける意見等 2. 改正卸売市場法と政省令 3. 経営展望策定に向けた意見交換 4. 今後のスケジュール等
第11回	平成31年 1月31日(木) 13時～	1. 第10回WGにおける意見等 2. 経営展望策定に向けた意見交換 3. 今後のスケジュール等
第12回	平成31年 2月18日(月) 13時～	1. 第11回WGにおける意見等 2. 経営展望策定に向けた意見交換 3. 今後のスケジュール等

横浜市中央卸売市場 食肉市場 経営展望(概要版)(案)

市場を取り巻く流通構造などの環境が大きく変化する中で、市民への安全・安心な食肉の流通拠点である食肉市場の活性化を実現するため、本展望を策定します。

本展望の実現にあたっては、市場法改正を契機ととらえ、生産者や購買者の皆様など、市場に関係する方々のニーズにきめ細かく対応しながら、新たなサービス提供や積極的な情報発信を行うとともに、効率的で公平・公正な市場運営を進めます。

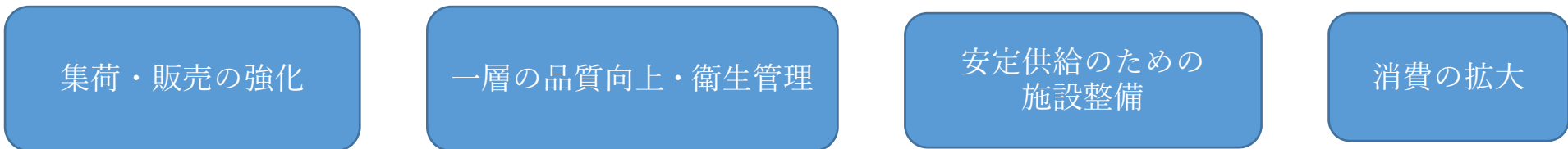
これにより、食肉需要の喚起や流通の増加を図り、もって市民に身近な地域経済の振興に貢献することを目指していきます。

【横浜市中央卸売市場食肉市場経営展望全体像】

横浜市中央卸売市場あり方提言書
(平成 20 年 3 月：横浜市中央卸売市場あり方検討委員会)



【課題】



【基本戦略】

戦略 1：市場関係者との連携した取組の強化

- ・産地と購買者を結ぶ販路の強化
- ・市場取扱ブランドの知名度向上
- ・市場内関係者との連携強化
- ・新たな生産者・購買者・仲卸の誘致
- ・購買者のニーズに対応した施設内の新たな活用
- ・市場関係者の人材育成

戦略 2：高品質で安全・安心な食肉を供給

- ・H A C C P 導入
- ・品質管理向上に向けた人材育成
- ・食品安全等に関する情報発信
- ・防疫対策

戦略 3：食品流通の基幹的インフラとしての機能強化

- ・市場機能強化の検討
- ・防災及び危機対応能力の強化
- ・安定稼働に向けたライフラインの整備
- ・計画的な修繕・改修等

戦略 4：食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション

- ・小売店（地域の商店街、スーパー、大規模店舗）、飲食店、宿泊施設、観光施設との連携による市場取扱いブランドの販促・P R
- ・P R 館や地域で開催するイベント等での市場取扱いブランドの販促・P R
- ・ホームページ等を活用した食肉市場及び市場取扱いブランドの情報発信



【将来像】

<p>1.活発な取引が行われる市場</p> <p>市内の食肉流通の拠点として、高品質・豊富な品ぞろえであり、仲卸や多くの買参人が参加し、活気あるせりが連日開催されている</p>	<p>2.流通構造や社会ニーズに対応する市場</p> <p>環境に配慮した設備の修繕・改修等、時代の変化やニーズに即した市場の整備がされている。</p>	<p>3.市内経済へ寄与する市場</p> <p>各種、横浜市の政策と連携したPRを通じ、地域の小売店、飲食店、宿泊施設、観光施設での取扱が増え、市民に身近な市場として親しまれており、市内経済の活性化に寄与している。</p>
---	---	--



令和元年9月12日
経済局南部市場活用課

横浜南部市場でヨコハマの食を体感！

～複合商業施設「BRANCH 横浜南部市場」が9月20日にオープン～

市場 × ブランチ
国内初コラボ！

横浜市は、市場の再編・機能強化に伴い、南部市場を、中央卸売市場本場を補完する「物流エリア」(約12.2万㎡)と、民間事業者のノウハウを活用して「食」をコンセプトとした集客施設を整備する「賑わいエリア」(約4.7万㎡)に分けて活用していきます。[経緯は詳細別紙①]

「賑わいエリア」の集客施設の整備・運営事業者に選定された大和リース株式会社が建設を進めてきた「ブランチ(BRANCH)横浜南部市場」[詳細別紙②]と、40年以上にわたり、買出し人向けの営業やイベント開催を行ってきた「横浜南部市場 食の専門店街(旧名称:食品関連卸売センター)」[詳細別紙③]が、9月20日にオープンします。

『物流』と『にぎわい』を合わせ持つ、新たな横浜南部市場で皆様のご来場をお待ちしています！



1 賑わいエリアの施設紹介

所在地: 金沢区鳥浜町1-1

敷地面積: 約4.7ha

駐車台数: 775台

ブランチ(BRANCH)横浜南部市場

運営者: 大和リース株式会社

延床面積: 20,431.13㎡

構造規模: 鉄骨造2階建て(店舗は1階、2階は駐車場)

テナント構成: 飲食、物販、サービスなど

施設の特徴: 市場であった特性を活かし、

「食のライブマーケット～地域と人が

食でつながる交流拠点～」をコンセプトに、

①発見くいつも新鮮な発見がある店舗群>

②体験く五感で食を体験できるコンテンツ>

③発信く地域の食と食文化の発信>

の3つのテーマを掲げ、地域や観光客などさまざまな人々に開かれた「食」のにぎわいを創出します。



▷ ブランチ正面
(開業準備中)



▷ 多目的なイベント開催が可能なスペースや、
緑を感じながら食を楽しむ芝生の広場のイメージパース

横浜南部市場 食の専門店街 ※旧名称「食品関連卸売センター」

運営者: 協同組合横浜南部市場共栄会

構造規模: 鉄筋コンクリート造3階建て

(既存建物・食の専門店街は1階)

テナント構成: 飲食、物販

施設特徴: 40年以上にわたり買出し人向けに、水産・青果に加え、食肉・卵・飲料・米・茶・菓子・調味料・包装材・雑貨・日用品などの販売やイベント等を開催してきました。今回、名称も新たに、一般のお客様に買い物を楽しんでいただける施設として開業します。



▷ 食の専門店街
イベントの様子

2 オープニングセレモニー（主催：大和リース株式会社）

開業日当日に、施設内特設会場にてオープニングセレモニーを執り行います。

日 時 令和元年9月20日(金) 9時30分から
主な出席者 大和リース株式会社 取締役常務執行役員 森内 潤一
横浜市市長 林 文子
横浜市会議長 横山 正人
協同組合横浜南部市場共栄会 理事長 柴岡 義幸
一般社団法人横浜南部市場管理協会 代表理事 小野 英樹
株式会社エイヴイ 代表取締役 木村 忠昭
内 容 主催者挨拶、来賓祝辞、テープカット



▷ ブランチのロゴマーク

3 関連イベント

(1) ブランチ横浜南部市場開業記念！金沢区・磯子区商店街スタンプラリー(9月20日～11月24日)

「よこはまウォーキングポイント」のアプリを利用して、近隣商店街を巡るスタンプラリーです。スタンプを集めて、横浜南部市場にお越しいただくと、地元商店街にちなんだ素敵な商品を差し上げます。[詳細別紙④]



(2) 開業記念イベント

9/20(金)

「ぼたんちゃん」(金沢区)、「いそっぴ」(磯子区)のキャラクターグリーティングなどを予定しています。

9/21(土)

地域の皆さまや市場関係者と一緒に盛り上げる各種イベントの開催を予定しています。

22(日)

・近隣商店街や「輝く女性起業家プロモーション事業」に関連して市内等で活躍する女性起業家が出店するマルシェ

23(月)

・地元団体が出演するパフォーマンスステージ ・物流エリア事業者が協力する鮮魚・野菜詰め放題&花苗プレゼント

(3) 開業記念展示コーナー

横浜南部市場を知ろう！コーナー

ブランチ横浜南部市場の一角に設けられる「横浜南部市場を知ろう！コーナー」では、市場の歴史などがご覧いただけます。この機会に、ぜひお越しください。



©IT00N/GN

「ガーデンネックレス横浜」ガーデンベア フォトスポット 設置期間：9月20日～10月14日

横浜は、花と緑を愛する人の心をつなぎ、自然環境を育む取組「ガーデンネックレス横浜 2019」を実施しています。同時期に開催される里山ガーデンフェスタに合わせて設置するガーデンベアのフォトスポットで思い出の一枚をお撮りください！

※上記イベントについては、(一社)横浜南部市場管理協会、(協)横浜南部市場共栄会、金沢区・磯子区商店街連合会他、関係者の皆様の御協力を得て実施します。

ラグビーワールドカップ 2019™パブリックビューイング 日本Vロシア

日 時 令和元年9月20日(金) 19時15分 開始予定 (19時45分 キックオフ)
会 場 ブランチ横浜南部市場 施設内特設会場
入 場 無料(定員:200名) ※先着順

ゲストスピーカーをお招きしてラグビートークショー開催！

現役選手のお二人、木津武士さん(2015年日本代表、レッドドルフィンズ所属)と稲橋良太さん(ジャパントップリーグリーダークラス代表、スピアーズ所属)をお招きして、試合の見どころや解説、さらにはお二人しか知らない代表選手の素顔などをお話しいたします！キックオフ前から試合終了後まで、みんなで盛り上がりましょう！



木津武士さん



稲橋良太さん

オープニングセレモニー・内覧会等の取材について

内 覧 会 令和元年9月19日(木) 10時から12時(最終受付11時30分)

オープニングセレモニー 令和元年9月20日(金) 9時30分から10時(予定)

上記詳細及び取材をご希望の場合は、同日発表の大和リース株式会社宛て取材申込書によりご連絡ください。

お問合せ先

経済局 南部市場活用課長

卯都木 優子 Tel 045-459-3312

※本件は経済記者クラブにも同時発表しています。

1 横浜市中心卸売市場の概要

横浜市は、昭和6年2月、神奈川区に、全国で3番目、東日本では最初の中央卸売市場を開設しました。昭和34年11月には肉類を専門に扱う食肉市場を鶴見区に開設し、さらに人口増加による本市市場に対する需要の増加を背景に、昭和48年11月、金沢区に南部市場を開設しました。

市場名	本 場	南 部 市 場	食 肉 市 場
開設年月日	昭和6年2月11日	昭和48年11月8日	昭和34年11月5日
所在地	神奈川区	金沢区	鶴見区
敷地面積	115,843 m ²	170,886 m ²	42,739 m ²
延べ床面積	131,789 m ²	78,971 m ²	24,010 m ²
取扱品目	青果・水産物・鳥卵	青果・水産物・花き	食肉

※平成27年3月31日に
中央卸売市場としては廃止

2 再編・機能強化に関する基本方針の策定

横浜市中心卸売市場は、平成18年3月の包括外部監査において、今後の市場のあり方（2市場体制を維持するか否か等）の検討を求める意見が出されました。その後、市場関係者との協議・検討を経て、平成22年7月に決定した「横浜市中心卸売市場の再編・機能強化に関する基本方針」に基づき、本場と南部市場の役割を次のとおりとし、平成27年4月より運営しています。

《基本的考え方》

- (1) 商圈や立地条件などを考慮して、本場を中央卸売市場として、市が引き続き開設、運営します。
- (2) 南部市場は、中央卸売市場としては廃止しますが、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用します。

	本 場	南 部 市 場
青果部 水産物部	中央卸売市場	本場を補完する加工・配送、流通の場（原則民間による外気遮断・温度管理型施設への改修・整備）
鳥卵部	外気遮断・温度管理型売場、 加工場等の整備実施	—
花き部	(本場に花き部はなし)	商圈（市内南部及び三浦半島地区）特性を踏まえた、民営の花き流通センターまたは民営地方卸売市場
関連事業		青果、水産物、花き部門の支援的な役割とともに、消費者等にかかれた業態化

3 横浜南部市場の土地利用の経緯

物流エリア

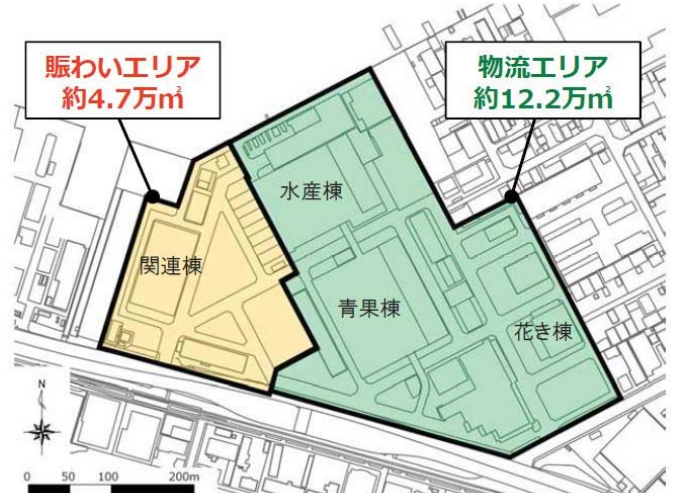
基本方針に基づき、青果、水産物は、卸売市場法に基づく「市場外指定保管場所」の指定を受け、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用を行っています。また、花きについては、民営の地方卸売市場として運営を行っています。

賑わいエリア

賑わいエリアでは、関連事業者が既存建物を活用して営業を継続し、さらに、隣接する土地の一部を20年間の事業用定期借地として公募により選定した事業者へ貸付け、事業者は施設的设计・建設、維持管理・運営等を行います。

南部市場は、昭和48年の開設から40年以上地元で生鮮食料品等を供給してきたことから、次のコンセプトにより横浜市が民間事業者を公募しました。

- ① 「食」の拠点としてのイメージを活かす
- ② 市場ならではの「食」を堪能できる
- ③ 周辺観光施設と連携し市場の魅力を発信する





BRANCH
横浜南部市場

9.20(金)

GRAND
OPEN



食の賑わい「ブランチ横浜南部市場」堂々オープン!!

各回先着
200名様

〈オープン記念〉
トートバッグ(保冷付)プレゼント!!

9/20(金) ①11:00~ ②17:00~ 海辺広場に配布
★参加方法 館内(食の専門店街含む)ご利用レシート2,000円
以上(税込・合算可)ご提示でお一人様1点配布
※なくなり次第終了

9/20(金)

振る舞い餅まき

◎時間:10:00(予定)~ ◎場所:海辺広場



地域の人気キャラクターが登場!

◎時間:①12:00~ ②13:00~ ③14:00~ ④15:00~
◎場所:館内周回

※イベントは予告なく変更する場合がございます。※写真はすべてイメージです。
※ブランチマルシェや野菜・鮮魚の詰め放題&花苗プレゼントは、なくなり次第終了です。
※雨天時は、会場・内容を変更して実施、もしくは中止いたします。詳しくはHPをご確認ください。

9/21(土)
9/22(日)

大型スクリーンで鑑賞!「映画祭」

◎日時:9/21(土) 18:30(予定)~「スタンド・バイ・ミー」上映
9/22(日) 18:30(予定)~「ネバーエンディング・ストーリー」上映
◎場所:海辺広場

9/21(土)
9/23(月)

横浜女性起業家 in ブランチ

可愛いアクセサリや雑貨などを販売。
◎時間:10:00~17:00 ◎場所:施設内各所

ブランチマルシェ

金沢区・磯子区など地元のお店が大集合。
バラエティにとんだキッチンカーもあるよ!

◎時間:10:00~17:00 ◎場所:マーケット広場

enjoy marché/



9/22(日)

ステージパフォーマンス

地元の団体によるダンスや書道パフォーマンスを披露!

◎時間:①11:00~ ②13:00~ ③15:00~ ◎場所:海辺広場

9/23(月)

野菜・鮮魚の詰め放題&花苗プレゼント

◎時間:【鮮魚の部】11:00~
【野菜の部】①13:00~ ②15:00~
◎場所:海辺広場 ◎協力:横浜南部市場

★参加方法 館内(食の専門店街含む)ご利用レシート
2,000円以上(税込・合算可)ご提示でお一人様1袋配布
※なくなり次第終了



EVENT INFO

同時開催中! ■ 9/20(金)~11/24(日) スマホアプリで景品GET! 金沢区・磯子区 商店街スタンプラリー



おいしい応援団の二人を探せ! >> 答えは公式ホームページをチェック!!



15 NEW SHOPS

食を中心としたバラエティ豊かなショップがOPEN!

FLOOR MAP

- レストラン & カフェ
Restaurant & Cafe
- ショッピング
Shopping
- フード
Food
- サービス
Service
- キッズスペース付オフィス
Office With kids space
- 催事・交流スペース
Event & Communication Space



MAP No. 01

ノジマ

家電専門店 ノジマ
[営業時間] 10:00~20:00

家電販売の他、購入後のアフターサービスや困りごとのご相談にも力を入れています!

MAP No. 02

上州屋

釣具 上州屋
[営業時間] 9:00~22:00

入門者・ファミリーからベテランまで満足の品揃え。あなたのフィッシングライフを徹底サポートします。

MAP No. 03

宝くじ

くじ販売 宝くじロトハウス
[営業時間] 10:30~18:30 ※土日祝は18:00まで

通常くじ、スクラッチ、ナンバーズ、ロト、BIG、totoなど販売。ぜひ当店で大きな夢を!

MAP No. 04

ave

スーパーマーケット エイビー
[営業時間] 10:00~19:00 南部市場店

鮮度抜群の生鮮食品や品揃え豊富な加工食品を毎日お買得価格でご提供!

OPENING CAMPAIGN
お客様一人あたりお買上げ
3,000円(税抜)毎にマイバスケットを
1つプレゼント!
【各日先着2,500個ご用意】
※9/20(金)~23(月・祝)

MAP No. 05

CREATE SDS

ドラッグストア クリエイトSD
[営業時間] 10:00~20:00 プランチ横浜南部市場店

薬品、化粧品、日用品を中心に、地域の方々に役立つづくりを目指しています。

MAP No. 06

まあるいあわせ

炭焼きハンバーグレストラン
飲食 まあるいあわせ
[営業時間] 11:00~22:00

厳選したビーフのジューシーなハンバーグステーキで、肉の旨味をご堪能ください。

MAP No. 07

Seria

100円ショップ Seria
[営業時間] 10:00~20:00

日常を彩る、おしゃれでかわいいモノに出会える「100円雑貨の専門店」がOPEN。

OPENING CAMPAIGN
5個以上お買上げの方に、
オリジナルトートバッグをプレゼント!!
【各日先着350名様】
※9/20(金)~23(月・祝)

MAP No. 08

八百屋 みなみ

青果店 みなみ
[営業時間] 9:00~19:00

南部市場で愛され続ける老舗の青果店。新鮮な野菜を皆様へお届けします。

MAP No. 09

神水産

鮮魚販売 神水産
[営業時間] 9:00~19:00

創業46年の老舗鮮魚店。新鮮な魚を日々食卓に提供できるようがんばります!

MAP No. 10

葉山珈琲

カフェ 葉山珈琲
[営業時間] 8:00~19:00

大人の隠れ家のような店内で、こだわりの自家焙煎コーヒーとフードをお楽しみください。

MAP No. 11

食肉問屋直販
横浜南部晃進

食肉・飲食業 横浜南部晃進
[営業時間] 10:00~20:00

地元神奈川県産葉山牛をはじめ、良質な肉を使用した惣菜を豊富に取り揃え。

MAP No. 12

がっせん会堂

11月OPEN予定

食堂・和食 がっせん食堂
[営業時間] 8:00~16:00 ※土日祝は22:00まで

まぐろ丼、海鮮丼、支那そば、ふく料理などを提供。ご家族そろってお越しください。

MAP No. 13

Épicier

ベーカリー&カフェ エピシエール
[営業時間] 10:00~20:00

素材にこだわり、美味しさをギュッと詰め込んだ手作り焼ききたてパンの店です。

MAP No. 14

mama square

年内開所予定

キッズスペース付オフィス ママスクエア
[営業時間] 9:30~18:30

「ワーキングスペース」と「キッズスペース」が併設された新しい形のオフィスです。

MAP No. 15

【期間限定】
9/20(金)~11/未予定

NANBU BBQ PARK
南部肉場店

持込自由バーベキューインストラクターが在籍し、貴方の選んだ食材が本格バーベキューに。

完全予約制

ご予約は
コチラから▶

BRANCHアプリ Start!

お得がいっぱい!
嬉しい機能が無料でご利用いただけます!

App Store | Google Play

公式LINEがオープン!

お得な情報を随時配信。お友達登録してね!

公式Instagram開設!

イベント情報や店舗情報を日々更新!
フォローはコチラ▶

駐車料金のご案内

※詳しくはHPをご確認ください

駐車場をご利用のお客様	駐車場営業時間	駐車料金のご案内
最初の 1時間 無料 施設のご利用で 最大3時間 無料	平面駐車場 / 24時間営業 立体駐車場 / 22:30~8:30は入出庫不可	10:00~21:00 / (60分)200円、(最大)1,000円 21:00~10:00 / (60分)100円、(最大)200円

つなぐ笑顔は無償だ。

SMILE ACTION

大和リースが運営する商業施設では「SMILE ACTION」を行っています。SMILE ACTIONは商業施設を通してできる地域貢献・社会貢献活動のことです。
大和リース スマイルアクションで検索

※入場ルールについて
「南部市場前」「第1機動線入口」交差点からの入退場のみとなります。駐車場の出入りは、左折IN、左折OUTのみとなります。

駐車台数
775台

交通アクセス

駅からのアクセス方法

- 横浜方面から
JR京浜東北線(横岸線)「新杉田駅」からシーサイドラインに乗り換え「南部市場駅」直結
- 横浜・三浦方面から
京急本線「金沢八景駅」からシーサイドラインに乗り換え「南部市場駅」直結

車でのアクセス方法

- 横浜方面から
首都高速湾岸線新杉田出口から国道357号線へ3分
- 横浜方面から
横浜横須賀道路並木出口から国道357号線へ10分

営業時間のご案内

10:00~22:00

※各店舗によって営業時間は異なります。※各店舗の電話番号は、公式HPをご確認ください。※商品に関する問い合わせは、直接店舗へお願いいたします。※掲載の価格は、税抜と表記のもの以外は税込価格です。※広告の商品が万一、売切れの場合はご容赦下さい。※商品によっては、数量によって限定させていただきます。※写真はすべてイメージです。

ランチ横浜南部市場

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 1-1
TEL. 045-374-5392
※9/20(金)より開通

ランチ横浜南部市場

BRANCH
ランチ 横浜南部市場

Daiwa Lease

どなたでも買い物をしていただける!

市場価格で!!



横浜南部市場

食の専門店街

2019

水曜定休日

営業時間 6:00~18:00

日・祝日 9:00~14:00

※営業時間は各店舗ごとに異なりますので詳細につきましてはご確認をお願いいたします

野菜、お肉、お魚からこだわりの食材まで
いろいろ取り揃えています。よい品を市場価格で!!



食の専門店街 MAP



精肉	横浜南部市場食肉
鶏肉&卵	鈴音
魚加工品	シーフーズ
卵	横浜鶏卵

冷凍食品	うさぎや
鮮魚・魚加工品	マルハマ冷蔵
冷凍食品	キンコー食品
青果	つまたけ商店
菓子・玩具	第一商事
菓子・食品	南部新会田
青果・果実	朝市食品
調理器具・刃物	三河屋商店

かに・魚加工品	かに専	
鮮魚・魚加工品	浜光水産	包装資材 オリマツ
		包装資材 小林紙工
菓子	お菓子のアウトレット栗田園	佃煮・漬物 佃源
お茶・椎茸	栗田園	

お茶・海苔	関口商会	
業務用食材	松本食品	
青果	つまたけ商店	
青果・果実	朝市食品	食品全般 高梨南部市場

お食事(和食)	鈴	南部亭
お食事(中華)	一品香	
お食事(洋食)	キッチンK	
お食事(和食)	蒔田	
計量器具・POS	システムインダ神奈川	
米・雑穀	南部山八	
漬物	秋本食品	

佃煮・漬物	栄屋寿商店
食品全般	横浜乾物
食品全般	伊勢隆商事
お食事(和食)	横濱屋本舗

郵便局

通路

通路



休憩所

正門↓

今後は、日曜日・祝日も営業! ぜひお越しください。

当「横浜南部市場 食品関連卸売センター」は、昭和48年の開業以来、横浜の台所として皆様と「食」を通じて発展してまいりました。

この度、大和リース(株)様の「BRANCH 横浜南部市場」の開業に際しまして当施設を「横浜南部市場 食の専門店街」に改名いたしまして気持ちも新たに頑張っております。

これからも「横浜南部市場 食の専門店街」をよろしくお願ひ致します。



9月
20日
[金]

9月
21日
[土]

9月
22日
[日]

9月
23日
[月]

**イベント
開催♪**

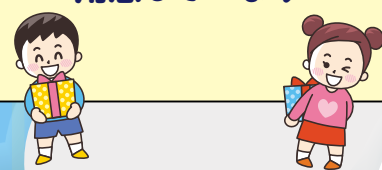
参加無料!

AM 10:00 ~ PM 13:00

20日金	サイコロゲーム / ポップコーン
21日土	輪なげ / かき氷
22日日	射的 / ポップコーン
23日月	バケツにPON! / かき氷

先着 100名様に
オリジナルトートバッグ
プレゼント!!

お子様にもプレゼントを
ご用意しています!



※食の専門店街とランチのコラボオリジナル保冷バッグを
当日お買い上げレシート2,000円以上でプレゼント!! (数量限定)

**駐車場も
リニューアル!!**

お客様駐車場のご案内



- 駐車料金 (一般利用)
 - 入庫後最初の60分間……無料
 - 施設利用で1店舗追加60分無料、最大2店舗まで追加120分無料

**今後は、日・祝日も
営業致します!**



**協同組合
横浜南部市場共栄会**

〒236-0002 横浜市金沢区烏浜町1-1
TEL: 045-779-2870
定休日 / 水曜日
営業時間 / 6:00 ~ 18:00
<https://www.yokohama-smp.com>

横浜南部市場

シーサイドライン「南部市場駅」下車すぐ

公共交通機関のご利用をお願い致します

スマホアプリで
景品がもらえる!

金沢区・磯子区 商店街スタンプラリー

横浜南部市場に9月20日(金)に複合商業施設「ブランチ横浜南部市場」がオープンします!
オープンを記念して、金沢区・磯子区の商店街と横浜南部市場を巡るスタンプラリーを開催します。
スタンプラリーを達成した方には地元商店街にちなんだ素敵な商品を差し上げます。

《スタンプラリー実施期間》9月20日(金)～11月24日(日)

【景品交換期間・Wチャンス応募期間】12月1日(日)まで 【対象】18歳以上の横浜市内在住、在学、在勤の方

スタンプラリーの流れ

よこはまウォーキングポイントのアプリを起動して
スタンプラリースタート!

- ▶未登録の方は出発までにインストール登録を済ませておくとスムーズです。
- ※イベントページは9月20日より公開予定。



エリアは4つ。各スポットでスタンプをもらおう!

- ▶スタンプはアプリ内で取得できます。(詳しくは裏面へ)
- ▶1スポットにつき5ポイント、1エリア達成毎に合計70ポイントをもらえます。



スタンプを集めたら
「ブランチ横浜南部市場」管理事務所にて
景品と達成ボーナスポイントをゲット!

- ▶アプリ内のイベント達成画面を見せて、その場で景品を受け取れます。
- ▶景品は1エリアにつき1点、1エリアでも達成すればもらえます。
- ※ただし数に限りがあります。

金沢ブランド、
磯子の逸品に選定された
地元商店街で人気の品を
プレゼント!



Wチャンス!!

達成時にももらえる「賞品抽選券」を
投函すると、素敵な賞品が抽選で当たる!

- ▶投函はブランチ横浜南部市場管理事務所にて設置の応募箱にて。当選者には、郵送にて賞品を発送します。
- 【応募期間】12月1日(日)まで



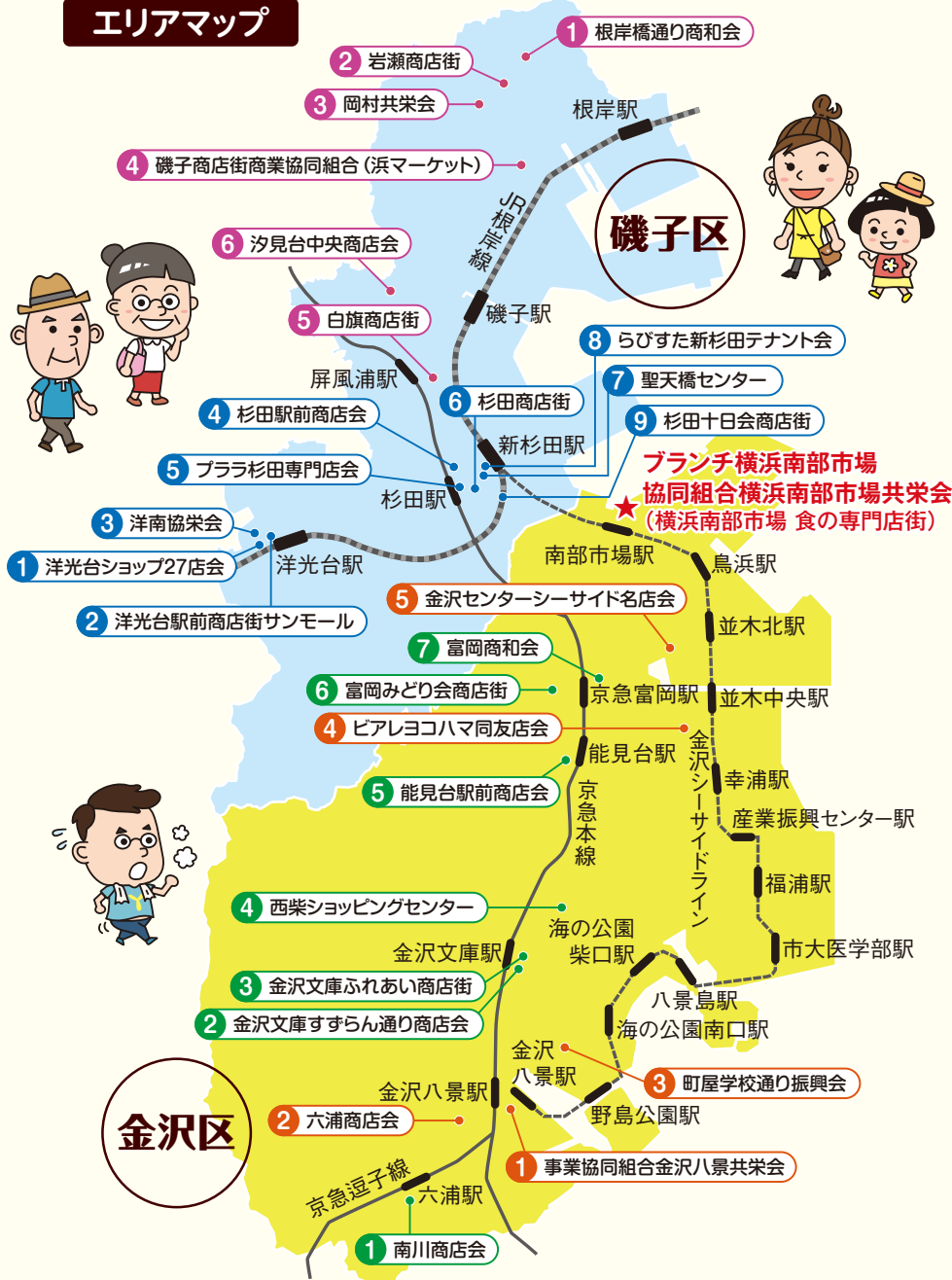
◎エリアマップとよこはまウォーキングポイントのアプリについては裏面をごらんください。

よこはまウォーキングポイント事業とは、ウォーキングを通じて楽しみながら健康づくりをしていただく事業です。

主催: 経済局南部市場活用課 共催: 大和リース株式会社(ブランチ横浜南部市場)
協力: 金沢区商店街連合会、磯子区商店街連合会

※景品はイメージです。

エリアマップ



磯子Aエリア

- 1 洋光台ショップ27店会
- 2 洋光台駅前商店街サンモール
- 3 洋南協栄会
- 4 杉田駅前商店会
- 5 プララ杉田専門店会
- 6 杉田商店街
- 7 聖天橋センター
- 8 らびすた新杉田テナント会
- 9 杉田十日会商店街

磯子Bエリア

- 1 根岸橋通り商和会
- 2 岩瀬商店街
- 3 岡村共栄会
- 4 磯子商店街商業協同組合(浜マーケット)
- 5 白旗商店街
- 6 汐見台中央商店会

金沢Aエリア

- 1 南川商店会
- 2 金沢文庫すずらん通り商店会
- 3 金沢文庫ふれあい商店街
- 4 西柴ショッピングセンター
- 5 能見台駅前商店会
- 6 富岡みどり会商店街
- 7 富岡商和会

金沢Bエリア

- 1 事業協同組合金沢八景共栄会
- 2 六浦商店会
- 3 町屋学校通り振興会
- 4 ビアレコハマ同友店会
- 5 金沢センターシーサイド名店会

※各エリアとも必ず、ランチ横浜南部市場、協同組合横浜南部市場共栄会(横浜南部市場 食の専門店街)を巡って達成です。

よこはまウォーキングポイント歩数計アプリについて

ダウンロードは
こちらから

Android 端末を
ご利用の方



iPhoneを
ご利用の方



またはアプリストアで

▶ニックネーム、ログインID、登録用パスワードを入力するだけで登録完了!

▶詳しくはマニュアルをご覧ください。



●スタンプ取得方法

- 1 「スタンプイベント」のアイコンを押します。
- 2 参加したいイベントの「詳細を見る」を選択します。
- 3 参加しているスポットの場所を確認します。
- 4 対象のスポットの近くに足を運びます。
- 5 スポットの近くで「スポットを検索する」を選択して、位置情報を送信すると、各スポットでスタンプとポイントがもらえます。
- 6 全てのスタンプを集めると、ボーナスポイントがもらえます。



ウォーキングポイントに関するお問合せ

よこはまウォーキングポイント事業(YWP)事務局 電話:0570-080-130
【受付時間】午前9時30分~午後5時30分(土・日・休日、年末年始はお休み)

ランチ横浜南部市場に関するお問合せ

ランチ横浜南部市場 電話:045-374-5392



スタンプラリーに関するお問合せ

経済局南部市場活用課 電話:045-459-3318

【受付時間】午前8時45分~午後5時15分(土・日・休日、年末年始はお休み)

令和元年9月発行

『ラグビーワールドカップ 2019™ ファンゾーン in 神奈川・横浜』ケータリングゾーンに



横浜市中央卸売市場の キッチンカーが出店します！



TM © Rugby World Cup Limited 2015

この度、ラグビーワールドカップ 2019™ の開催に際して、臨港パークに設置される公式イベントブースであるファンゾーンに横浜市中央卸売市場水産物部のキッチンカーが出店します。

横浜市中央卸売市場本場水産物部では、県内漁港で水揚げされる地魚や未利用魚(※)の活用をPRするため、毎月第一・第三土曜日に開催している市場開放日や市内で開催されるイベントで、キッチンカーによる地魚フライなどの販売を行っています。

市場の認知度向上や、地魚の魅力を伝える商品販売を行いますので、皆様のご来場をお待ちしています。

○出店日（ファンゾーン開催全 15 日間のうち8日間）

- 【9月】20日（金）、21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）
- 【10月】12日（土）、13日（日）
- 【11月】2日（土）

※開催時間は開催日により異なります。詳しくはWEBサイト「横浜ラグビー情報」ファンゾーン特設ページ等でご確認ください。

(<https://rugby.city.yokohama.lg.jp/category/fanzone/>)

○販売メニュー（予定）※販売商品はすべて県内の未利用魚を活用する予定です。



平塚産サバのフィッシュ&チップス



オキヒイラギのアヒーショ
(神奈川県立海洋科学高校開発)



平塚産サバまんじゅう
(カレーチーズ味)

※未利用魚とは

水産物の流通過程で、魚体のサイズが不揃いであったり、漁獲量が少なくロットがまとまらない等の理由から、非食用に回されたり、低い価格でしか評価されない魚を指します。

横浜市中央卸売市場では、キッチンカーでの商品販売や市内小学校の独自給食などに県内漁港で水揚げされた未利用魚を活用し、魚食普及や水産資源の有効活用を進めています。

裏面あり

○取組主体：横浜魚市場卸協同組合

横浜市中心卸売市場水産物部では、平成 27 年 5 月に 10 年後のあるべき将来像を設定した経営ビジョンを策定し、横浜の食文化を支える公器として地域社会に貢献すべく、具体的施策を展開しています。特に、神奈川県内の漁港に揚がる旬の地魚の魅力を伝えるための取組みに力をいれており、本市も場内事業者と一体となってこうした取組みを支援しています。

お問合せ先
(市場に関する事) 経済局中央卸売市場本場経営支援課長 永井 隆 Tel 045-459-3331
(経営ビジョンに関する事) 横浜魚市場卸協同組合 事務局長 市川 悦雄 Tel 045-459-3400